

すみだ子育て・子育て応援宣言

墨田区次世代育成支援行動計画



平成 17 年 3 月

墨 田 区

子どもたちの未来に向けて

「すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－」は、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境整備を図るうえで、墨田区としての指針を定めるものです。

この計画を策定するにあたっては、公募の区民の方や、子育て支援、青少年育成の現場で活動をされている方々などを委員とする「墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会」を組織し、さまざまなご意見やご要望をお聞きしながら、検討を進めてまいりました。さらに、地域協議会委員による検討のほか、子育て中の区民の皆様との地域懇談会などを開催し、広く区民の皆様のご意見も伺ってまいりました。そういう意味で、この計画は、区民と行政とのパートナーシップにより策定した計画であると考えております。

行動計画には、新たに実施する地域の中での子育て支援策をはじめ、保育園の待機児解消策、要保護児童対策、青少年対策など163の事業に取り組み、これらの事業の推進により、18歳未満の人口を1割増加させる目標も掲げました。

子どもは家族の宝であるとともに、地域や社会の宝です。「すみだ子育て・子育て応援宣言」という表題には、子ども自身が持っている生きる力、育つ力を最大限尊重しながら伸ばすとともに、すべての子育て家庭を地域ぐるみで応援していこうという熱い思いが込められています。

すみだの子どもたちの健やかな成長を願い、また、明日のすみだを担う子どもたちの未来のために、すべての関係者と連携して計画の着実な推進を図ってまいりたいと思います。

平成17年3月

墨田区長 山崎 昇

すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－によせて

ここに、「すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－」が、多くの区民、関係者の参加のもとで策定されたことをとてもうれしく思います。

わが国においては、もともと子育て・子育ては家庭や地域社会による互助で担われており、そうした社会では、社会が子育てを支援する必要もありませんでした。しかしながら、高度経済成長期を経て、私たちの社会は地域におけるお互いのつながりと助け合いを失ってしまいました。この結果、子どもの育ちや子育てが急速に閉塞的な状況に追い込まれることとなり、少子化や子ども虐待などさまざまな社会問題が生じることとなりました。子育てもなかなか楽しめなくなってきました。

こうした状況に対応するためには、かつて地域社会が担っていた子育て・子育ての機能を社会の仕組みとして組み入れ、地域の人と人とのつながりを新しい形で再生していくことが必要となってきます。つまり、子どもが育つことや子どもを生み育てるという営みを、社会全体で応援していくことが必要とされているのです。

このため、政府は地域における子育て支援事業を法定化し、それらを計画的に進める次世代育成支援対策推進法を制定し、子ども・子育て応援プランも策定しました。ここに公表する計画は、この法律に基づき、墨田区が、法律に定められた本協議会の参加を得ながら策定した子育て・子育て計画となります。

昨年5月に誕生した墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会は、公募区民や関係者など28名で構成され、その都度、区が作成する原案に対して議論や提言を行ってきました。きめ細かい議論を行うため分科会・作業部会方式を採用し、また、区民との懇談会も随時進めてきました。計画が策定されるまでに、本協議会が3回、分科会が各4回、作業部会が2回、区民懇談会も4回開催されました。

その間の協議会委員の計画に込めた願いを、行動計画の巻末に集めています。私たちの熱い思いを感じとっていただければ幸いです。この計画により、子育て・子育て支援に係る区民共通の基盤ができました。しかし、実行はこれからです。この計画の推進を見守り、随時、必要な改善を加えていくための区民による推進組織の設置も、本計画に盛り込まれています。

子どもは私たちおとなが次の時代に贈る生きたメッセージであり、子育ては墨田区の次世代を育てる営みでもあります。「子はかすがい」といわれますが、子育ては、人と人をつなぎ、また、時代と時代を結ぶかすがいの役目を担う大切な営みといえるでしょう。

ぜひ、区民の皆さん一人ひとりがこの「子育て・子育て応援宣言」をお読みいただき、今後ご意見をお寄せいただきたいと思います。もちろん、子どもたちからの意見も大歓迎です。区民一人ひとりの積極的な参加が、この計画をよりよいものにしていくのだと思っています。

平成17年3月

墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会会長

柏女 霊峰

すみだ子育て・子育て応援宣言
－墨田区次世代育成支援行動計画－
目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	4
4. 計画の策定方法	5
(1) 計画の策定体制	5
(2) 墨田区次世代育成支援のための調査の実施	6
(3) 区民の意見の把握と計画への反映	7
第2章 計画策定の背景	9
1. 国における少子化・子育て支援に対する取り組み	11
(1) 少子化・子育て支援対策の展開	11
(2) 次世代育成支援対策の展開	12
2. 墨田区の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	13
(1) 少子化の動向	13
(2) 子育て家庭を取り巻く状況	16
(3) 子どもを取り巻く状況	18
3. 墨田区の子ども人口の将来予測	21
第3章 基本理念と施策の体系	23
1. 基本理念	25
2. 基本理念に基づく5つの宣言	26
3. 施策の体系	28
4. 10年後の目標	30
5. 重点的に取り組む施策	31

第4章 施策の展開.....	35
1. すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、サービスを充実します	37
方向性(1) お母さんと子どもの健康づくり	39
方向性(2) すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスの充実.....	43
方向性(3) 保育園等の保育サービス・幼稚園の充実.....	48
方向性(4) 利用者の視点に立った情報の発信	51
方向性(5) 子育て家庭への経済的な支援.....	53
2. 子どもたちをたくましく心豊かに育てます	55
方向性(1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会づくり	57
方向性(2) 子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備	62
方向性(3) 子どもの心とからだの健康づくり	66
3. 地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあいます	68
方向性(1) 親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり	70
方向性(2) 地域の子育て力の育成と協働	73
方向性(3) 子育て・子育て支援ネットワークの構築	76
4. 個別の支援が必要な子どもとその家庭をきめ細かくサポートします	78
方向性(1) ひとり親家庭の自立支援	80
方向性(2) 障害のある子どもの発達と成長支援	83
方向性(3) 虐待の防止及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援.....	86
方向性(4) 不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家庭への支援.....	88
5. 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境をととのえます.....	90
方向性(1) 男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくり	92
方向性(2) 子どもの安全を守るための環境の整備	94
方向性(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進.....	96
第5章 計画の推進にむけて	99
1. 計画の点検・評価と推進体制.....	101
2. 関係機関との連携の強化.....	101
協議会委員からのメッセージ ～計画に込めた願い～	103
参考資料.....	113
資料1 計画事業一覧.....	115
資料2 子育て支援サービス等の目標事業量	121
資料3 検討体制及び検討経過.....	123
1. 墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会	123
2. 墨田区次世代育成支援行動計画策定本部.....	127
資料4 計画事業の所管部署 連絡先.....	130

第1章

計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

日本全体の出生数は年々減少し続けており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。一人の女性が生涯に生む平均子ども数を表す合計特殊出生率は、終戦直後には4.32であったものが、「1.57 ショック」（平成元年の合計特殊出生率が昭和41年丙午^{ひのえうま}の1.58を下回る）以後も低下を続け、平成15年は1.29と過去最低を記録するに至っています。

人口を維持するのに必要な合計特殊出生率の水準は、2.08とされています。このままでは総人口は平成18年をピークとして減少に転じ、「人口減少社会」へ突入することが確実な状況です。

墨田区における合計特殊出生率は、平成15年時点で1.08と全国平均を大幅に下回る状況にあり、少子化問題は、多くの区民が社会や地域全体で解決すべきと感じている、重要な課題となっています。

さらには、核家族化、働き方などライフスタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、近年厳しさを増しており、子どもや子育て家庭に対する地域社会の支援のあり方を再構築していくことが求められています。

このような状況の中、政府・地方自治体・企業等が一体となって、国の基本政策として次世代育成支援を進めるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これにより、全国すべての地方自治体に、次世代育成支援対策に関する市町村行動計画を策定することが義務付けられました。

「すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－」は、次世代育成支援対策推進法が掲げる理念に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、成長することができる地域づくりをめざして、区民、関係機関、区が協働で策定したものであり、今後墨田区が取り組むべき施策の方向性を明確にし、それらの施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

2. 計画の位置づけ

「すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－」は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として、次代の社会を担う子どもと子育て家庭に対する支援策や、子どもを取り巻く環境整備を図るための施策を体系的に定めるものです。

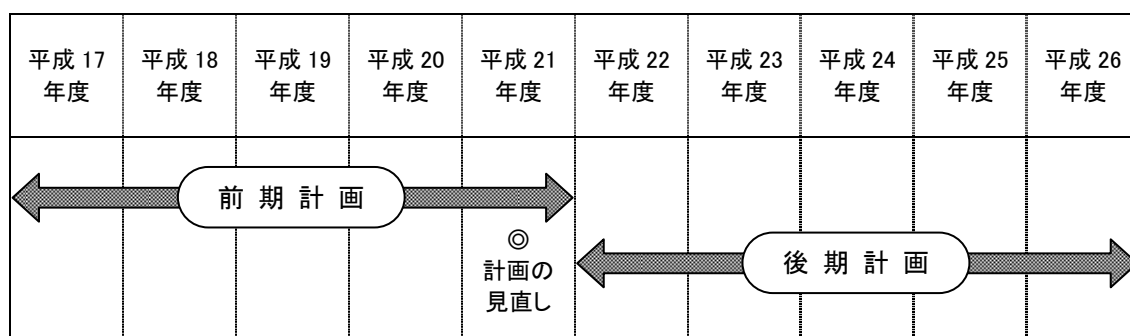
本計画は、墨田区における、子どもと子育て家庭への支援を総合的に進めていくための基本計画であり、母子保健計画と母子家庭及び寡婦自立促進計画を包含するものです。

また、墨田区基本構想が掲げる基本理念及び都市像を実現するための「墨田区基本計画」（平成13年度から平成22年度）との整合性を図るとともに、墨田区における福祉保健分野の基本計画である「墨田区地域福祉計画」や各分野別計画との調整を図るものとします。

3. 計画期間

市町村行動計画は、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するために、5年を1期として策定するものとされていることから、本計画は、平成17年度から平成21年度までの5か年を、前期計画の計画期間とします。

また、平成21年度までには必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする後期計画を策定します。

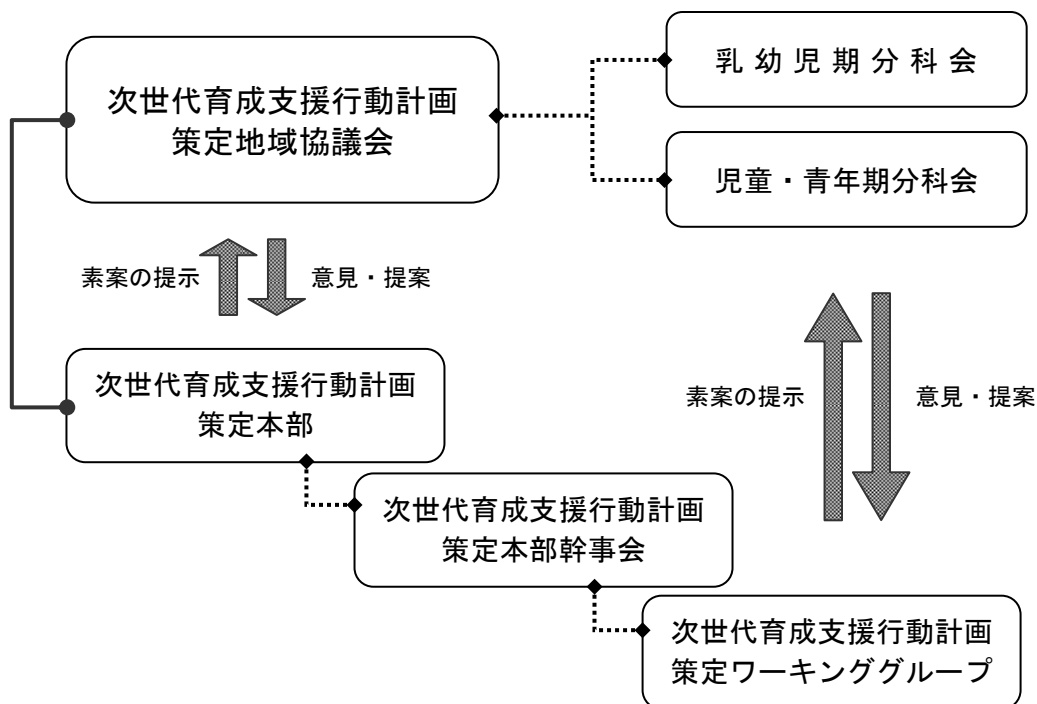


4. 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

「すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－」は、学識経験者、公募の区民をあわせた 28 名で構成される「墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会」及びその下部組織である 2 つの「分科会」の協議・検討を通じて、策定を行いました。協議会及び分科会は、会議及び会議録を公開とし、ホームページ等を活用して情報提供を図るなど、区民に開かれた審議を進めました。

庁内においては、関連部課の代表で構成される「墨田区次世代育成支援行動計画策定本部」「墨田区次世代育成支援行動計画策定本部幹事会」「墨田区次世代育成支援行動計画策定ワーキンググループ」を設置し、関連部署間との連絡調整等を密にして、全庁をあげた取り組みを進めました。



(2) 墨田区次世代育成支援のための調査の実施

墨田区では、区における子育ての実態や、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境を整備していくための施策等のあり方について区民の意見を把握するため、計画の策定に先立ち、平成16年1月に以下の調査を実施しました。

この調査から得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの目標事業量を設定するための資料として、活用を図っています。

調査の種類	対象者	対象者数・回収状況	調査方法
①乳幼児の養育等に関する実態・意識調査	0～6歳の未就学の子どもがいる保護者	対象者数:2,000人 有効回収率:65.1%	郵送配布・ 郵送回収
②小学校児童の生活等に関する実態・意識調査	小学生の子どもがいる保護者	対象者数:1,200人 有効回収率:62.3%	郵送配布・ 郵送回収
③青少年の生活等に関する実態・意識調査 (中学生調査)	区内の公立学校に通う中学2年生	対象者数:378人 有効回収率:88.1%	学校配布・ 学校回収
④青少年の生活等に関する実態・意識調査 (高校生等調査)	中学卒業～19歳の区民	対象者数:595人 有効回収率:38.2%	郵送配布・ 郵送回収
⑤次世代育成と子育て環境整備に関する区民意識調査	20～59歳の区民	対象者数:1,498人 有効回収率:40.5%	郵送配布・ 郵送回収

※本文中に「調査」とあるのは、この「墨田区次世代育成支援のための調査」を指します。

(3) 区民の意見の把握と計画への反映

区民の意見の計画への反映を図るため、子育て中の区民と協議会（分科会）委員、区が意見交換をする場として区民懇談会を開催し、次世代育成支援に関する区民の意見の把握に努めました。

また、「墨田区次世代育成支援行動計画 中間のまとめ」を広く公表し、パブリック・コメント※を実施するなど、区民の意見を聴取する機会を設け、計画への反映を図りました。

区民懇談会の開催

	開催日時	開催場所	参加者数
第1回	平成 16 年 9 月 4 日(土) 午前 10 時～12 時	興望館	32 名
第2回	平成 16 年 9 月 8 日(水) 午前 10 時 30 分～12 時	すみだ子育て相談センター	41 名

区民懇談会(PART2)の開催

	開催日時	開催場所	参加者数
第1回	平成 16 年 12 月 10 日(金) 午後 7 時～8 時 30 分	興望館	20 名
第2回	平成 16 年 12 月 14 日(火) 午前 10 時 30 分～12 時	すみだ子育て相談センター	19 名

※パブリック・コメントとは、区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民等が意見を述べる機会を設け、それに対する区の考え方を公表していく手続きのことを指します。

第2章

計画策定の背景

1. 国における少子化・子育て支援に対する取り組み

(1) 少子化・子育て支援対策の展開

平成2年の「1.57ショック」(平成元年の合計特殊出生率が昭和41年^{ひのえうま}丙午の1.58を下回る)以降、国は、「エンゼルプラン」「緊急保育対策等5か年事業」(平成6年12月)、「新エンゼルプラン」(平成11年12月)の策定、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月閣議決定)に基づく「待機児童ゼロ作戦」などにより、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生みたい人が生み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いた、様々な対策を推進してきました。

しかしながら、平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口」により、少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められ、現状のままでは、今後も少子化が一層進展していく見通しが明らかにされました。

年次	少子化・子育て支援対策の展開
平成2年	・「1.57ショック」(平成元年の合計特殊出生率が昭和41年(丙午)の1.58を下回る)
平成6年	・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」の策定 ・「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方(緊急保育対策等5か年事業)」の策定(平成7～11年度)
平成10年	・改正児童福祉法の施行(保育園の入所方式の変更等)
平成11年	・少子化対策推進関係閣僚会議「少子化対策推進基本方針」の策定 ・「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画(新エンゼルプラン)」の策定(平成12～16年度)
平成12年	・改正児童手当法の施行(支給対象年齢を義務教育就学前まで延長) ・児童虐待の防止等に関する法律の成立・施行
平成13年	・育児休業中の育児休業給付額の引き上げ(25%→40%) ・児童手当の支給対象拡大(所得制限を緩和し支給率拡大) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定(待機児童ゼロ作戦、放課後児童受入れ体制の整備など) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の成立・施行
平成14年	・「日本の将来推計人口」の公表 ・改正育児・介護休業法の施行(育児期間中の時間外労働の制限、看護休暇制度の導入等)

(2)次世代育成支援対策の展開

厚生労働省は平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、これを踏まえ、平成15年3月に政府としての「次世代育成支援に関する当面の取組方針」（少子化対策推進閣僚会議）が決定されました。

この方針は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援（「次世代育成支援」）するという考え方から、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱にそった総合的な取組みを推進するとしたものです。

これらの施策を推進するため、平成15年7月には、地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組みを推進するための「次世代育成支援対策推進法」、地域における子育て支援の強化を図るための「改正児童福祉法」が成立しました。

さらに、平成16年には、虐待防止にむけた地域レベルの体制を強化するための「改正児童福祉法」が成立しました。12月には、平成21年度までの5年間の施策の実施目標とともに、10年後にめざす社会像を掲げる「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」が策定されるなど、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換にむけた取組みが進められています。

年次	次世代育成支援対策の展開
平成14年9月	・厚生労働省「少子化対策プラスワン」発表
平成15年3月	・少子化対策推進閣僚会議「次世代育成支援に関する当面の取組方針」のとりまとめ
平成15年7月	・次世代育成支援対策推進法及び改正児童福祉法の成立 ・少子化社会対策基本法の成立
平成16年4月	・児童手当の支給年齢拡大（小学校3年生修了前まで延長）
平成16年6月	・「少子化社会対策大綱」閣議決定
平成16年11月	・改正児童福祉法の成立
平成16年12月	・改正育児・介護休業法の成立 （取得対象者の拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇制度の創設等） ・「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」の策定

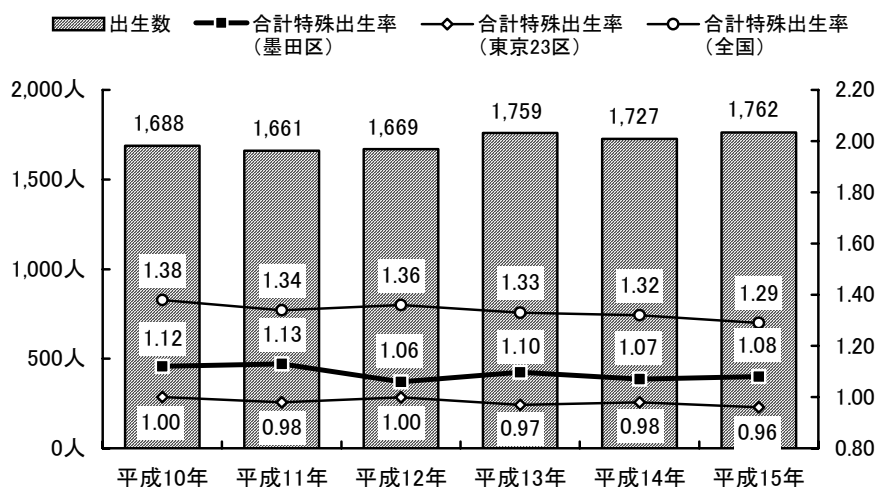
2. 墨田区の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

(1) 少子化の動向

- 墨田区においても少子化は進行しています。一人の女性が生涯に生む平均子ども数を表す合計特殊出生率は、平成 15 年時点で 1.08 と、全国平均を大きく下回る状況にあります。18 歳未満の子ども人口は平成 16 年 4 月 1 日現在 30,102 人、総人口に占める割合は 13.0%と、東京 23 区平均に比べても低い割合です。
- 少子化の要因として、晩婚化・未婚化の進行に加えて、結婚しても子どもを生まない夫婦の増加傾向が認められています。未婚率の推移をみると、20 代から 30 代の未婚率は全国的にも上昇していますが、墨田区は全国平均を上回り、男性 30～34 歳では 5 割台、女性 25～29 歳では 6 割台に及んでいます。また、平成 5 年に生まれた子どもの母親は 25～29 歳が最も多いのに対し、平成 15 年に生まれた子どもの母親は 30～34 歳が最も多く、晩産化が進んでいる傾向もうかがえます。
- このような少子化の背景としては、個人の結婚に対する意識や価値観が変化していること、長時間労働や長時間勤務など職場優先の雇用環境と企業風土や、女性が子育てと仕事を両立しやすい雇用環境になっていないことが、子育てと仕事の両立の負担感を増大させていること、都市化や核家族化により子育てに対する不安感や孤独感が増大していることなどが指摘されています。
- 一方、子育て家庭がほしいと考えている子どもの数は平均 2.6～2.7 人であるのに対し、実際の子どもの人数は平均 1.8～2.2 人と、理想と現実との間に大きな差が生じている状況も明らかになっており、実際の子どもの人数がほしいと思う人数より少ない理由の第 1 位に、経済的な負担が大きいことがあげられています。

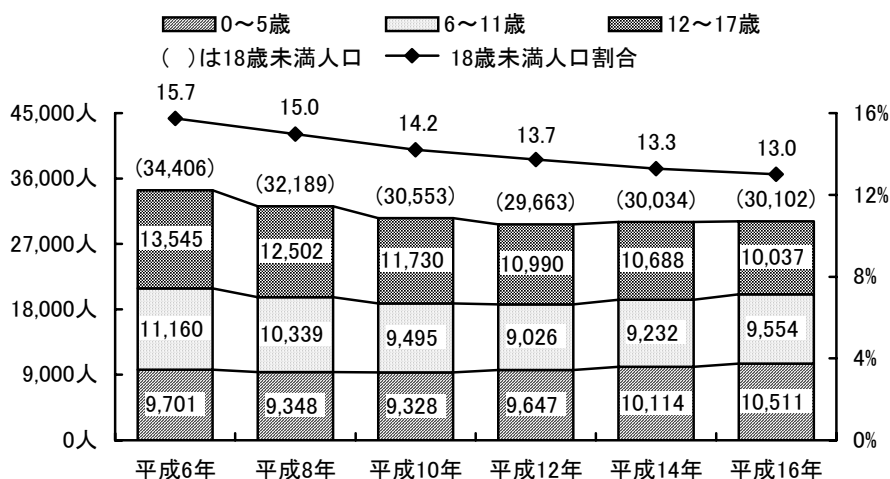
- 価値観が多様化している中、結婚や出産は当事者の選択に委ねられるものですが、子どもを生み育てたいと考えている人がそれを実現できるよう、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備していく必要があります。
- 子どもの頃から、男女が協力して家庭をもつこと、子どもを生み育てることの意義や大切さを伝えていく取り組みを推進する必要があります。

出生数と合計特殊出生率の推移



資料：墨田区：「墨田区の福祉・保健」、東京23区：東京都福祉保健局「東京都の衛生統計」
 全国：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

18歳未満人口の推移



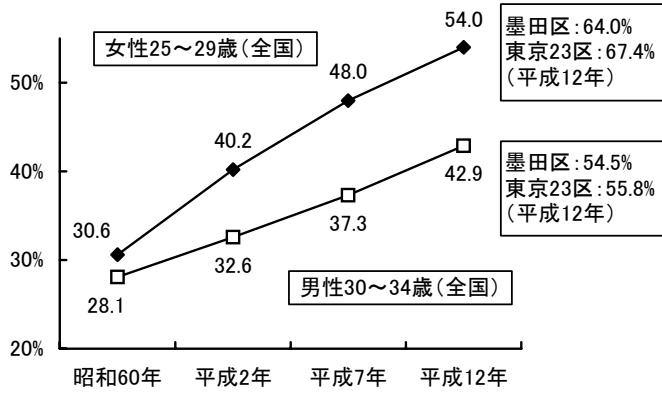
資料：平成12年までは住民基本台帳人口、平成14年以降は住民基本台帳及び外国人登録人口
 (各年4月1日現在)

子ども人口割合の比較

	墨田区	東京23区
0～5歳人口割合	4.6%	4.6%
6～11歳人口割合	4.2%	4.4%
12～17歳人口割合	4.4%	4.5%
18歳未満人口割合	13.1%	13.5%

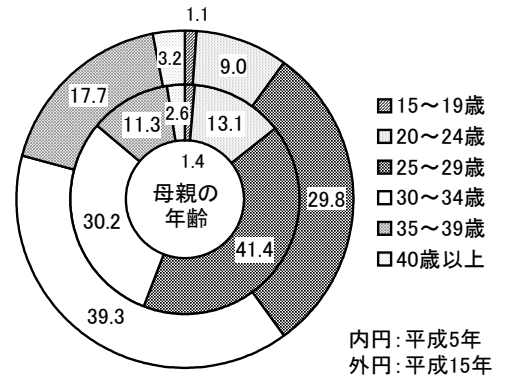
資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口 (平成16年1月1日現在)

年齢別にみた未婚率の推移



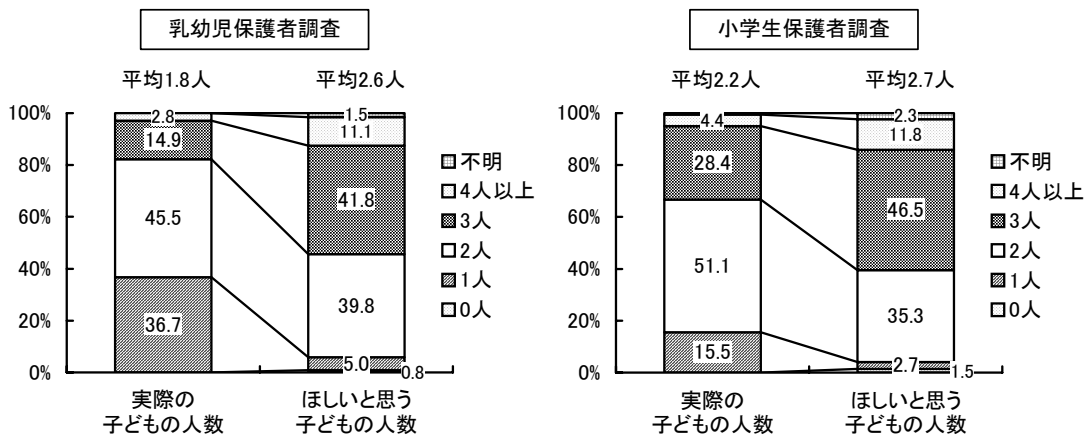
資料：総務省統計局「国勢調査」

各年出生児の母親の年齢構成比



資料：「墨田の保健衛生」及び「墨田区の福祉・保健」

実際の子どもの人数とほしいと思う子どもの人数



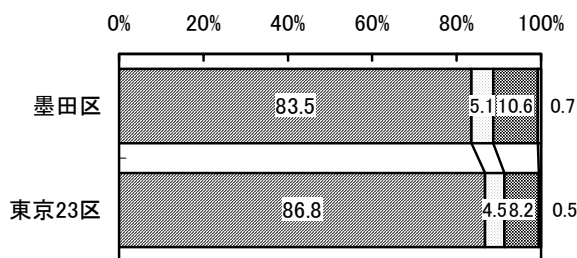
資料：墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成16年3月）

(2)子育て家庭を取り巻く状況

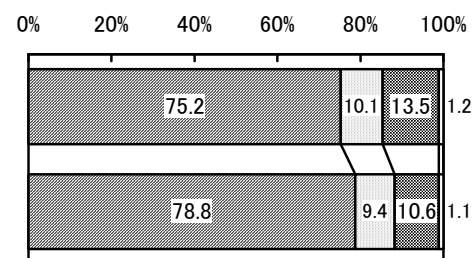
- 墨田区における子どものいる世帯の家族類型は、東京 23 区と比べると三世帯世帯の割合が高いことが特徴ですが、9 割近くが核家族世帯です。特に、賃貸マンション・アパートや公営住宅等が多い南部地域（本所地域）は、核家族世帯の割合が高くなっています。
- 調査結果によると、乳幼児・小学生の保護者の 4 割台が、子育てに対して自信がないと『ときどき・いつも感じる』と回答しています。ひとり親と子ども世帯や、乳幼児の世話をした経験がほとんど・まったくないままに親になっている人に、不安感が高くあらわれています。
- 子育て家庭の就労状況を見ると、自営業が多い墨田区においては、出産・子育て期にあたる 25～39 歳の女性の就業者率が、東京 23 区平均と比べて高くなっています。調査結果によると、乳幼児の母親の 4 割台、小学生の母親の 7 割弱が就労していると回答しています。

- 子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、男性の子育て参加の促進や親の子育て力の育成にむけた取り組みを推進するとともに、地域ぐるみで子育て支援を展開するなど、子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められます。
- 働きながら子育てをしている人が子育てと仕事の両立を図ることができるよう支援していく必要があります。

6 歳未満の子どものいる世帯の家族類型



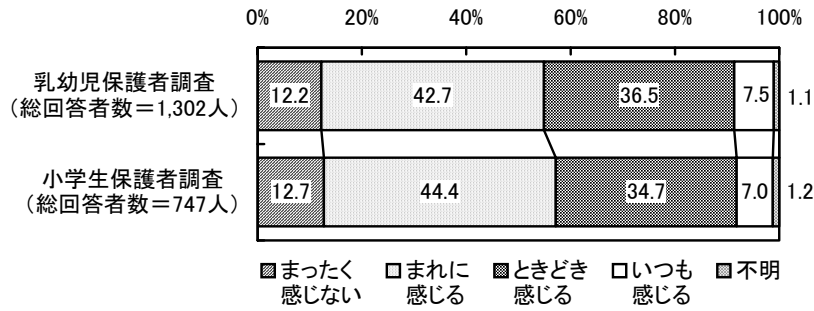
18 歳未満の子どものいる世帯の家族類型



■ 夫婦と子ども世帯 □ ひとり親と子ども世帯 ■ 三世帯世帯 □ その他の世帯

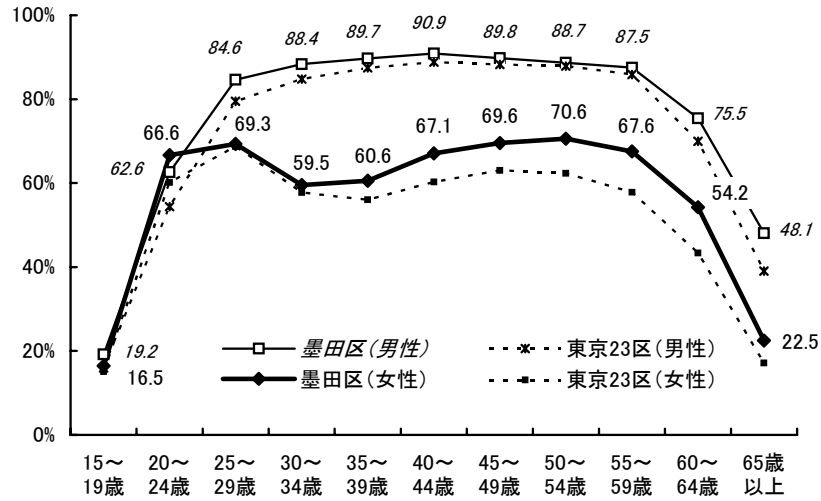
資料：総務省統計局「平成 12 年国勢調査」

子育てに対する不安感



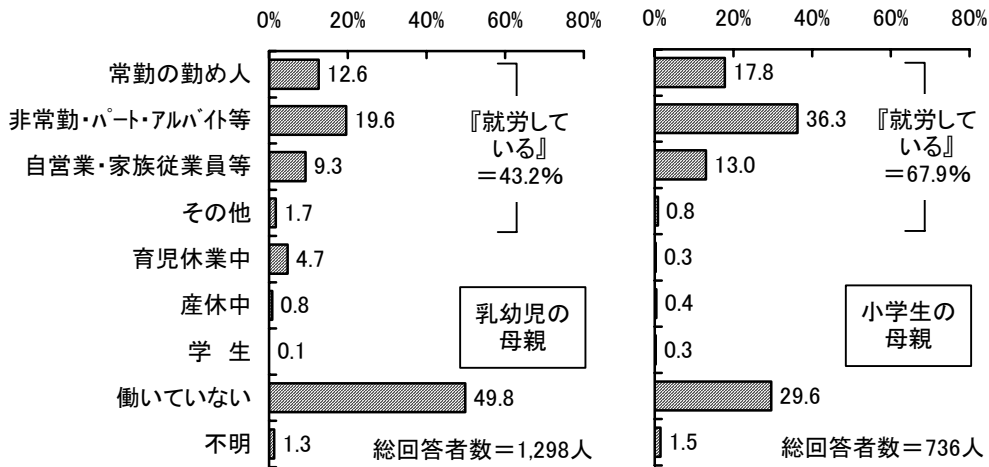
資料：墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成16年3月）

年齢階級別就業者率



資料：総務省統計局「平成12年国勢調査」

乳幼児・小学生の母親の就労状況



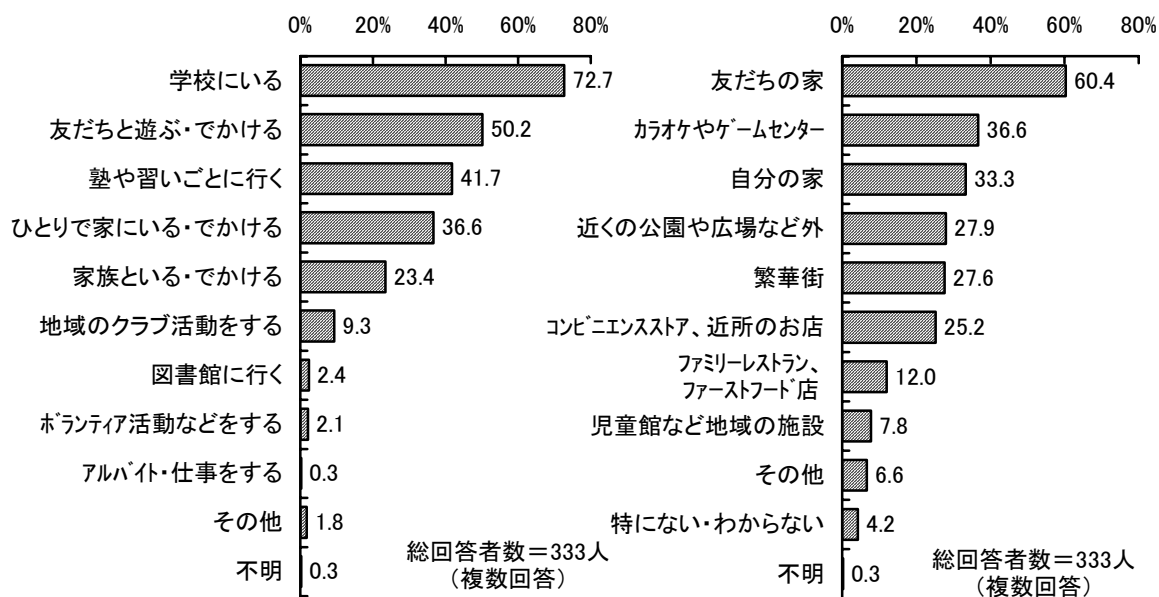
資料：墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成16年3月）

(3)子どもを取り巻く状況

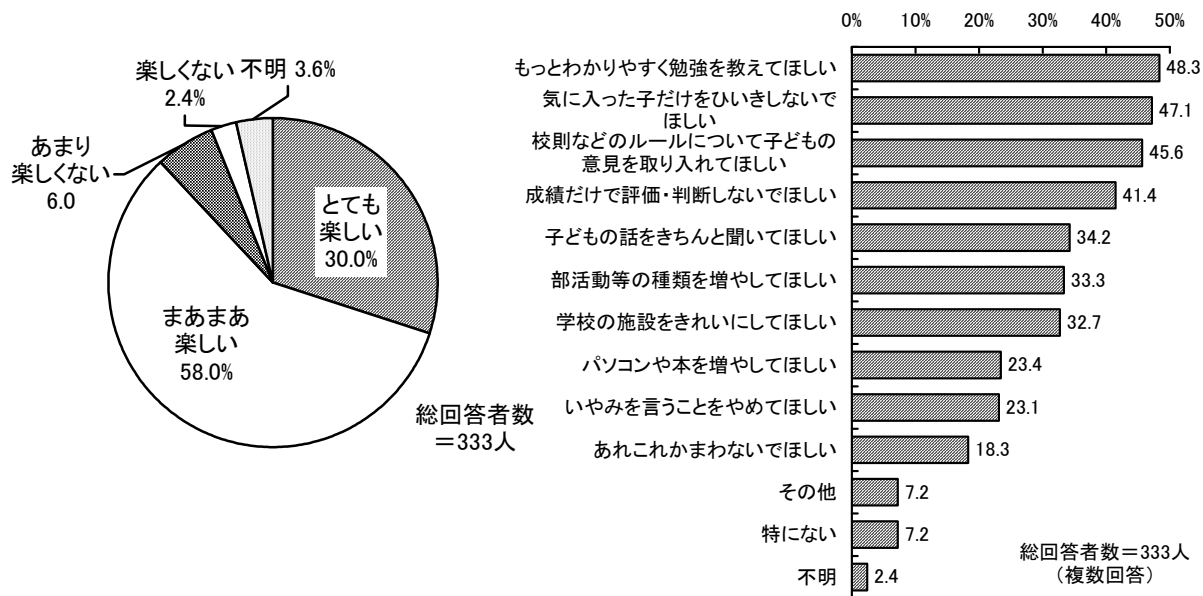
- 調査結果から中学生の平日の放課後の過ごし方をみると、「学校にいる」「友達と遊ぶ・でかける」「塾や習いごとに行く」といった過ごし方が多い一方、「ひとりで家にいる・でかける」とする回答も4割近くにのぼっています。友達との遊び場・でかけ先は、「友だちの家」が最も多く、「カラオケやゲームセンター」「自分の家」と続いており、「近くの公園や広場など外」とする回答は3割弱でした。近くにほしい遊び場や施設としては、「雨の日でも遊べる場」「カラオケやゲームセンター」「思いきり遊べる広い公園や広場」といった回答が多くなっています。
- 学校生活については、中学生の88.0%が『楽しい』と回答しています。学校の先生や学校に対する希望の上位3位は、「もっとわかりやすく勉強を教えてほしい」「気に入った子だけをひいきしないでほしい」「校則などのルールについて子どもの意見を取り入れてほしい」となっています。
- 一方、高校生等の将来の結婚や子育てに関する希望をみると、8割強が『結婚したい』、7割強が『2人以上子どもをほしい』と回答する結果となりました。将来つくりたい家庭像の第1位は、「子どもが小さいときだけ女の人が家において、子どもが大きくなったら男の人も女の人も働いて、いっしょに家のことや子育てをする家庭」36.1%であり、特に女性では半数近くを占めています。

- 次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つよう、地域環境、教育環境の整備や、多様な取り組みを展開していく必要があります。
- 子どもたちが将来結婚し家庭を築きたい、子どもを育てたいという希望を持ち続け、また叶えることができるような社会づくりを進めていく必要があります。

中学生の平日の過ごし方(左図)と友だちとの遊び場・でかけ先(右図)

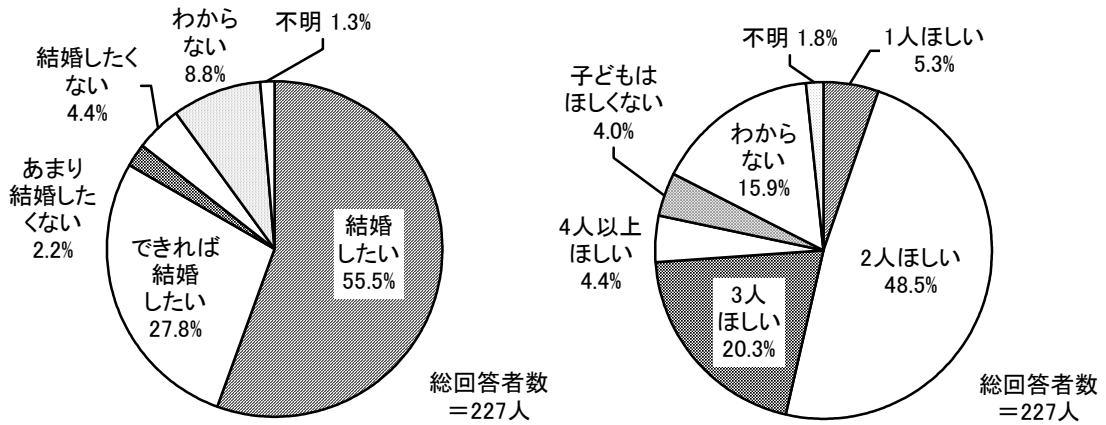


中学生の学校生活の評価(左図)と学校の先生や学校に対する希望(右図)

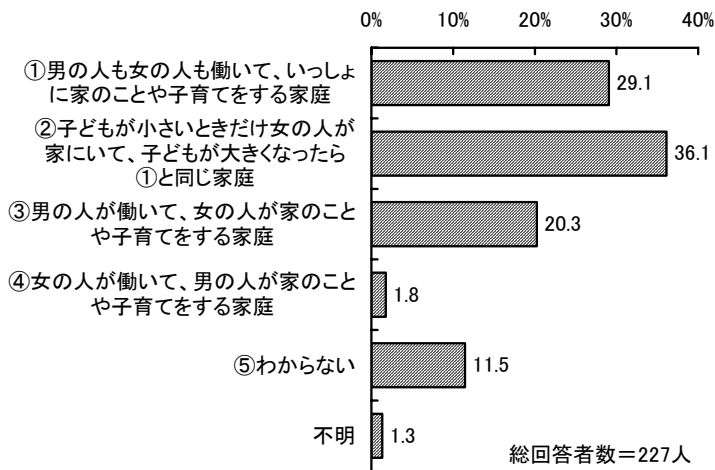


資料：墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成16年3月）

高校生等の結婚についての希望(左図)と将来ほしい子どもの数(右図)



高校生等が将来つくりたい家庭像



資料：墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成16年3月）

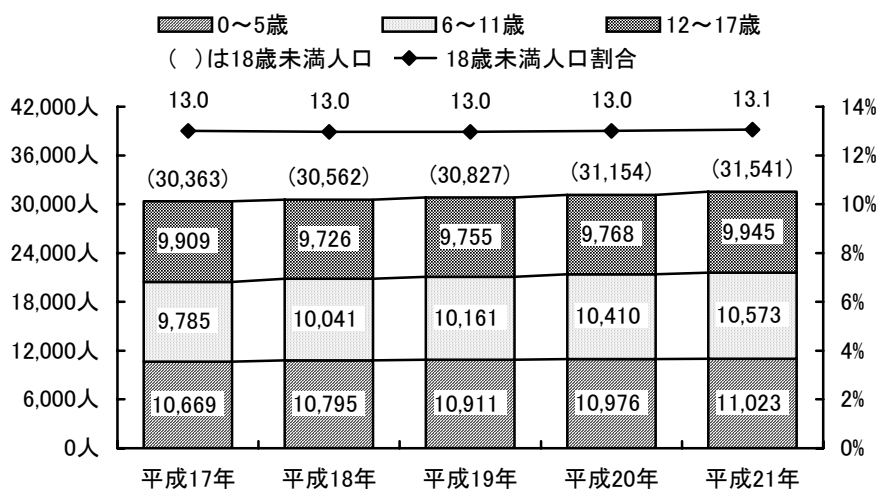
3. 墨田区の子ども人口の将来予測

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
0 歳	1,782 人	1,788 人	1,790 人	1,783 人	1,774 人
1 歳	1,834 人	1,840 人	1,846 人	1,848 人	1,841 人
2 歳	1,776 人	1,826 人	1,832 人	1,838 人	1,839 人
3 歳	1,780 人	1,788 人	1,838 人	1,844 人	1,850 人
4 歳	1,749 人	1,793 人	1,801 人	1,851 人	1,857 人
5 歳	1,748 人	1,760 人	1,804 人	1,812 人	1,862 人
0～5 歳	10,669 人	10,795 人	10,911 人	10,976 人	11,023 人
6 歳(小 1)	1,702 人	1,741 人	1,753 人	1,796 人	1,804 人
7 歳(小 2)	1,677 人	1,707 人	1,746 人	1,758 人	1,801 人
8 歳(小 3)	1,648 人	1,678 人	1,708 人	1,748 人	1,760 人
9 歳(小 4)	1,564 人	1,658 人	1,688 人	1,718 人	1,758 人
10 歳(小 5)	1,672 人	1,585 人	1,680 人	1,710 人	1,740 人
11 歳(小 6)	1,522 人	1,672 人	1,586 人	1,680 人	1,710 人
6～11 歳	9,785 人	10,041 人	10,161 人	10,410 人	10,573 人
12～14 歳	4,681 人	4,696 人	4,811 人	4,889 人	5,051 人
15～17 歳	5,228 人	5,030 人	4,944 人	4,879 人	4,894 人
18 歳未満人口	30,363 人	30,562 人	30,827 人	31,154 人	31,541 人

※各年 4 月 1 日現在

※住民基本台帳及び外国人登録人口の実績人口データをもとに、コーホート変化率法に基づき推計

※コーホート変化率は、平成 13→14 年、平成 14→15 年、平成 15→16 年の変化率の平均値を使用している



第3章

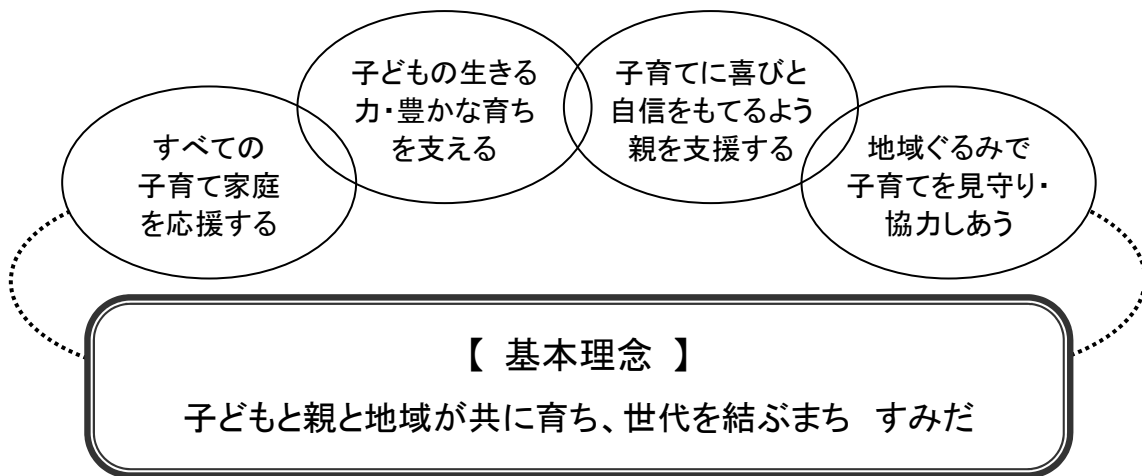
基本理念と施策の体系

1. 基本理念

子どもや子育て家庭を支援していくにあたっては、子どもを社会の一員として認め、一人ひとりが健康で、幸せに育つことを第一に考えながら、

- 共働き家庭、専業主婦家庭など、多様な家庭の状況に対応し、「すべての子育て家庭を応援する」ことが重要です。
- 次代を継承していく「子どもの生きる力・豊かな育ちを支えていく」ことが重要です。
- 親やこれから親となる人たちが「子育てに喜びと自信をもてるよう、その成長を支援していく」ことが重要です。
- “すみだ” ならではの地域の人と人とのつながりを再生し、「地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあう」ことが重要です。

これらの視点を踏まえ、墨田区においては次の基本理念を掲げ、区民、関係機関、区の協働のもと、計画の推進を図っていきます。



2. 基本理念に基づく5つの宣言

基本理念に基づき次の5項目を宣言し、子どもや子育て家庭への支援施策を展開していきます。

宣言① すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、サービスを充実します

地域への多様な保健サービス、子育て支援サービス等の整備と、利用しやすいしくみづくりを進め、すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、応援していきます。

【 具体的な方向性 】

- (1) お母さんと子どもの健康づくり
- (2) すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスの充実
- (3) 保育園等の保育サービス・幼稚園の充実
- (4) 利用者の視点に立った情報の発信
- (5) 子育て家庭への経済的な支援

宣言② 子どもたちをたくましく心豊かに育てます

未来のすみを担う子どもたちが、たくましく心豊かに育つよう、生きる力や豊かな人間性を育む地域環境、教育環境の整備を進めます。

【 具体的な方向性 】

- (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会づくり
- (2) 子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備
- (3) 子どもの心とからだの健康づくり

宣言③ 地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあいます

子どもとともに親も成長していくことができるよう、親としての役割を学習する機会を充実させていきます。また、地域相互の信頼感やつながりを育て、区民一人ひとりが地域の一員として「子育て」に役割を見出し、見守り・協力しあっているまちづくりを進めます。

【 具体的な方向性 】

- (1) 親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり
 - (2) 地域の子育て力の育成と協働
 - (3) 子育て・子育て支援ネットワークの構築
-

宣言④ 個別の支援が必要な子どもとその家庭をきめ細かくサポートします

ひとり親家庭や障害児のいる家庭、虐待を受けた子どもとその家庭など、個別の支援が必要な子どもとその家庭に対するきめ細かな対応を図っていきます。

【 具体的な方向性 】

- (1) ひとり親家庭の自立支援
 - (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
 - (3) 虐待の防止及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援
 - (4) 不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家庭への支援
-

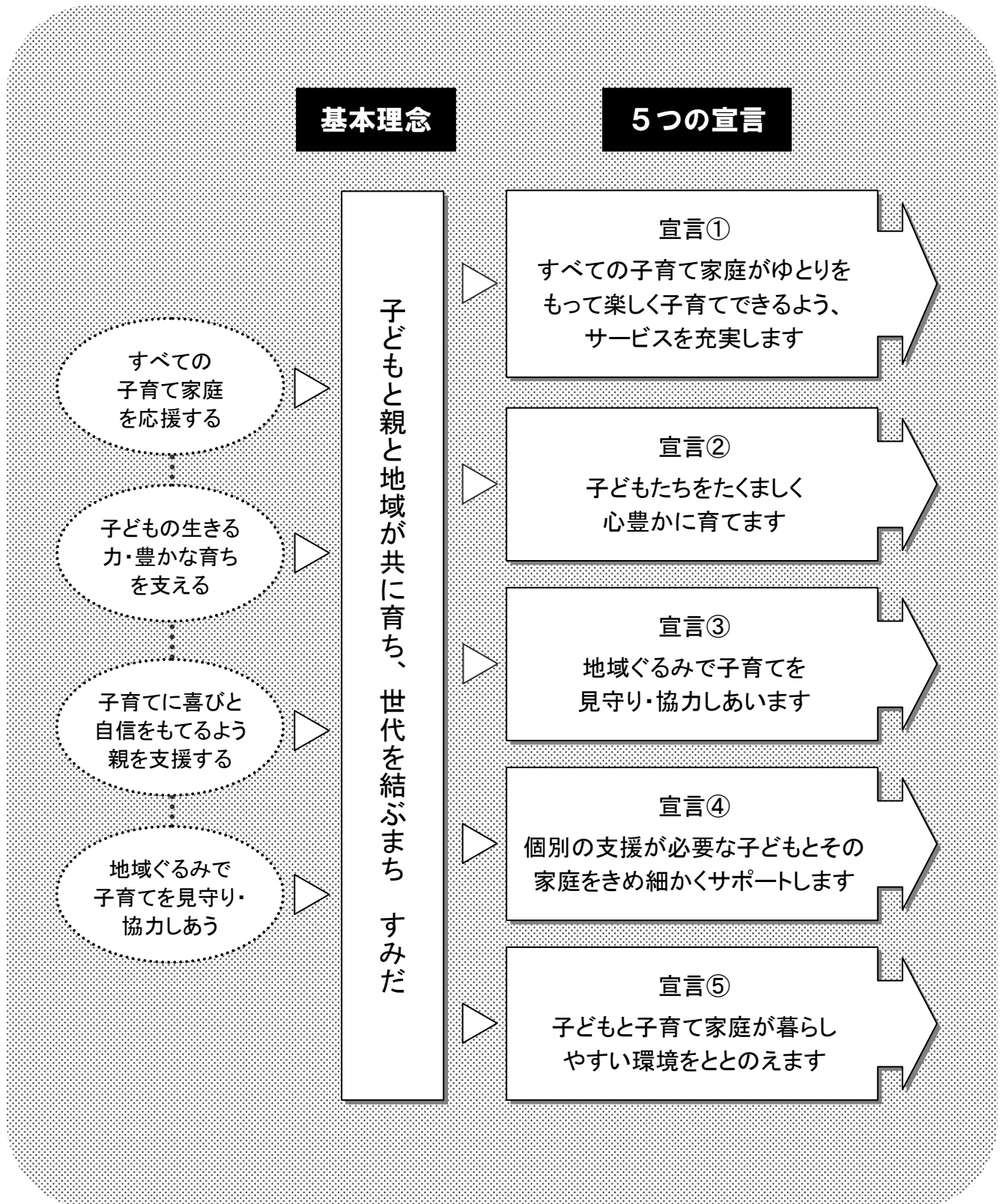
宣言⑤ 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境をととのえます

男女がともに自分らしい暮らしを実現しつつ子育てに取り組んでいける環境づくり、子どもの安全を守るための対策など、子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境を整備します。

【 具体的な方向性 】

- (1) 男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくり
 - (2) 子どもの安全を守るための環境の整備
 - (3) 子育てにやさしいまちづくりの推進
-

3. 施策の体系



具体的な方向性

- (1) お母さんと子どもの健康づくり
- (2) すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスの充実
- (3) 保育園等の保育サービス・幼稚園の充実
- (4) 利用者の視点に立った情報の発信
- (5) 子育て家庭への経済的な支援

- (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会づくり
- (2) 子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備
- (3) 子どもの心とからだの健康づくり

- (1) 親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり
- (2) 地域の子育て力の育成と協働
- (3) 子育て・子育て支援ネットワークの構築

- (1) ひとり親家庭の自立支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) 虐待の防止及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援
- (4) 不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家庭への支援

- (1) 男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくり
- (2) 子どもの安全を守るための環境の整備
- (3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

4. 10年後の目標

本計画を推進することによりめざす10年後の姿は、少子化に歯止めがかかり、墨田区が子どもの笑顔があふれるまちになっていることです。

そこで、墨田区においては、本行動計画の事業を区民、関係機関、区が協働で実施することにより、18歳未満の子ども人口を、平成26年度までの10年間で約1割増加させることを目標とします。

子どもの笑顔があふれるまちに…18歳未満の子ども人口を増やします
30,102人(H16.4.1) を 33,000人(H26.4.1) に

18歳未満の子ども人口が、平成26年4月には33,000人以上となるよう、あらゆる英知を集結し、全区をあげて計画を推進していきます。

5. 重点的に取り組む施策

子育て支援サービスの充実と保育園の待機児の解消

すべての子育て家庭が利用できる、子育て支援サービスの充実を図り、保護者が地域でゆとりをもって楽しく子育てができるよう、支援していきます。

公民協働により保育園を整備し、多様な保育ニーズに応じていくとともに、保育園、幼稚園が連携・協働して就学前の保育・教育環境の整備を進め、保育園の待機児ゼロをめざします。

【重点事業】

14	児童養育家庭ホームヘルプサービス	45 頁
15	緊急一時保育	45 頁
17	一時保育	45 頁
18	訪問型一時保育 ★	45 頁
21	トワイライトステイ ★	46 頁
22	訪問型病後児保育 ★	46 頁
23	施設型病後児保育 ★	46 頁
25	子育てひろば	46 頁
32	認可保育園の整備	49 頁
33	認可保育園の民営化	49 頁
34	認証保育所の整備誘導	49 頁
37	延長保育	50 頁
38	夜間延長保育	50 頁
39	休日保育	50 頁
40	特定保育 ★	50 頁

★は 17 年度以降の新規事業

未来のすみだを担う子どもの育つ力の育成

子どもの豊かな育ちを育む場、将来家庭を築き、親となっていくための学びの場や機会の確保とプログラムの充実を図ります。

子どもの虐待の防止・再発防止対策、ひきこもりや不登校、少年非行等の問題への対策を強化し、子どもが心身ともに健やかに成長し、社会的に自立していくことができるよう、きめ細かな支援を展開していきます。

【 重点事業 】

57	フレンドリー計画の推進	58 頁
58	児童館－中高生の居場所づくり	58 頁
59	児童館－異年齢集団活動支援	59 頁
60	児童館－ボランティア活動体験	59 頁
135	子どもを守るためのネットワークの推進、 要保護児童対策地域協議会の設置	87 頁
137	子育て支援総合センターを中心とした 虐待防止・再発防止体制の整備 ★	87 頁
141	スクールカウンセラーの配置	89 頁
142	スクールサポート事業	89 頁

★は 17 年度以降の新規事業

地域をつなぐ子育て・子育て支援ネットワークの構築

下町すみだに根付く、困った時は“お互い様”という助けあいの精神や人情、人と人とのつながりを育て、区民、関係機関、区が協働して、子育て・子育てを支援していきます。

子育てに関する施策を総合的に行う子育て支援総合センターを整備し、機能の充実を図ります。

【 重点事業 】

110	子育て支援総合センターの整備 ★.....	77 頁
111	子育て支援総合コーディネート ★.....	77 頁
98	子育てサポーターの育成 ★.....	74 頁
100	高齢者団体活動の支援.....	74 頁
101	いきいきプラザにおける交流事業.....	74 頁
102	子育てグループの育成.....	74 頁
103	地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業 ★.....	75 頁
106	NPO・ボランティア活動等地域活動の支援.....	75 頁
107	地域の子育て支援・青少年育成団体の連携.....	75 頁

★は17年度以降の新規事業

第4章

施策の展開

1. すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるように、サービスを充実します

墨田区の現状は…

- 核家族化や地域のつながりが希薄化している中、親の子育ての負担感や孤独感が増している現状があります。
- 自営業が多い墨田区では働く女性も多く、区はこれまで、保育施設の拡充に努めてきました。区内の認可保育園数は39園であり、保育園の整備率（0～5歳人口に占める保育園定員数の割合）は東京23区平均を上回る比率となっています。しかしながら、平成16年4月1日現在、93人が入園を待機しており、延長保育や休日保育、病後児保育など、ニーズも多様化しています。
- 一方、0歳児の8割台、1歳児の約7割、2歳児の約6割は、保育施設等には通わず、家庭で養育されています。

今後のポイントは…

- 妊娠・出産から子育てに至るまでの多様なニーズに対応し、地域で安心して子どもを産み、ゆとりをもって楽しく子育てができる環境づくりが求められています。
- 増大・多様化する保育ニーズに柔軟に対応できる体制を整備するとともに、自宅等で子育てをしている家庭、週2・3日だけ子どもを預けたい、といった家庭も含めた、すべての子育て家庭を応援できるサービスの充実にも努めていく必要があります。
- 幼児期（3～5歳）は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、保育園や小学校との連携のもと、幼稚園の教育内容や教育環境の一層の充実を図る必要があります。
- 子育てに要する経済的な負担を軽減するための支援も必要とされています。

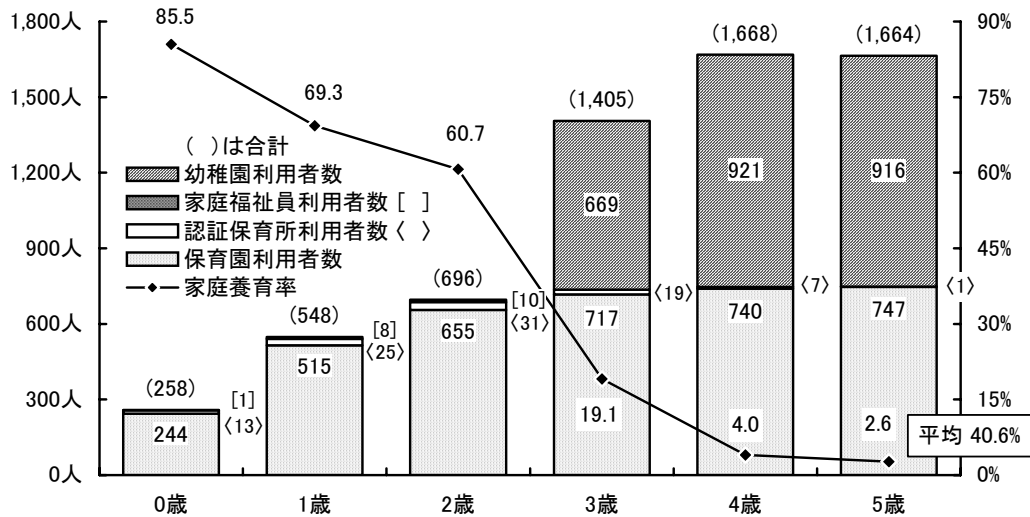
認可保育園の整備率の比較

	施設数	定員数	整備率
墨田区	39 園	3,763 人	37.7%
東京 23 区	1,056 園	102,204 人	27.2%
東京都	1,619 園	158,106 人	27.0%

資料：墨田区福祉保健部子育て支援課（平成 15 年 4 月 1 日現在）

※整備率＝認可保育園定員数／各年 1 月 1 日現在 0～5 歳人口（住民基本台帳）

保育園等の保育サービス・幼稚園利用者数及び家庭養育率



資料：墨田区福祉保健部厚生・児童課（保育園、認証保育所、家庭福祉員利用者数は平成 16 年 4 月 1 日現在、幼稚園利用者数は平成 16 年 5 月 1 日現在）

※利用者数は墨田区民のみ（管外委託児・区外通園児を含み、管外受託児等・区外からの通園児を除く）

※家庭養育率＝年齢別保育サービス・幼稚園未利用者数／年齢別人口（平成 16 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳＋外国人登録人口）

方向性(1)

お母さんと子どもの健康づくり

- 妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、妊産婦や乳幼児に対する各種母子保健事業の充実を図ります。乳児健康診査時には母親の精神面に焦点をあてた個別・心理相談を実施するなど、親の育児不安の軽減・解消にむけた支援を、積極的に展開していきます。
- 朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせ症にみられるような、子どもの心とからだの健康問題への対策として、妊娠中から食に関する情報提供や知識の普及を進め、子どもが望ましい食習慣を身につけることができるよう支援していきます。
- 安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの基盤として、小児医療体制の充実に努めます。一方で、親の育児不安等により、大病院や基幹医療施設への患者の集中化等がみられることから、健康診断等の機会を活用して、病気・けが時の対応や病院へのかかり方に関するアドバイス等を行います。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 子どもの急病時やケガをした時、まずどう対処したらよいかを教えてくれるしくみ(電話相談等)をつくってほしい
- ・ 健診や予防接種の日時や時間帯を工夫してほしい
- ・ 小児医療体制の整備、休日・夜間の診療体制の充実を
- ・ 不妊治療に対する支援(費用助成等)がほしい

【事業計画】

お母さんと子どもの健康づくり	1 母子健康手帳の交付
	2 妊婦・産婦健康診査
	3 新生児訪問指導
	4 乳児健康診査
	5 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査
	6 育児相談・出張育児相談
	7 アレルギー健診・教室
	8 歯科衛生相談
	9 子どもの事故防止のための啓発活動の推進
	10 妊産婦の食育の推進
	11 乳幼児の食育の推進
	12 小児医療体制の充実・確保
	13 ぜん息児のための環境保健事業(機能訓練事業)

事業名	事業内容	現状 (平成15年度)	事業目標 (平成17~21年度)
1 母子健康手帳の交付 [保健衛生担当保健計画課、墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の内容の充実と活用の推進を図り、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう支援します。 	母子健康手帳交付数 1,996件	充実を図る
2 妊婦・産婦健康診査 [保健衛生担当保健計画課、墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産に影響を及ぼす異常、妊娠に付随して起こる異常の有無を早期に発見し、適切な指導を行い、母体の健康保持と胎児の順調な発育を図るため、妊娠の前期と後期に健診を実施します。 産後の母体の順調な回復と、異常の早期発見を目的に、乳児健診時に産婦健診を実施します。 	妊婦健康診査受診者数 1回目 1,790人 2回目 1,608人 産婦健康診査受診者数 尿検査 154人 血圧検査 121人 貧血検査 412人	妊婦健診：さらに受診を喚起し、妊娠中の健康管理を促す 産婦健診：骨密度測定と生活習慣予防の講話を行い、内容の充実を図る

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
3 新生児訪問指導 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 新生児及び生後3か月以内の乳児に対して、訪問により発育、栄養、生活環境等の育児指導を行います。 障害の早期発見・早期対応だけでなく、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。 	新生児訪問 指導件数 336人 未熟児訪問 指導件数 42人 乳児訪問 指導件数 396人	病産院とのネットワークを構築しながら、訪問指導の内容の充実を図る
4 乳児健康診査 [保健衛生担当保健計画課、墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 乳児の健康の保持、増進を図るため、乳児健康診査を実施します。 生後3・4か月児は保健センターで、6・9か月児は医療機関において健診を行います。 産後うつスクリーニング検査を実施し、必要に応じて専門相談を行います。 	3・4か月児健診 受診者数 1,787人 受診率 98.8% 6か月児健診 受診者数 1,580人 受診率 87.4% 9か月児健診 受診者数 1,546人 受診率 85.5%	受診率を増加させる 産後うつスクリーニング検査を充実し、産後うつの早期発見・予防をめざす
5 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査 [保健衛生担当保健計画課、墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 身体面、行動面、心理面、歯科等の健康診査と指導を行います。 孤立していたり、親のメンタル面に問題がある場合は、他機関と連携してフォロー体制を整備します。 	1歳6か月児健診(医療機関委託分) 受診者数 1,540人 受診率 88.6% 3歳児健診 受診者数 1,581人 受診率 92.5%	さらに受診を喚起する
6 育児相談・出張育児相談 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター・児童館・子育て相談センターで、保健師が出張相談を行います。必要に応じて、栄養相談、健康教育も実施します。 	保健センター内育児相談 2か所 32回 1,109組 (本所月1回、向島月2回) 出張育児相談 9か所 98回 2,496組	関係機関との連携を図り、相談内容の充実を図る
7 アレルギー健診・教室 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談の結果、必要と認められた乳幼児を対象に、アレルギー健診を実施します。 適切な指導を行うことで、気管支ぜん息などのアレルギー性疾患発症の未然予防を図ります。 必要に応じ相談を行います。 	アレルギー健診 実施回数 24回 受診者数 71人 アレルギー教室 実施回数 6回 相談者数 137人	アレルギー疾患についての知識をさらに普及し、予防に努める
8 歯科衛生相談 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターの歯科衛生相談室において、歯みがき教室、定期歯科健診、虫歯予防処置を実施し、歯科保健思想の普及と歯科疾患の予防に努めます。 	歯みがき教室 96回 1,025人 定期歯科健診 2,081人 予防措置 2,193人 保健指導 2,081人	継続して実施する

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
9 子どもの事故防止のための啓発活動の推進 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> • 誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故防止対策を推進するため、相談体制を整備します。 • 乳児健診等の機会を通じて、SIDS（乳幼児突然死症候群）を含めた事故に関する知識の普及・啓発活動を推進します。 	各健診や育児相談、出張育児相談や育児学級の中で啓発を実施	パネル展示等の充実を図る
10 妊産婦の食育の推進 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> • 次世代の命を育む妊婦に、必要な栄養の知識を普及するため、母親学級の際に、妊娠中の食事についての講義、コンピュータを使った個別食事診断等を行い、望ましい食習慣を身につけるための指導を行います。 	20回 240人	充実を図る (コンピュータ食事診断で得られたデータを基に指導を行う)
11 乳幼児の食育の推進 [墨田区保健所向島・本所保健センター、福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> • 乳幼児から望ましい食生活を身につけることができるよう、健診時等に集団及び個別の食育(栄養指導)を行い、情報・知識の普及を図ります。 • 保育園の園児に対し、健康の基礎である食を営む力を培うよう、豊かな食の体験を通して食育を行います。 	親子のおやつ作り 10組 公立保育園、私立保育園 全園で実施	充実を図る (親子の料理教室の回数を増やす) 充実を図る
12 小児医療体制の充実・確保 [保健衛生担当保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> • 祝祭日、日曜日及び年末・年始の午前9時から午後10時まで、墨田区休日応急診療所(すみだ福祉保健センター内)を開設し、内科・小児科の応急診療に対応します。 • 平日の夜間の初期小児診療体制については、すみだ医師会と協働して医療体制の確保をめざします。 	墨田区休日応急診療所 診療日数 71日 小児科受診者数 1,555人	17年度から平日の準夜間診療を実施します
13 ぜん息児のための環境保健事業(機能訓練事業) [保健衛生担当保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> • ぜん息児のための水泳教室、音楽療法教室、サマーキャンプを実施します。 	水泳教室 年3回9日間開催 参加者数 68人 音楽療法教室 参加者数 13人(6組) サマーキャンプ 参加者数 54人	充実を図る

方向性(2)

すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスの充実

- 核家族化等により、子育てに関して周囲の手助けを期待することが難しくなっている状況がある反面、低年齢児の多くが家庭で養育されている現状を踏まえ、専業主婦など自宅等で子育てをしている家庭、ひとり親家庭を含めた、すべての子育て家庭が利用できる、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 今後は、産後の体調不良等により家事や育児が困難な家庭にホームヘルパーを派遣する児童養育家庭ホームヘルプサービスや、保護者の用事や育児疲れの解消・リフレッシュなどの場合でも利用できる一時保育、ファミリー・サポート・センター事業の拡充を図ります。また、新たに、トワイライトステイ、病後児保育など、保護者のニーズに対応したサービス展開を進めていきます。
- 児童館や子育て相談センターにおける子育てひろばなど、親子がふれあい・関わりあうことの楽しさを感じられる場、親同士が気軽に集まって交流する中で、情報交換や子育てに関する不安や悩みを共有したり、アドバイスや相談も受けられる場を、地域に整備していきます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・お母さんが外出する時、急用の時、別の子どもの具合が悪くなった時など、保育園や幼稚園で子どもをあずかってくれるシステムがほしい
- ・専業主婦、核家族をサポートするための一時保育を充実してほしい
- ・ベビーシッターやヘルパー派遣など、産後の援助を充実してほしい
- ・トワイライトステイやショートステイを実施してほしい
- ・ファミリー・サポート・センターのPRと利用の促進を
- ・子育てひろばの拠点を増やしてほしい
- ・子育て相談センターのような場が、お母さんが下駄履きで行ける距離にできるとよい

【事業計画】

すべての子育て 家庭が利用できる 子育て支援 サービスの充実	14 児童養育家庭ホームヘルプサービス
	15 緊急一時保育
	16 短期保育(ショートナースリー)
	17 一時保育
	18 訪問型一時保育 ★
	19 育児支援家庭訪問
	20 ショートステイ
	21 トワイライトステイ ★
	22 訪問型病後児保育 ★
	23 施設型病後児保育 ★
	24 ファミリー・サポート・センター
	25 子育てひろば
	26 つどいの広場・子育て広場
	27 幼児の時間
	28 すずかけ講座 「子育てママの、わたしの時間～おしゃべりルーム」
	29 子育て出前相談
	30 未就園児への開放広場
	31 おひぎでえほん(ブックスタート)

★は17年度以降の新規事業
網掛けは重点事業

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
14 児童養育家庭ホームヘルプサービス [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育修了前の子どもを養育している家庭の保護者が、出産、一時的な病気等により、家事や育児が困難な場合に、ホームヘルパーを派遣します。 	利用者数 20人 派遣回数 延252回 (産後支援ヘルパー 延123回)	充実を図る (産後支援ヘルパー派遣回数 延160回)
15 緊急一時保育 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の病気や出産等により、緊急的に保育を必要とする子どもを、保育園の空きを利用して保護者に代わって保育します。 	認証保育所・公私立保育園で実施 利用者数 39人 利用日数 延540日	充実を図る
16 短期保育(ショートナーズリー) [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 短期の仕事や通院などで保護者が一時的に保育できない場合に、私立保育園の定員の空きを利用して、短期間保護者に代わって保育します。 	利用者数 19人 利用日数 延85日	充実を図る
17 一時保育 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の用事や育児疲れの解消・リフレッシュ、短時間勤務等により、保護者が一時的に保育できない場合に、保護者に代わって保育します。 	[平成16年度] あおやぎ保育園で実施 定員6人	保育園5園で実施 定員30人
18 訪問型一時保育 ★ [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の疾病・入院等により、一時的に保育が必要な子どもの自宅に、保育士・乳幼児保育経験者等を派遣して保育を行います。 	検討	派遣回数 延840回
19 育児支援家庭訪問 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 出産後間もない時期や、家族の状況など様々な原因で子どもの養育が困難になっている家庭を訪問し、抱えている問題の解決、軽減を図ります。 育児経験者や産じょくホームヘルパーが訪問、育児・栄養指導や簡単な家事の援助等を行います。 	検討	人材の確保が可能か検討する
20 ショートステイ [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の疾病や出産、育児疲れ等により、家庭で子どもを養育できない場合に、7日以内で子どもをあずかります。 	検討	施設の活用が図れるか検討する

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
21 トワイライトステイ ★ [福祉保健部子育て支援課]	●保護者の就労等により、恒常的に保護者の帰宅が遅い場合に、午後10時まで子どもをあずかります。	検討	保育園2園で実施 定員10人
22 訪問型病後児保育 ★ [福祉保健部子育て支援課]	●病気の回復期で、医療機関に入院加療の必要はないが、安静を要するため、保育園や幼稚園等に通園できない場合に、保育士・乳幼児保育経験者等を派遣して保育を行います。	検討	派遣回数 延840回 (子育て支援総合センター開設時に実施する)
23 施設型病後児保育 ★ [福祉保健部子育て支援課]	●病気の回復期で、医療機関に入院加療の必要はないが、安静を要するため、保育園や幼稚園等に通園できない場合に、専用スペースを確保して保育を行います。	検討	1か所で実施 定員5人
24 ファミリー・サポート・センター [福祉保健部子育て支援課]	●区民による会員制の組織をつくり、区民の相互援助活動により、保育園の送り迎え、一時的な保育等を行います。	サポート会員 155人 ファミリー会員 408人 両方会員 5人 活動件数 3,293件	充実を図る
25 子育てひろば [福祉保健部厚生・児童課]	●地域の子育て家庭支援のために、児童館等で子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。	児童館2か所、 子育て相談センター2か所 で実施	全児童館（11か所）、 子育て相談センター で実施
26 つどいの広場・子育て広場 [地域振興部自治振興・女性課（コミュニティ会館）]	●区内コミュニティ会館において、乳幼児と保護者を対象に、親子であそぼう、体操、リトミック、相談事業等を実施します。	東駒形コミュニティ会館 ベビータイム 33回 850人 とんこまっち 31回 2,587人 すくすく会 31回 1,546人 梅若橋コミュニティ会館 幼児教室 70回 1,117人 横川コミュニティ会館 月間事業 30回 728人 週間事業 88回 4,517人	充実を図る
27 幼児の時間 [総務部人権・同和対策課（社会福祉会館）]	●2歳以上の幼児と保護者が遊戯や工作などを通じて親子のつながりを深め、子どもの成長を促します。	社会福祉会館で実施 実施回数 54回 参加者数 延3,735人	事業内容の質の向上 を図る

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
<p>28 すずかけ講座「子育てママの、わたしの時間～おしゃべりルーム」</p> <p>[地域振興部自治振興・女性課（すみだ女性センター）]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入園前の子をもつ母親が、子育てをはじめとする日頃から心の中にある不安、気がかりなどを、気軽に話せる場として実施します。 すみだ女性センターの運営委員・協力委員が子育ての先輩として、助言や参加乳幼児の保育を担当します。 	<p>開催回数 6回 参加者数 延74組（151人）</p>	<p>充実を図る</p>
<p>29 子育て出前相談</p> <p>[教育委員会指導室]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談員が区立幼稚園を巡回し、保護者の子育てに関する相談に応じます。 	<p>各園、週1回</p>	<p>充実を図る</p>
<p>30 未就園児への開放広場</p> <p>[教育委員会指導室]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の園庭を未就園児及びその保護者に開放します。 	<p>全区立幼稚園で実施</p>	<p>充実を図る</p>
<p>31 おひざでえほん(ブックスタート)</p> <p>[教育委員会あずま図書館]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新生児の3・4か月児健診時の母親に、赤ちゃんの内面の発達に有益な「絵本の読み聞かせ」について、啓発・実演などを行うとともに、実際に、はじめての読み聞かせに適した絵本を配布します。 	<p>3・4か月児健診時に、読み聞かせに関する啓発・実演等を実施</p>	<p>毎年度、3・4か月児健診時に実施する</p>

方向性(3)

保育園等の保育サービス・幼稚園の充実

- 保育園の待機児童の解消にむけて計画的な保育施設の整備を進め、特に待機児童が集中している1・2歳児の定員拡大を図ります。保育施設の整備にあたっては、多様なニーズへの柔軟な対応を図るという点から、認可保育園の民営化や東京都独自の保育制度である認証保育所の整備誘導など、公民協働を推進していきます。家庭福祉員の自宅で保育を行う家庭福祉員（保育ママ）制度の充実にも努めます。
- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育、休日保育の実施園を拡大するとともに、週に2・3日程度、または午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスである、特定保育事業を新たに創設します。
- 引き続き幼稚園の教育内容の充実を図るとともに、保護者のニーズの多様化に対応して、通常の保育時間の終了後に実施するあずかり保育の拡充をめざします。さらに、地域の乳幼児が保護者の就労状況等にかかわらず、希望に応じて教育・保育を受けることができる環境づくりをめざし、両施設を一体化した総合施設のあり方の検討等を進め、公私の保育園と幼稚園との連携・協働のもと、よりよい保育・教育環境を整備していきます。
- 子育て家庭等が利用したい保育園等を選択していけるよう、また、保育サービスの提供主体の拡大に伴い、そのサービスの質を確保・担保するため、保育園等のサービスや運営に対する第三者評価を実施し、情報提供に積極的に取り組みます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 延長保育等の保育サービスを多機能化してほしい
- ・ 働く女性の生み控えの解消のために、0歳児保育を全園で実施してほしい
- ・ 育休の普及に伴い0歳児保育は在宅保育に切り替え、在宅保育者への子育て支援策を拡充してほしい
- ・ 育児休業明けの予約入園制度を設けてほしい
- ・ 特定保育事業は、拡充して実施してほしい
- ・ 幼稚園の充実や、保育園との総合施設のあり方を検討してほしい

【事業計画】

保育園等の 保育サービス・ 幼稚園の充実	32 認可保育園の整備
	33 認可保育園の民営化
	34 認証保育所の整備誘導
	35 家庭福祉員(保育ママ)制度
	36 保育園入所事前予約制度
	37 延長保育
	38 夜間延長保育
	39 休日保育
	40 特定保育 ★
	41 幼稚園のあずかり保育
	42 幼稚園と保育園の総合施設
	43 保育園等の第三者評価
	44 保育園保育料等の見直し検討

★は17年度以降の新規事業
網掛けは重点事業

事業名	事業内容	現 状 (平成15年度)	事業目標 (平成17～21年度)
32 認可保育園の整備 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童を解消するため、潜在的なニーズも視野に入れ、計画的な整備を進めます。 特に待機児童が集中している1・2歳児の定員拡大を図ります。 私立保育園の設置に対する支援を行います。 	区立保育園27園 定員2,642人 私立保育園12園 定員1,141人 合計定員3,783人	区立保育園 22園 私立保育園 13園 民営化園 5園 合計定員3,903人 (19年度南部地区に新設)
33 認可保育園の民営化 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 保育ニーズの多様化に対応し、柔軟なサービス提供を行うため、認可保育園の民営化を進めます。 	[平成16年度] 1園を民営化 (あおやぎ保育園)	区立保育園5園を民営化(あおやぎ保育園を含む)
34 認証保育所の整備誘導 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 東京都独自の保育制度である認証保育所制度を活用して運営費等の補助を行い、ニーズがある地域への整備を誘導します。 	認証保育所6園 定員160人	10園 定員280人
35 家庭福祉員(保育ママ)制度 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 生後6週間以上3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって区が認定した家庭福祉員が自宅で保育を行います。 	家庭福祉員 17人 受託児数 定員41人	家庭福祉員 25人 受託児数 60人

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
36 保育園入所事前予約 制度 [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> 産休明け、育休明けに保育園に入れるよう事前に予約する制度について検討します。 	検討	待機児解消の状況をみて検討する
37 延長保育 [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労形態の多様化等に対応し、基本保育時間前後の6:45～7:15及び19:15までの延長保育を行います。 	区立保育園11園・ 私立保育園12園で実施 定員575人	保育園30園で実施 定員750人
38 夜間延長保育 [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労形態の多様化等に対応し、夜間働いている保護者のために22:15までの延長保育を行います。 	[平成16年度] 20:15までの延長 あおやぎ保育園・ 私立保育園3園で実施 定員100人 22:15までの延長 あおやぎ保育園で実施 定員25人	20:15までの延長 保育園5園で実施 定員125人 22:15までの延長 保育園2園で実施 定員50人
39 休日保育 [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労等により休日に保育することができない場合に、休日保育実施園において保育を行います。 	[平成16年度] あおやぎ保育園で実施 定員20人	保育園2園で実施 定員40人
40 特定保育 ★ [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労形態の多様化等に対応し、週に2・3日程度、または午前か午後のみなど、必要に応じて柔軟に利用できる保育を実施します。 		区立保育園空室等を利用し、2か所で実施 定員20人
41 幼稚園のあずかり保育 [総務部総務課、教育委 員会学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の通常の保育時間終了後に、保育時間を延長して子どもをあずかります。 	私立幼稚園3園で実施 (毎日実施2園、 週1回実施1園)	関係者間の研究会を 設置し、検討を行う
42 幼稚園と保育園の 総合施設 [福祉保健部子育て支援 課、教育委員会学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 保育園と幼稚園との連携のあり方、両施設を一体化した総合施設のあり方等を検討します。 	「区立幼稚園のあり方検 討会」の結果に基づき、 課題を整理	関係者間の研究会を 設置し、検討を行う
43 保育園等の第三者 評価 [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> 保育内容の質を確保するため、保育園等のサービスや運営について、第三者機関による評価を実施し、情報提供を行います。 	公立保育園3園で実施	全保育園で実施
44 保育園保育料等の 見直し検討 [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> 新たな子育て支援サービスを実施するために、保育園保育料を、受益者負担の観点、子育て家庭の負担の公平化の観点などから見直しの検討を行います。 認証保育所の保育料補助についての検討を行います。 		17年度に見直しの 検討を行う

方向性(4)

利用者の視点に立った情報の発信

- 地域の子育てに関わる様々なサービス等についての情報が、子育て家庭に届くよう、引き続き区報等を活用した情報提供の充実を図ります。
- 近年は、子育て家庭においてもパソコンや携帯電話等を通じてインターネットの活用が進んでいることから、区の「保育園・子育て支援ホームページ」の内容の充実とPRに努めます。また、出産準備や乳幼児の育児、家庭教育など子育てをするうえで参考となる情報をまとめたガイドブックの作成や、ITを活用した子育て支援情報の提供など、新たな情報発信のしくみづくりを進めていきます。
- 情報を発信するだけでなく、利用者の意見や要望を把握し、サービスの質の向上や情報発信のあり方などにつなげていくためのしくみづくりも進めていきます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 妊娠中から、出産後のサービスの情報、利用方法などがわかるとよい
- ・ 母親学級・乳児健診等、母親が多く集まる場を活用した情報提供が効果的だと思う
- ・ 子育てマップや子育てガイドブックがほしい
- ・ 出生届けの提出時等にメールアドレスを登録し、区が一元的に管理して情報を送信するシステムがあるとよい
- ・ 近所の人など身近な地域の人が伝えることができれば、情報はもっと伝わりやすくなると思う
- ・ 情報は一方的に伝えるだけでなく、利用者の意見や希望をサービス提供者が把握するしくみを持ち、インターネットや地域の人と人とのつながりを通じて、双方向にしていく必要がある

【事業計画】

利用者の視点 に立った 情報の発信	45 区報による情報提供
	46 子育て支援情報の提供
	47 保育園・子育て支援ホームページの内容の充実とPR
	48 子育て支援ガイドブックの作成・配布、ITを活用した 子育て支援情報の提供 ★
	49 子育て応援冊子の配布

★は17年度以降の新規事業

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
45 区報による情報提供 [企画経営室広報広聴担当]	<ul style="list-style-type: none"> 区報による、子育てに関する各種サービス、講習会・講演会やイベント等の情報提供の充実を図ります。 	子育てに関する記事を、全36号中20号で、30記事を掲載	子育てに関する各種サービス、講習会・講演会やイベント等の情報を引き続き提供していく
46 子育て支援情報の提供 [保健衛生担当保健計画課、教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳配布時に、「母と子の保健バッグ」を配布し、子育て支援の情報提供を行います。 子どもとともに親も成長するよう、親としての役割について紹介する冊子を配布します。 	<p>母と子の保健バッグ： 庁舎、保健センター、出張所で配布</p> <p>親への支援冊子： 小・中学校や窓口で配布</p>	継続して実施する
47 保育園・子育て支援ホームページの内容の充実とPR [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関わる関係機関との連携のもと、情報内容の充実を図り、最新情報の提供を行うとともに、積極的なPRに努めます。 	保育園・子育て支援ホームページを開設	充実を図る
48 子育て支援ガイドブックの作成・配布、ITを活用した子育て支援情報の提供 ★ [福祉保健部厚生・児童課、子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 出産準備や乳幼児の子育て、家庭教育、虐待防止、子育て支援の施策など、子育ての参考となるガイドブックを作成し、出産時等に配布します。 パソコン等情報機器を活用した、子育て支援情報の提供サービスを検討します。 	検討	ガイドブックを作成し配布する
49 子育て応援冊子の配布 [教育委員会あずま図書館]	<ul style="list-style-type: none"> 小さい子どもの育児方法、体や心の理解、子どもとのコミュニケーションの仕方など、子育てに役立つ本情報を冊子としてまとめて提供します。 	[平成16年度から実施]	充実を図る

方向性(5)

子育て家庭への経済的な支援

- 子育て家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定を図るため、各種の手当の支給、医療費の助成等を継続して実施します。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・子どもを増やすためには経済的な支援も必要だと思う

【事業計画】

子育て家庭への 経済的な支援	50 児童に関する各種手当の支給
	51 私立幼稚園等園児の保護者への助成
	52 区立幼稚園園児の保護者への助成
	53 乳幼児医療費助成制度
	54 ひとり親家庭等医療費助成制度
	55 未熟児養育医療
	56 育成医療及び療養給付事業

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17~21 年度)
50 児童に関する各種手当の支給 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当:小学校3年生修了前の子どもを養育している方に支給します。(16年4月1日より) ● 児童扶養手当:父がいない/父に重度の障害があり、18歳に達した年度末までの児童を養育している方に支給します。 ● 児童育成(育成)手当(区制度):父または母がいない/父または母に重度の障害があり、18歳に達した年度末までの児童を養育している方に支給します。 ● 特別児童扶養手当:20歳未満の障害児を養育している方に支給します。 ● 児童育成(障害)手当(区制度):20歳未満で重度の障害児を養育している方に支給します。 	児童手当 7,788人 児童扶養手当 1,856人 児童育成(育成)手当 3,202人 特別児童扶養手当 194人 児童育成(障害)手当 155人	継続して実施する

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
51 私立幼稚園等園児の 保護者への助成 [総務部総務課]	<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園（類似施設を含む）に通う園児の保護者に対して保育料・入園料の補助を行い、負担の軽減を図ります。 	就園奨励事業 1,320人 保護者負担軽減補助事業 2,127人 入園料補助事業 755人	年度ごとに金額等の見直しを行い、助成の充実を図る
52 区立幼稚園園児の 保護者への助成 [教育委員会学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 区立幼稚園に通う園児の保護者に対して保育料の減免を行い、負担の軽減を図ります。 	就園奨励事業（区立幼稚園保育料減免） 29件	年度ごとに金額等の見直しを行い、助成の充実を図る
53 乳幼児医療費助成制度 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児を養育している保護者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成します。 	受給者数 11,934人 助成件数 210,566件 助成額 454,122千円	継続して実施する
54 ひとり親家庭等医療費 助成制度 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭（母子・父子等）に対し、医療費の一部を助成します。 	受給者数 1,426世帯 助成件数 34,831件 助成額 85,317千円	継続して実施する
55 未熟児養育医療 [保健衛生担当保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 未熟児で医師が入院養育を必要と認めた児童に、医療費を給付します。 	給付者数 45人	継続して実施する
56 育成医療及び療養給付 事業 [保健衛生担当保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 育成医療：肢体不自由、先天性内臓疾患、腎不全等の児童に、医療費を給付します。 療養給付：骨関節結核、その他の結核で入院を必要とする児童に、医療費を給付します。 	給付者数 育成医療 45人 療養給付 0人	継続して実施する

2. 子どもたちをたくましく心豊かに育てます

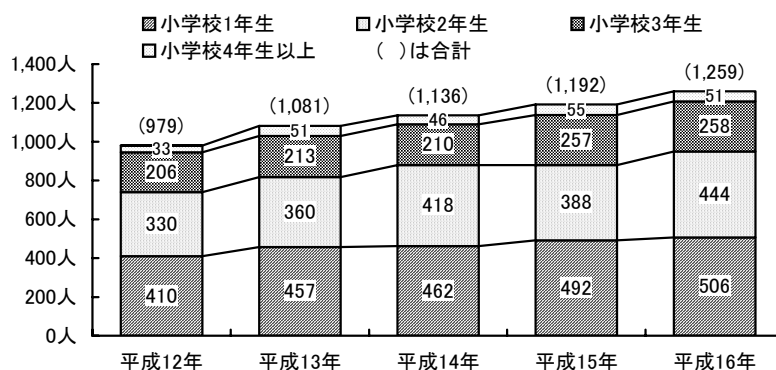
墨田区の現状は…

- 少子化が進行する中、子ども同士のふれあいが減少し、自主性や社会性が育ちにくくなっています。
- 調査結果によると、小学生の保護者が充実すべきと考える子育て支援策の第1位は「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」であり、教育に関しては「道德教育・社会のルールを学ぶ機会の充実」「子ども一人ひとりの能力に応じた教育の充実」などへの要望が高くなっています。
- 中学生の8割台が学校生活は「楽しい」とする反面、2割台が「いじめを受けたことがある」と回答しています。また、中学生のうち飲酒経験者は63.7%、喫煙経験者は15.9%に及んでおり、高校生等になるとこの割合はさらに高くなります。

今後のポイントは…

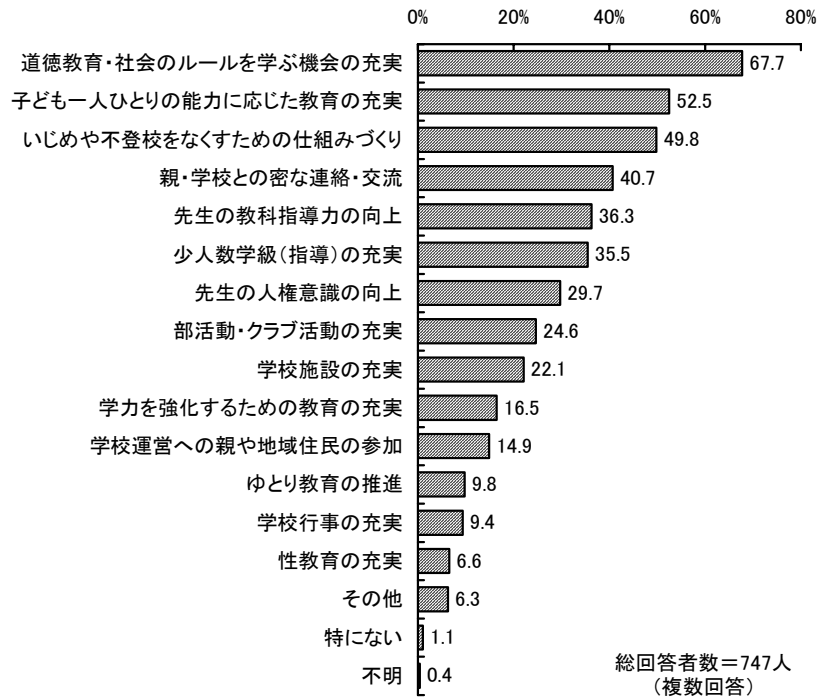
- 子どもたちが豊かな人間性や命の大切さ、社会のルールなどを育ていけるよう、また、次代を担う親として自立して家庭を築いていけるよう、居場所や遊び場づくり、学年・年齢を超えた交流や体験活動の機会の充実等を図る必要があります。
- 増加する学童クラブニーズへの対応を図る必要があります。
- 家庭・学校・地域が協力して、子どもの生きる力を伸ばすことができる教育環境を整備していく必要があります。
- 学齢期・思春期の健康課題は生涯にわたり影響を及ぼすことになることから、心とからだ両面の健康づくりを進めていくことも重要です。
- 多様化・複雑化する青少年を取り巻く課題に対応するための、地域における連携・協働体制の確保や、専門的な支援者の育成が課題となっています。

学童クラブ登録児童数の推移

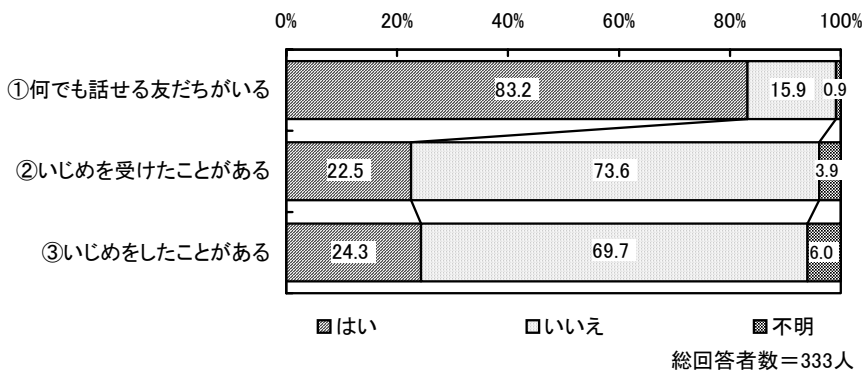


資料：墨田区福祉保健部厚生・児童課（各年4月1日現在）

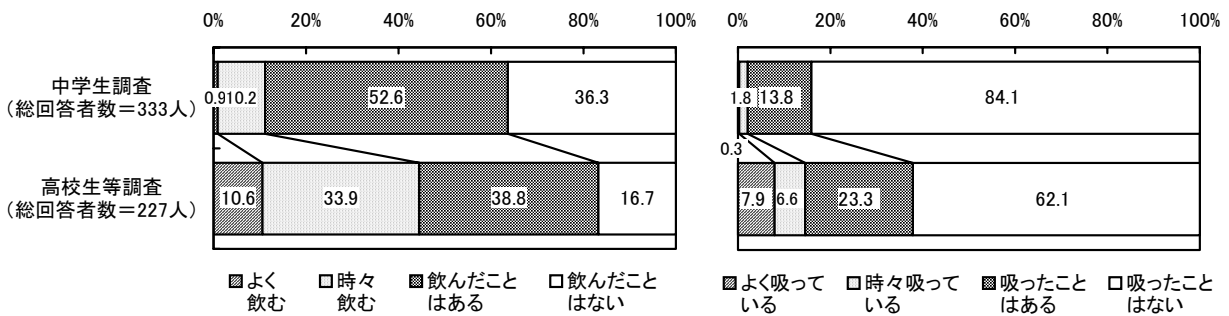
小学生の保護者における学校の教育環境に対する意見



中学生の友だち関係



中高生の飲酒経験(左図)と喫煙経験(右図)



資料：墨田区次世代育成支援のための調査報告書 (平成 16 年 3 月)

方向性(1)

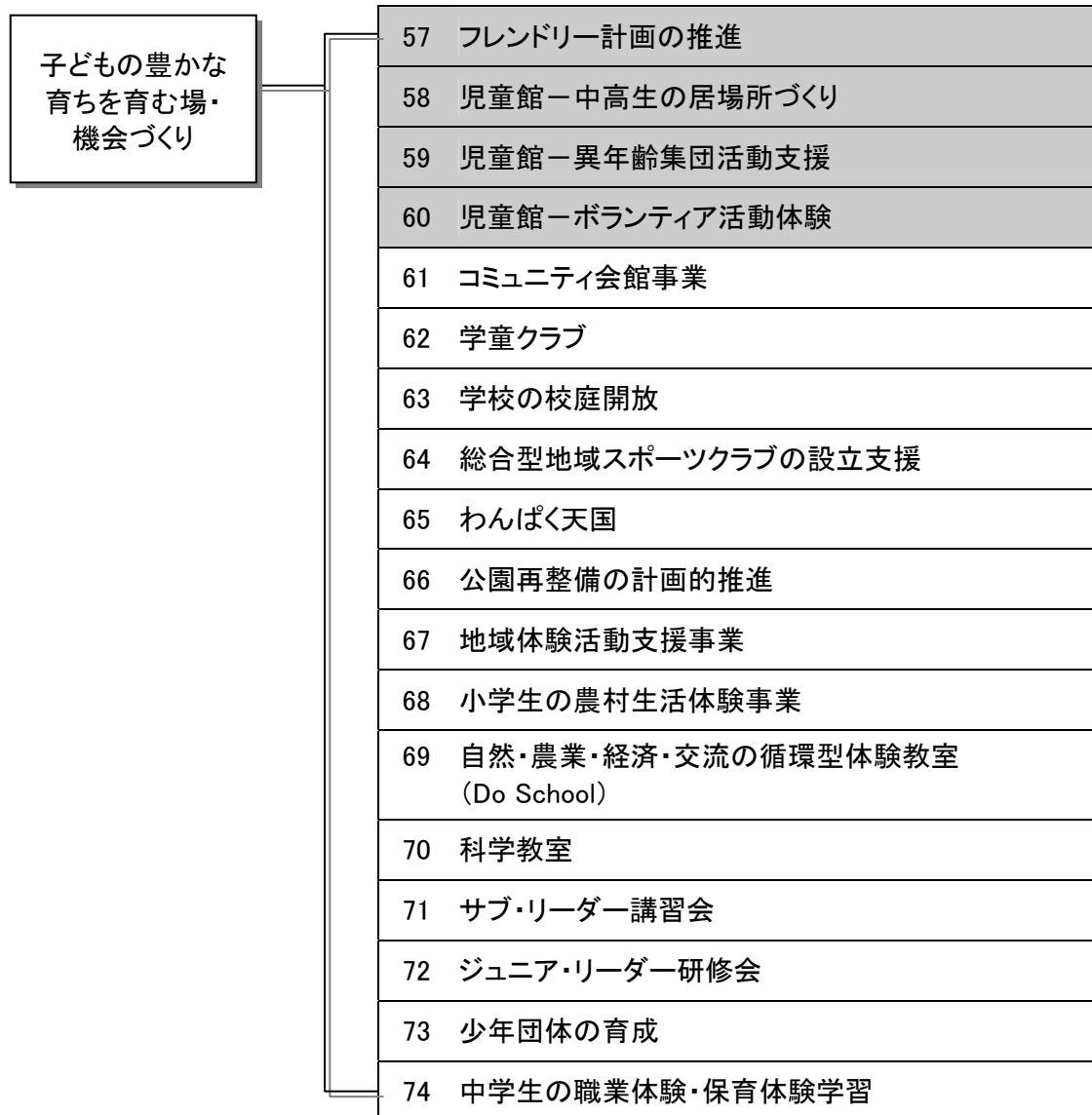
子どもの豊かな育ちを育む場・機会づくり

- 乳幼児から高校生まで、幅広い年齢層の子どもたちが安心・安全に過ごすことができる居場所として、地域の児童館機能の充実を図ります。児童館のサービスの向上と弾力的な事業運営を図るため、計画的に民営化し、日曜・休日開館の実施、夜7時までの開館時間の延長等を進めます。また、中高生の居場所づくりや幅広い年代間の交流、ボランティア活動体験などの充実を図り、遊びや様々な体験を通じて、子どもの自主性や社会性、創造性を育てていきます。
- 働きながら小学生を育てている保護者等のニーズに対応し、学童クラブの拡充を図ります。一方で、休日の子どもの居場所づくりについて、地域ボランティアの活用等も含めた検討を行うとともに、校庭開放、総合型地域スポーツクラブの設立支援など、学校を核とした遊び場づくり、スポーツ活動の振興を推進します。
- 子どもがたくましく心豊かに育つよう、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる遊び場の整備・充実を図るとともに、多様な自然体験・交流活動の場・機会づくりを進めます。地域のリーダーづくりをめざすサブ・リーダー講習会、ジュニア・リーダー研修会では、地域の大人の見守りの中で、子どもの自主性、協調性、積極性、責任感などを育てるようなプログラムを積極的に展開していきます。
- 中学生、高校生等、次代の親となる子どもたちが、子どもを生み育てることの意義や大切さを理解し、自立して家庭を築いていけるよう、職業体験や保育体験などの体験学習を推進していきます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 空き教室を利用した開放学級をつくってほしい
- ・ 児童館の活性化と、そのための地域ボランティア参加の促進を進めるべき
- ・ 学校から帰ってから安全に遊べる空間づくり(高校生くらいまで)を
- ・ 年上の子どもが年下の子どもに遊びを教えるなど、年齢を超えた交流の場、しかけづくりが必要だと思う
- ・ 中学生が小さな子どもと触れ合う機会をつくるため、男女とも授業で保育体験を取り入れるべき
- ・ 親がしっかりしていないと、子どももしっかり育たないので、間もなく大人になる中高生に対する対応が重要であると思う

【事業計画】



網掛けは重点事業

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
57 フレンドリー計画の推進 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> 児童館のサービス向上と弾力的な事業運営を図るため、児童館を民営化し、日曜・休日開館の実施、開館時間の延長、中高生の居場所対策等を推進します。 	児童館11館のうち4館で実施	全児童館で実施
58 児童館－中高生の居場所づくり [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> 多感な時期にある中高生の健全育成を図るため、地域の児童館を活用し、夜間利用の拡大を図り、中高生の居場所づくりを進めます。 	児童館11館のうち4館で実施	全児童館で実施

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
59 児童館－異年齢集団活動支援 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> 小学生中心の児童館において、児童それぞれの成長過程に応じた役割をもたせ、幅広い年代層の交流を進めます。 	児童館11館のうち4館で実施	全児童館で実施
60 児童館－ボランティア活動体験 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校、児童館に次ぐ第4の居場所として、地域外のキャンプ活動や農山村ボランティア体験などを通じた交流を進めます。 	児童館11館のうち4館で実施	全児童館で実施
61 コミュニティ会館事業 [地域振興部自治振興・女性課（コミュニティ会館）]	<ul style="list-style-type: none"> 幼児、小・中学生を対象に、スポーツを通じた交流事業、文化を通じての交流事業、まつり・つどい事業等を行います。 	<p>東駒形コミュニティ会館 年間利用者数 48,563人 こどもえんにち 1,037人</p> <p>梅若橋コミュニティ会館 うめわかフレンドフェスティバル、合同ドッチボール大会、スプリングコンサート等 31回開催 1,614人参加</p> <p>横川コミュニティ会館 年間行事 39回 延2,137人 月間行事 78回 延1,650人 週間行事 108回 延3,460人</p>	充実を図る
62 学童クラブ [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労等により、放課後や学校休校日に家庭で子どもをみるできない場合に、小学校3年生（必要に応じて6年生）までを対象に、児童館等で実施する学童クラブで子どもを育成します。 	<p>区立学童クラブ21か所 私立学童クラブ3か所 登録児童数 1,259人 (平成16年4月1日現在)</p>	<p>区立学童クラブ 24か所 私立学童クラブ 3か所</p>
63 学校の校庭開放 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの遊び場を確保するため、区立小学校の校庭を原則として毎日曜日の午前9時から午後5時まで（10月～3月は、午前10時から午後4時まで）開放します。 	全区立小学校（28校）で実施	充実を図る
64 総合型地域スポーツクラブの設立支援 [教育委員会スポーツ振興課]	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の自主運営を基本に、様々なスポーツを愛好する人々で構成する総合型地域スポーツクラブを、中学校地区を単位として設立します。 	吾嬭第二中学校地域設立準備	3クラブの設立を支援する

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
65 わんぱく天国 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 押上公園内にあり、わんぱく広場、わんぱく砦等、子どもが自然に触れながら、のびのびと自由に冒険的な遊びができる場です。 ● 地域のボランティアの協力などにより、季節に応じた様々なイベントを行います。 	利用者数 延24,481人	充実を図る
66 公園再整備の計画的推進 [都市整備担当道路公園課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 区民にとって身近な遊び場である公園を、利用者のニーズにあった機能にしておくため、計画的な再整備の推進を図ります。 	計画的に推進	計画的に推進する
67 地域体験活動支援事業 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校地区を単位に構成される地域体験活動実行委員会が児童・生徒を対象に行う、自然体験活動、社会体験活動、芸術文化体験活動等の体験活動に対し、運営費の一部を助成します。 	実施回数 48回 参加者数 小・中学生 延2,480人 育成者等 延793人	充実を図る
68 小学生の農村生活体験事業 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 山形県高島町との交流：夏休みに墨田区の小学生が自然体験教室として高島町を訪問し、秋には都会生活体験教室として、高島町児童が墨田区を訪問します。 ● 山形県朝日村との交流：8月にわんぱく交流インすみだとして朝日村の児童が墨田区を訪問し、1月にはふるさとわんぱく村として墨田区の小学生が朝日村を訪問します。 	高島町との交流 墨田→高島 23人 高島→墨田 32人 朝日村との交流 墨田→朝日村 14人 朝日村→墨田 7人	充実を図る
69 自然・農業・経済・交流の循環型体験教室(Do School) [商工部中小企業センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉県神泉村の小学生との交流を軸に、農業体験・自然体験・経済体験を行うことにより、社会とのつながりを意識させ社会活動を学ぶ機会を提供します。 	[平成16年度] Do School in 神泉2004 第1回 自然体験 参加者数 28人 第2回 農業体験 第3回 経済体験	継続して実施する
70 科学教室 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学生を対象に、実験やフィールドワークを通して、環境問題、命の尊さを学習する科学教室を実施し、科学的能力の育成・向上を図ります。 	参加者数 小学生 109人 中学生 31人	充実を図る

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
71 サブ・リーダー講習会 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 小学校5・6年生を対象に、子ども会等のグループ活動のリーダーとしての基礎的な知識や技術を習得します。 野外活動実習や宿泊研修を通し、自然とのふれあいや集団生活の楽しさを体験します。 	開催回数 12回 参加者数 163人	充実を図る
72 ジュニア・リーダー研修会 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会等での年少指導者育成をめざし、中学校1年生から高校3年生までを対象に、子ども会の行事の企画・運営の知識、レクリエーション指導の技術などを習得します。 	研修生数 61人 研修会実施 12回 指導実習 2回	充実を図る
73 少年団体の育成 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会との共催で、少年団体の自主的な活動に対し、必要と求めに応じた専門的・技術的な助言と指導等の援助を行うことにより、各少年団体の育成及び活動の充実を図ります。 	墨田区少年団体連合会 加盟団体数 134団体 子ども会活性化イベントや子ども会育成者研修会を実施	充実を図る
74 中学生の職業体験・保育体験学習 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 区内事業所で、職場体験学習を行うことにより、「働くこと」への関心、意欲の高揚と地域に対する理解を深め、自立意識の涵養と豊かな人間性の育成を図ります。 幼稚園や保育園への訪問等を通して乳幼児とふれあうことにより、乳幼児の生活や遊びについて理解するとともに、幼い子どもや家庭を大切に思う心を育みます。 	全区立中学校（12校）で実施	充実を図る

方向性(2)

子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備

- 学校においては、ゆとりの中で子どもの生きる力を育成することを基本とし、生涯学習の基礎づくりの役割を担うという視点から、基礎基本の徹底、学ぼうとする意欲の重視、問題解決能力の育成、学び方の習得等の育成・伸長に力を入れていきます。また、子ども一人ひとりの個性に応じた教育をめざすとともに、特色のある学校づくりにむけた授業や課外活動等の創意工夫など、様々な取り組みを行っていきます。
- 児童・生徒数の減少に対応して、区立小・中学校の適正配置を進めます。また、子どもや保護者が学校の特色や取り組みを評価して学校を自由に選ぶことができるよう、今後とも学校選択制度を推進します。さらに、1年間の教育課程を「前期」「後期」の2つの学期に区分する学校年二学期制について、区立中学校に加え、区立小学校でも実施していきます。
- 全学校に学校運営協議会を設置・運営し、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、開かれた学校づくりを一層推進していきます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 教育レベルや教育者の資質の向上を
- ・ 学校の校庭等を放課後や休日に開放してほしい

【事業計画】

子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備	75 特色ある学校づくり
	76 道徳教育の推進
	77 体験的な活動を取り入れた学習の展開
	78 人権尊重教育
	79 国際理解教育の推進
	80 情報教育の推進
	81 開発的学力向上プロジェクト
	82 区立学校の適正配置
	83 学校選択制度
	84 学校年二学期制の導入
	85 学校運営協議会の設置と運営
	86 学校における地域人材の活用

事業名	事業内容	現状 (平成15年度)	事業目標 (平成17～21年度)
75 特色ある学校づくり [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解や環境、福祉・健康、ボランティアなど、各学校が地域や児童・生徒の実態に応じて展開している特色ある学校づくりの推進活動を助成充実します。 成果は地域に発表していきます。 	特色ある学校づくり推進校・園（研究協力校含む） 区立小学校 12校 区立中学校 4校 区立幼稚園 3園	充実を図る
76 道徳教育の推進 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳的実践力を身につけた児童・生徒を育成するための道徳教育を推進します。 	全区立小・中学校で、道徳授業地区公開講座を開催	充実を図る
77 体験的な活動を取り入れた学習の展開 [教育委員会学務課、指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の生きる力を育むため、総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動等におけるボランティア活動や自然体験活動などを充実します。 移動教室や野外体験活動の充実を図ります。 	全区立小・中学校で実施	充実を図る

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
78 人権尊重教育 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題の解決にあたるため、地域や学校の実態に即して、同和教育を中心に据えた人権尊重教育の推進を図るとともに、あらゆる偏見や差別をなくす人権尊重教育を推進します。 	全区立小・中学校・幼稚園で人権尊重の教育を実施	充実を図る
79 国際理解教育の推進 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 国際社会の中で日本人として自覚をもち、世界の人々と文化を互いに理解しあい、交流できる資質を育てるため、外国人講師の派遣など、国際理解教育を推進します。 	全区立小学校で総合的な学習の時間等に外国人講師を派遣 全区立中学校で英語の時間に外国人講師を派遣	充実を図る
80 情報教育の推進 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てるため、コンピュータを活用した教育、ニューメディア教育を推進します。 	全区立小・中学校で実施	充実を図る
81 開発的学力向上プロジェクト [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の学習状況を把握するため、区で統一した学力調査を実施し、その結果を踏まえて各学校が自校の指導方法を見直すとともに、自校の児童・生徒の実態に応じた具体的な対応を図る契機とします。 	[平成16年度から実施]	充実を図る
82 区立学校の適正配置 [教育委員会庶務課]	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に伴う区立小・中学校の小規模化とこれに伴う教育上の諸問題を解消するため、区立小・中学校の統合による適正配置を行います。 	墨田区立学校適正配置実施計画に基づき、第2順位グループまで、統合による適正配置を実施	新たな適正配置の推進を図り、区立学校の小規模化の進行によって発生する諸問題の解決に努め、児童・生徒によりよい教育環境を提供する
83 学校選択制度 [教育委員会学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 通学区域にとらわれず、子どもや保護者の希望にそった区立学校を選択できる学校選択制を、区立小・中学校において実施します。 	区立小学校 14年度に導入 区立中学校 15年度に導入	継続して実施する
84 学校年二学期制の導入 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 完全学校週5日制による学習内容の見直しや授業時間の減少等に対応するため、学校年二学期制を導入します。 	[平成16年度] 全区立中学校 (12校) で実施	全区立小・中学校で実施

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
85 学校運営協議会の設置 と運営 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 全学校に学校運営協議会を設置し、学校の課題や教育効果を地域に発信するとともに、地域の意見を積極的に取り入れ、開かれた学校づくりを推進します。 	15年度 代表者会議開催 16年度 全大会開催	充実を図る
86 学校における地域人材 の活用 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人材をゲスト・ティーチャーとして学校に迎え入れたり、職場体験や地域調べで地域の協力を得たりするなど、学校の教育活動を支援する人的資源を積極的に活用します。 	全区立中学校（12校） で実施	充実を図る

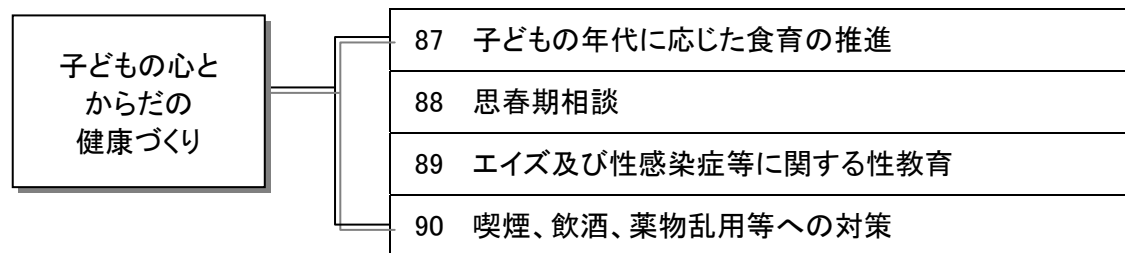
方向性(3) 子どもの心とからだの健康づくり

- 学齢期・思春期に特有な不安や悩みなどに対する相談の充実を図るとともに、年代に応じた性教育や、喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康を阻害する行動に関する対策を推進し、子どもの心とからだ両面の健康づくりを進めます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・小学生から、年齢に応じた性教育の充実が必要と思う
- ・子どもの喫煙・飲酒問題対策を充実する必要がある（墨田区は喫煙率が高いので）

【事業計画】



事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
87 子どもの年代に応じた食育の推進 [教育委員会学務課、墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において、栄養職員等が中心になって、食育の充実を図ります。 	食育のT.T(ティーム・ティーチング)を実施 区立小学校 24校 区立中学校 10校	各学校において食育をカリキュラムの中で位置づけ全ての学校で実施していく
88 思春期相談 [墨田区保健所本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 不登校、ひきこもり、家庭内暴力、人間関係調整等の思春期における不安や悩みなどに関する思春期相談の充実を図ります。 	本所保健センターで実施 相談回数 23回 78人 思春期講演会 2回 28人 家族グループ 3回 52人	区民及び関係機関への周知を図り、各事業の充実を図る
89 エイズ及び性感染症等に関する性教育 [教育委員会指導室、保健衛生担当保健計画課、墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 学齢期の子どもに、エイズ及び性感染症に対する正しい理解と感染を予防するための教育を推進します。 エイズ教育の基盤となる、人間尊重や男女平等の精神に基づく性教育の一層の充実を図ります。 	中高一貫校(男子)の学園祭で展示等を実施 380人(生徒、父母、教員) 都立高校3年生対象 生徒・教員205人 都立工業高校 2回 215人	生徒が自主的に参加できる内容の検討を行い、充実を図る
90 喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策 [保健衛生担当保健計画課、墨田区保健所向島・本所保健センター、教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 学齢期の子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康阻害行動に対する正しい理解と問題行動の改善を図るため、多様な機会を通じて啓発活動を推進します。 	全区立小・中学校で啓発活動を実施 関係機関と協議し、区施設・学校を禁煙あるいは分煙とした	充実を図る

3. 地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあいます

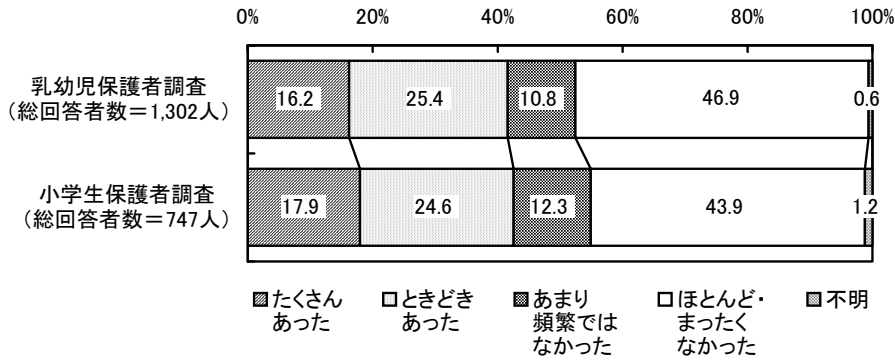
墨田区の現状は…

- 子どもが自分自身や他者に基本的信頼感をもち、また、社会の中で生きていくための基本的な価値観や規範意識を身につけていくために、最も基本となるのは親の愛情や家庭での教育です。
- しかし、乳幼児・小学生の保護者ともに4割台が、自身の子どもが生まれる前に乳幼児の世話をした経験がほとんど・まったくないままに親になっているのが現状であり、多くの親が子育てに自信のなさ・不安を感じています。
- 一方、子どもの豊かな情操や自主性、社会性を育てていくためには、地域の子育て力・教育力も欠かせません。
- 墨田区においても都市化が進み、地域のつながりは希薄化している傾向にありますが、調査において、20歳以上の区民の約8割が、子どもや子育て家庭のために身近でできることがある、と回答しているように、人情の深い下町気質は、まだまだ地域に根付いているといえます。

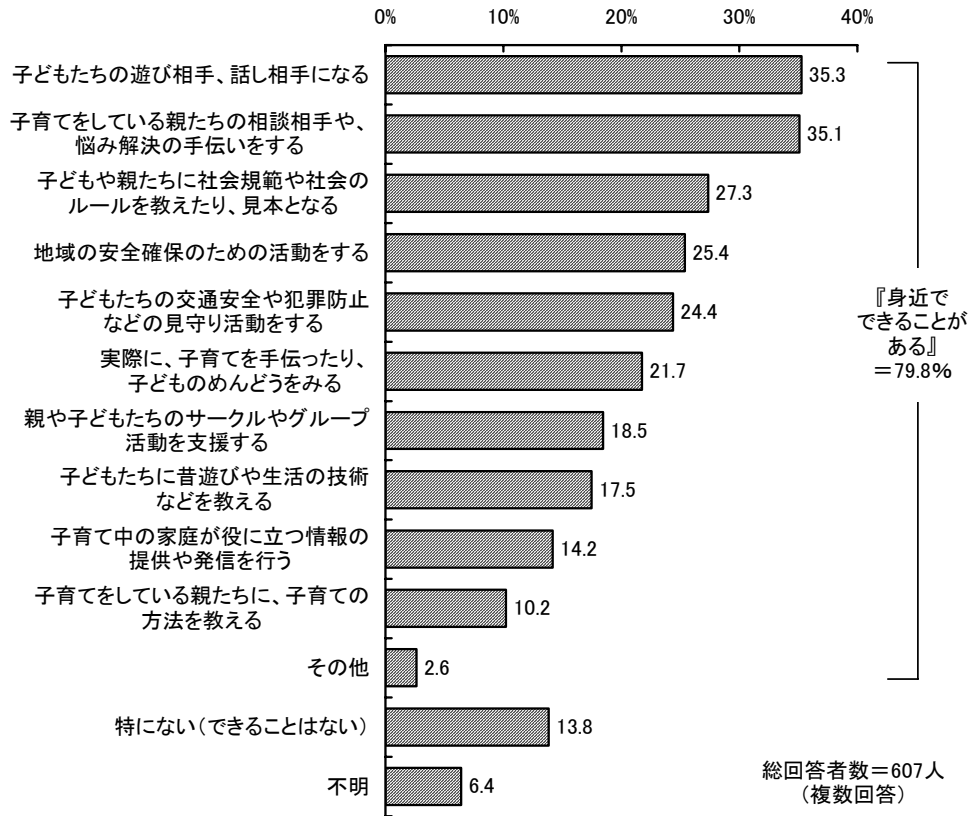
今後のポイントは…

- 子どもとともに親も成長し、子育てに喜びと自信をもつことができるよう、親や家庭の子育て力・教育力を育成するための取り組みの一層の充実を図っていく必要があります。
- 地域力を活用するしくみをつくり、地域の人と人とのつながりを育てていくとともに、地域社会全体が、子どもを生み育てることの意義や大切さを理解し、子育てを見守り・協力しあっていく必要があります。
- 乳幼児の子育て支援から青少年の育成に至るまで、個々のニーズに応じて、各種の支援を効果的・効率的に提供することができるよう、子どもの年代に応じた地域ネットワークを構築していく必要があります。

自身の子どもが生まれる前に乳幼児の世話をした経験



区民が身近でできる子育て支援活動



資料：墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成16年3月）

方向性(1)

親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり

- 親が喜びと自信をもって子育てをしていくことができるよう、仲間づくりのきっかけとなる場・機会を提供して親同士の交流を促進し、地域で孤立することのないよう、働きかけていきます。
- 親や家庭の子育て力・教育力の育成・向上にむけたプログラムの充実と学習の場の提供を図り、父親・母親が親としての役割や子育てについて学び、成長していくことができるよう支援していきます。母親だけでなく、父親むけのプログラムについても充実し、父親の子育て参加の促進を図ります。また、保健センター、保育園、幼稚園、子育てひろば、子育て相談センター、新たに設置する子育て支援総合センター等の親子が集まる場で、同様のプログラムを提供できるしくみづくりを進め、関係機関が連携・協力してプログラムを展開していきます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 子育てをする親同士、違う年代の子どもをもつお母さん同士のつながりをつくるきっかけとなる場づくりが必要だと思う
- ・ 保健センター、保育園、子育て相談センター等で毎月身体測定をできるようにし、その場を活用した母親同士の交流の促進、保育士・保健師による相談の場の設置を
- ・ 施設ごとの対応でなく、同じようなプログラムを地域に分散し、場所を選ばず利用できるようにするべき（保育士が産婦人科に出張して講習を行う等）
- ・ 親のコミュニケーション能力が低下しているので、自分の子どもだけでなく他人の子にも目をむけられるような教育が必要だと思う

【事業計画】

親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり	91 母親学級・パパのための育児学級
	92 2か月児学級・育児学級
	93 保育士が実施する子育て講座
	94 子育て講演会
	95 子育てひろば(再掲)
	96 両親大学
	97 毎月25日は「すみだ 家庭の日」

網掛けは重点事業

事業名	事業内容	現状 (平成15年度)	事業目標 (平成17～21年度)
91 母親学級・パパのための育児学級 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産・育児に関する知識習得や参加者の交流を図ることで、地域での孤立化を防止、育児支援に役立っています。 	母親学級 開催回数 80回 参加者数 678人 パパのための育児学級 開催回数 4回 参加者数 118組	母親学級：心理講演会を導入し、妊娠時からのメンタルフォローを行う パパのための育児学級：継続して実施する
92 2か月児学級・育児学級 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 2か月児学級：母親の情報交換の場として交流を深めるとともに、母乳相談・育児相談を、保健師・助産師が行います。 育児学級：乳幼児の中期と後期に、離乳食、歯のケア、育児の話を行うとともに、母親同士の交流を深めます。 	2か月児学級（向島） 10回 122人 育児学級 24回 442人 [16年度から、本所保健センターで2か月児学級を、向島保健センターで、12か月児学級を実施]	2か月児学級を充実し、さらに早期からの母同士の交流を深める
93 保育士が実施する子育て講座 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の職員が、公共施設等において、子どもの遊びや発達、健康などに関する簡単な講座や、子育てについての講演会を開催します。 	開催回数 4回 参加者数 延327人	充実を図る
94 子育て講演会 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターにおいて、子育てに関する知識の普及を図るための講演会を開催します。 	向島保健センター 「トイレットトレーニング」1回30組 本所保健センター 「孫育て講座」(祖父母) 1回39人	各センターで保育体制を含め参加しやすい形態をつくり、充実を図る

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
95 子育てひろば(再掲) [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の子育て家庭支援のために、児童館等で子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。 	児童館2か所、 子育て相談センター2か所 で実施	全児童館（11か所）、 子育て相談センター で実施
96 両親大学 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> • 心身ともに健やかな子どもを育てるため、家庭でどのように子どもを育てていくかについて、親自身が学習する場として、各団体との共催により実施し、家庭教育の振興を図ります。 	実施団体数 25団体 参加者数 延1,437人 実施日数 32日	充実を図る
97 毎月 25 日は「すみだ家庭の日」 [地域振興部自治振興・女性課]	<ul style="list-style-type: none"> • 「すみだやさしいまち宣言」の趣旨である「人と地域と環境にやさしいまち」づくりを進めるため、毎月25日を「すみだ 家庭の日」と定め、家族とふれあえるきっかけづくりを展開しながら、すみだのまちの担い手となる「人づくり」を推進します。 	[平成16年度から実施]	家庭や地域における 「人づくり」のため の活動支援の充実を 図る

方向性(2)

地域の子育て力の育成と協働

- 困った時は“お互い様”という助けあいの精神や人情が根付く、下町すみだの地域特性を活かしていきます。子育て経験豊かな区民を子育てサポーターとして育成したり、地域の空き店舗等の遊休施設を子育て支援の場とし、区民と区との協働により一時保育、子育て相談事業等の実施や、高齢者と子ども、子育て世代など、世代間の交流の促進を図っていきます。このような活動を通じて、区民の子育てへの関心や、何らかの形で協力したいと考えている意識を、実際の活動につなげていくしくみづくりを進め、区民一人ひとりが地域の一員として、子育てを見守り・協力しあっているまちづくりをめざします。
- 地域の子育て支援・青少年育成団体、NPOやボランティアグループ等が展開している様々な活動を支援していきます。また、これらの地域活動団体・グループ間の有機的な連携を推進し、子どもや子育て家庭を支える地域の活動を活発化させるとともに、区との協働の体制づくりの強化を図ります。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 商店街に、子どもの着替えやおむつを替える時に手伝ってくれたり、場所を提供してくれる子育て110番をつくってはどうか
- ・ 地域に、何でも相談できる「子育て先生」(保健師や保育士OB)がいるとよい
- ・ 路地裏コミュニティ、商店街のおせっかいおじいさんやおばあさんの復活を
- ・ 異年齢・世代間交流のしくみづくりなど、人と人とのコミュニケーションを図れるような環境づくりが必要だと思う
- ・ まずは、大人が子どもに声をかけていくことから、誰もが・どこでも子育て・子育てを応援・協力する地域づくりを
- ・ 制度やサービスが充実しても地域のつながりがないとうまく機能しないと思う、地域全体が子育て支援を意識するような社会になるとよい
- ・ 地域の青少年育成団体の連携体制を整備してほしい

【事業計画】

地域の子育て力の育成と協働	98 子育てサポーターの育成 ★
	99 高齢者と園児のふれあい給食
	100 高齢者団体活動の支援
	101 いきいきプラザにおける交流事業
	102 子育てグループの育成
	103 地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業 ★
	104 青少年委員活動
	105 青少年育成委員会活動の支援
	106 NPO・ボランティア活動等地域活動の支援
	107 地域の子育て支援・青少年育成団体の連携

★は17年度以降の新規事業
網掛けは重点事業

事業名	事業内容	現 状 (平成15年度)	事業目標 (平成17～21年度)
98 子育てサポーターの育成 ★ [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て経験豊富な区民を育成し、育児に不安や悩みを抱えている親の相談にのったり、アドバイスをを行うしくみづくりを検討します。 		子育て支援総合センターの設置にあわせて実施する
99 高齢者と園児のふれあい給食 [高齢者福祉担当高齢者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者と保育園児の会食を通して、ふれあいと交流を支援します。 	公立保育園7園、私立保育園7園で実施 実施回数 313回 参加者数 延5,236人	充実を図る
100 高齢者団体活動の支援 [高齢者福祉担当高齢者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者と地域の児童との交流ふれあい事業を展開します。 	老人クラブ 149団体 てーねん・どすこい倶楽部 1団体	充実を図る (てーねん・どすこい倶楽部のNPO法人化をめざす)
101 いきいきプラザにおける交流事業 [高齢者福祉担当高齢者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者による他世代との交流を図るため、子・孫などとのふれあいや昔の遊び等の伝承事業を展開します。 	[平成16年度] 16年12月1日に 「いきいきプラザ」開設	充実を図る
102 子育てグループの育成 [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 親同士の交流・仲間づくりの推進を通じて、親同士のつながりを深め、子育てグループの育成につながるよう支援します。 	児童館や子育て相談センターなどで、グループワークや育児相談を実施	充実を図る

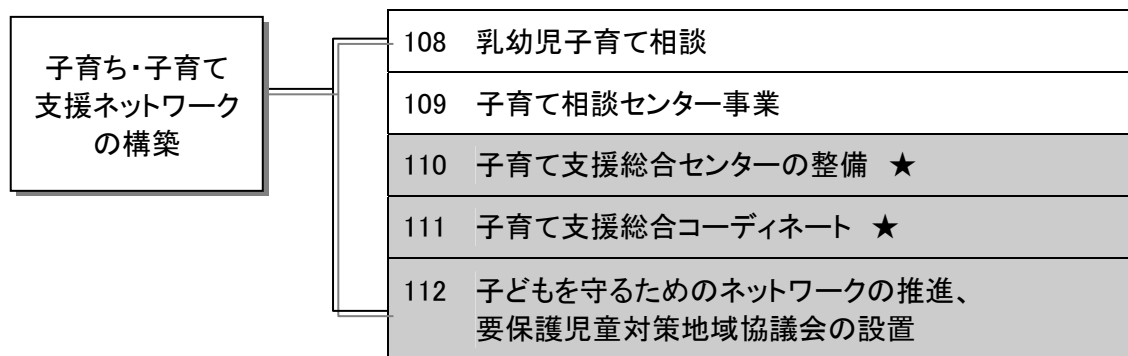
事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
103 地域の空き店舗等を 活用した子育て支援 事業 ★ [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> • 空き店舗等の遊休施設を活用し、地域の子育て経験者や保育士等が一時保育、子育て相談等の子育て支援活動を行います。 		実施する
104 青少年委員活動 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の青少年団体の活動や指導者の支援、青少年の健全育成・余暇指導、青少年教育行政への協力等を行います。 	青少年委員 32人	継続して実施する
105 青少年育成委員会 活動の支援 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> • 中学校地区を単位に設置されている地域の自主的な組織であり、地域の不良環境の点検・自粛要請活動や青少年の非行防止対策活動、健全育成に関する事業の推進を行います。 	組織運営・事業活動に関する支援を実施	継続して実施する
106 NPO・ボランティア活動 等地域活動の支援 [企画経営室企画・行革担 当、地域振興部自治振 興・女性課]	<ul style="list-style-type: none"> • 地域で自主的に活動している子育て支援・青少年育成NPOやボランティア活動等、住民による地域活動を推進し、情報提供等の必要な支援を行います。 	行財政改革課題として「行政のパートナーとしてのNPO 活動支援策の検討」を掲げたことに伴い、NPO や地域活動団体等の育成及び支援について検討を行った	地域活動推進方針 市民活動支援の充実
107 地域の子育て支援・ 青少年育成団体の 連携 [福祉保健部厚生・児童 課、教育委員会生涯学習 課]	<ul style="list-style-type: none"> • 地域にある様々な子育て支援・青少年育成団体間の連携を促進し、住民同士の支えあい活動の推進や、区民と区の協働を推進します。 	各種団体・組織の育成・支援を通して、団体内及び団体間の連携を図る	充実を図る

方向性(3)

子育て・子育て支援ネットワークの構築

- 保育園、区役所、子育て相談センターなど、身近な地域で子育てに関する様々な悩みや不安に関する相談に応じ、必要に応じて支援につなげる、地域の相談体制を整備します。
- 子育て支援に関する施策を総合的に行う子育て支援総合センターを整備します。子育て支援総合センターは、在宅での子育て支援の拠点として、子どもや保護者からの子育てに関する相談への対応、病後児保育や子育てひろばの実施、地域の子育てグループへの支援などを行います。また、福祉、保健、医療、教育等各分野の関係機関との連携のもと、個々のニーズに応じて子育て支援を行うとともに、子育てに関する情報を一元的に把握して多面的な情報を提供することにより、子育て支援総合コーディネート機能を果たします。さらに、東京都における先駆型子ども家庭支援センターとして、虐待防止にむけた見守りサポート、虐待防止支援訪問等を行います。
- 青少年期においても、多様な支援活動を効果的・効率的に進めていくことができるよう、青少年の育成を支援する各種機関・団体間の連携のもと、青少年の育成を支援する地域ネットワークづくりを進めていきます。

【事業計画】



★は17年度以降の新規事業
網掛けは重点事業

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
108 乳幼児子育て相談 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園、乳幼児子育て相談室等の身近な機関において、子育てに関する様々な悩みや不安への相談に応じ、必要な支援を行います。 	乳幼児子育て相談 区立保育園27園で実施 乳幼児子育て相談室 電話相談 35件 来庁相談 9件 児童館巡回相談 2,577件	継続して実施する
109 子育て相談センター事業 [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する相談に応じるとともに、子育てひろばの提供、子育て講座の開催等を行います。 	すみだ子育て相談センター 登録者数 646人 相談件数 384件 文花子育て相談センター 登録者数 1,088人 相談件数 276件	継続して実施する
110 子育て支援総合センターの整備 ★ [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅での子育て支援の拠点として、総合相談、病後児保育や子育てひろば等の実施、子育て支援総合コーディネートに加え、見守りサポート、虐待防止支援訪問等を行う、先駆型子ども家庭支援センターとして整備します。 	検討	19年度に設置する (曳舟地区に設置)
111 子育て支援総合コーディネート ★ [福祉保健部子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援総合センターを拠点に、子育て支援サービスの情報提供、マネジメント、利用の支援等を包括的にを行います。 	検討	子育て支援総合センター整備の中で検討し、実施する
112 子どもを守るためのネットワークの推進、要保護児童対策地域協議会の設置 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待に関する相談や防止対策の活動を、関係機関相互の連携・協力のもとに総合的に行うためのネットワークを構築し、推進します。 ● ネットワークを母体として関係機関との連携を図り、「要保護児童対策地域協議会」を設置します。 	関係機関による協議会を設置	ネットワークの推進を図るとともに、「要保護児童対策地域協議会」としての位置づけを図っていく

4. 個別の支援が必要な子どもとその家庭をきめ細かくサポートします

墨田区の現状は…

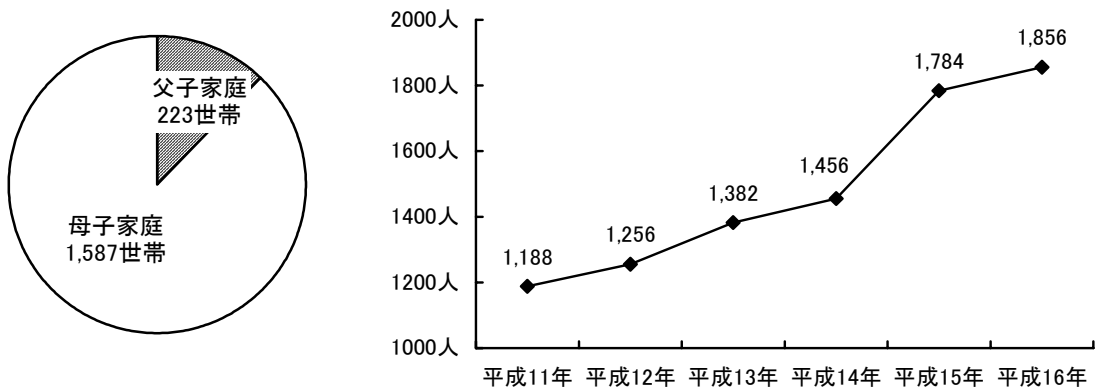
- ひとり親家庭、障害のある子ども、虐待を受けた子ども、不登校や非行等の問題を抱えている子どもに関しては、子どものみならず家庭も含め、個別の支援をきめ細かく行っていく必要があります。
- 離婚の増加等により、墨田区においてもひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭の9割近くは母子家庭であり、母親がよりよい仕事に就き経済的に自立できることが、子どもの成長にとっても重要であるといえます。
- 墨田区における18歳未満の障害児数（障害者手帳交付者数による）は、平成16年3月31日現在、身体障害児が104人、知的障害児が210人となっています。
- 児童虐待については、児童虐待防止法が施行された平成12年以降、相談件数が増加しています。児童相談所への虐待相談件数は、平成16年の4～9月の半年間で30件となっています。

今後のポイントは…

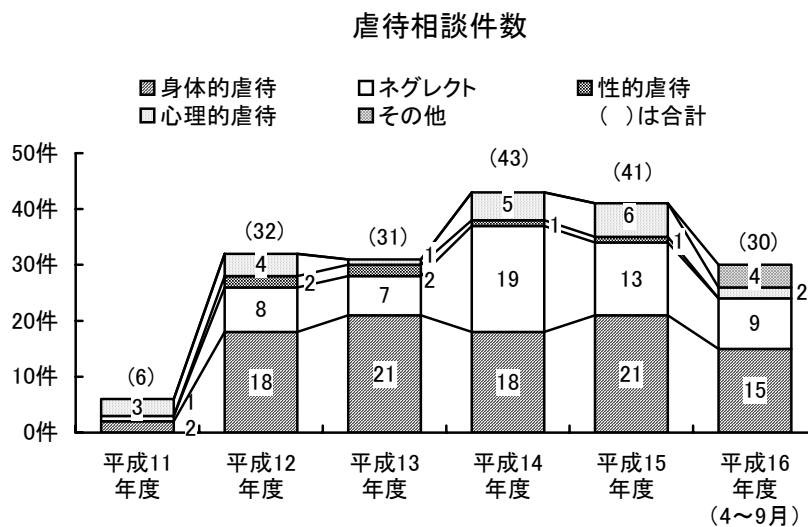
- ひとり親家庭に対しては、平成14年11月に改正された母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえ、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、子育てや生活支援策、就業支援策、経済的支援等に対する総合的な対策を、適切に実施していく必要があります。
- 障害児支援に関しては、障害の早期発見と親のメンタル面へのフォローも含めた対応体制の充実を図るとともに、障害のある子どもの自立や社会参加にむけ、乳幼児期から社会人への移行期まで一貫した総合的な取り組みを推進していく必要があります。また、新たな心身障害児療育施設の整備も課題となっています。
- 児童虐待に対しては、発生の予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が求められます。福祉・保健・教育、警察、児童相談所等の地域の関係機関との密接な連携のもと、区としての虐待の防止体制及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援体制の充実・強化を図る必要があります。

- ひきこもりや不登校、少年非行等、子どもの育成上の多様な問題への対策としては、家庭、学校、地域の緊密な連携のもと、地域ぐるみで健全育成・非行防止活動を推進するとともに、必要なサポートシステムを整備していく必要があります。
- さらに、これらの子どもとその家庭を取り巻く問題に、総合的に対応していくため、関係機関によるネットワーク体制を整備し、連携を密にしていける必要があります。

ひとり親世帯における父子世帯・母子世帯の状況(左図)と児童扶養手当受給者数の推移(右図)



資料：(左図) 総務庁統計局「平成12年国勢調査」
(右図) 「墨田区の福祉・保健」(各年3月31日現在)



資料：墨田区厚生・児童課

方向性(1)

ひとり親家庭の自立支援

- ひとり親家庭の生活面及び就業面等に関する様々な悩みに関する相談を受け、情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な支援につなぐ相談機能の充実を図ります。
- ひとり親家庭が地域で安心して子育てを行うことができるよう、また、就業や求職活動、就業にむけた職業訓練を充分に行うことができるよう、保育園への優先入所を推進するとともに、多様な子育て支援サービス・保育サービスを充実していきます。(子育て支援サービス及び保育サービスについては43～50ページを参照)
- 母子家庭の母が安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、就職するために必要な知識や技能の習得、資格等の取得に必要な資金の貸付・支給を行います。また、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するための資金貸付事業、手当の支給、医療費の助成等を実施します。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ひとり親など支援が必要な家庭をどうネットワークで支えていくかが課題である

【事業計画】

ひとり親家庭の 自立支援	113	母子相談・女性相談・家庭相談
	114	女性のためのカウンセリング&DV相談
	115	東京都母子福祉資金(技能習得資金)の貸付
	116	母子家庭自立支援給付金事業
	117	母子福祉応急小口資金貸付事業
	118	児童扶養手当等の支給(再掲)
	119	ひとり親家庭等医療費助成制度(再掲)
	120	母子緊急一時保護事業
	121	母子生活支援施設
	122	母子生活ホームにおける保育機能の付加

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
113 母子相談・女性相談・ 家庭相談 [福祉保健部保護課]	<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が、各種相談に応じ、社会的・経済的自立にむけた支援や、適切な助言、関係機関との連絡調整、情報提供等を行います。 	母子相談件数 951件 女性相談件数 485件 家庭相談件数 529件	継続して実施する
114 女性のためのカウンセ リング&DV相談 [地域振興部自治振興・ 女性課(すみだ女性 センター)]	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦関係や暴力・女性のもつ様々な悩みを解決するために、専門のカウンセラーが相談に応じます。 	相談件数 723件 (うち DV 相談 76件)	多くの方が利用できるよう、情報提供を行っていく
115 東京都母子福祉資金 (技能習得資金)の 貸付 [福祉保健部保護課]	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母が就職するために必要な知識・技能を修得するための資金として、東京都母子福祉資金(技能習得資金)の貸付を行います。 	貸付件数 10件 貸付金額 2,528,680円	継続して実施する
116 母子家庭自立支援 給付金事業 [福祉保健部保護課]	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金：区から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、費用の一部を給付します。 高等技能訓練促進費：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格取得のために訓練機関で修業する場合に、修業期間の最後の3分の1の期間、訓練促進費を給付します。 	[平成16年度から実施]	継続して実施し、母子家庭の母の就労意欲を高める
117 母子福祉応急小口 資金貸付事業 [福祉保健部保護課]	<ul style="list-style-type: none"> 応急に資金を必要とする際に、一世帯5万円を限度に資金の貸付を行います。 	貸付件数 41件 貸付金額 1,595,000円	継続して実施する
118 児童扶養手当等の 支給(再掲) [福祉保健部厚生・児童 課]	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当：父がいない/父に重度の障害があり、18歳に達した年度末までの児童を養育している方に支給します。 児童育成(育成)手当(区制度)：父または母がいない/父または母に重度の障害があり、18歳に達した年度末までの児童を養育している方に支給します。 	児童扶養手当 1,856人 児童育成(育成)手当 3,202人	継続して実施する

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
119 ひとり親家庭等医療費 助成制度(再掲) [福祉保健部厚生・児童 課]	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭(母子・父子等)に対し、医療費の一部を助成します。 	受給者数 1,426世帯 助成件数 34,831件 助成額 85,317千円	継続して実施する
120 母子緊急一時保護 事業 [福祉保健部保護課]	<ul style="list-style-type: none"> 緊急に保護を求めてきた母子を、区の指定施設に一時入所させ、相談、助言を行い、自立更生の措置を講ずるまでの応急的措置を図ります。 	母子緊急一時保護件数 42件	継続して実施する
121 母子生活支援施設 [福祉保健部保護課]	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母親が経済的な理由や住居がない等の事情で子どもの養育をすることが困難な場合に、母子を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活の支援を行います。 	墨田母子生活ホーム 厚生館立花 ベタニヤホーム	継続して支援を行う
122 母子生活ホームにおけ る保育機能の付加 [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活ホームにおいて、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供します。 	検討	施設の有効活用について検討する

方向性(2)

障害のある子どもの発達と成長支援

- 新生児訪問指導や乳児健康診査等の機会を通じて、障害の早期発見・早期対応に努めます。また、すみだ福祉保健センター内にある心身障害児の療育施設「みつばち園」を中心とした療育指導体制を整備し、保護者が抱える不安や生活課題へのケアなど、家族も含めた支援を推進していきます。
- 障害のある子どももいない子どもも、ともに学び、成長していける地域づくりをめざし、保育園・幼稚園、学童クラブへの障害児の受け入れを推進します。学校教育に関しては、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うという視点から、従来の心身障害教育の対象の障害に加えて、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒を支援するための、学校及び地域における教育推進体制の整備を進めます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 障害児だけでなく、家庭を含めた支援の充実を
- ・ 障害のある子どももいない子どもも共に育つことが大事、そのための支援を
- ・ 第2みつばち園の設立の具体化を
- ・ 特別支援教育への対応を重点的に進めてほしい
- ・ 障害児は保育園や幼稚園に優先して入園できるといったシステムが必要だと思う

【事業計画】

障害のある 子どもの発達と 成長支援	123 乳幼児経過観察
	124 心身障害児(者)歯科相談
	125 療育・訓練事業
	126 保育園における障害児保育
	127 幼稚園における障害児教育
	128 就学相談
	129 心身障害学級運営
	130 特別支援教育への対応
	131 障害のある児童・生徒との交流
	132 学童クラブへの障害児の受け入れ

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
123 乳幼児経過観察 [墨田区保健所向島・本所 保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診後、発育・発達 に関し経過観察を必要とす る乳幼児に対して健康診査 を行い、保護者・乳幼児に 適切な保健指導を行うこと により、健全な育成を期し ます。 	向島保健センター 12回 120人 本所保健センター 12回 66人	専門医による相談体 制を維持する
124 心身障害児(者)歯科 相談 [保健衛生担当保健計画 課]	<ul style="list-style-type: none"> すみだ福祉保健センター内 「ひかり歯科相談室」にお いて、心身障害児及びその 家族を対象に、口腔機能の 健康維持に必要な助言指導 を行います。 	相談・予防指導 68回 受診・利用者数 711人	充実を図る
125 療育・訓練事業 [福祉保健部障害者福祉 課]	<ul style="list-style-type: none"> すみだ福祉保健センター・ 心身障害児療育施設「みつ ばち園」において、療育の 相談指導、通園指導、巡回 相談指導等の事業を通じ た、日常生活の基本動作訓 練、集団生活への適応訓練 を行います。 「第2みつばち園」の設置に ついての検討を行います。 	集団療育（通園） 延591人 個別療育 延1,056人	充実を図る
126 保育園における障害児 保育 [福祉保健部子育て支援 課]	<ul style="list-style-type: none"> 保育園における障害児保育 の充実を図るため、障害児3 人につき1人の正規保育士 を配置し、重度認定障害児 には非常勤保育士1人を配 置します。 障害の内容が多様化してい る現状を踏まえ、医療機関 や保健所等との連携に努め ます。 	区立保育園 30人 私立保育園 19人	継続して実施する
127 幼稚園における障害児 教育 [教育委員会学務課、 総務部総務課]	<ul style="list-style-type: none"> 軽度障害児を幼稚園に受け 入れ、介助員を配置します。 心身障害児を受け入れている 私立幼稚園設置者に対し、 障害児数に応じた助成 を行い、障害児教育の振興 と充実を図ります。 	区立幼稚園 13人 私立幼稚園 0人	充実を図る
128 就学相談 [教育委員会学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 小学校及び中学校の入学や 転学に際し、医師・専門家 等で構成される就学相談委 員会において、一人ひとり の児童・生徒にふさわしい 学びの場を、様々な角度か ら検討します。 	就学相談 小学生 41件 中学生 11件 転学相談 小学生 10件 中学生 2件 その他 11件	特別支援教育の動向 を踏まえて充実を図 る

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
129 心身障害学級運営 [教育委員会学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害学級、難聴通級指導学級、言語障害通級指導学級、情緒障害通級指導学級を設置し、都立盲・ろう・養護学校と連携しながら、一人ひとりの障害に応じた教育の充実を図ります。 療育相談、脳波検査、重複障害相談を実施します。 難聴言語通級指導委員会、情緒障害学級通級相談委員会を開催します。 	[平成16年度] 知的障害学級 小学校6校9学級 中学校4校5学級 難聴通級指導学級 小学校1校1学級 中学校1校1学級 言語障害通級学級 小学校2校4学級 情緒障害通級指導学級 小学校1校2学級 中学校1校1学級	特別支援教育の動向を踏まえて充実を図る
130 特別支援教育への対応 [教育委員会学務課、指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等も含めた、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うための、学校及び地域における教育推進体制を整備します。 	15・16年度文部科学省特別支援教育推進体制モデル事業	充実を図る
131 障害のある児童・生徒との交流 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒と心身障害学級、地域の養護学校等との交流を推進します。 	全設置校で実施	充実を図る
132 学童クラブへの障害児の受け入れ [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブを利用する障害児のうち、特に介助が必要な児童には、障害の程度に応じた人的措置を行います。 障害児のいる学童クラブには、心理相談員による巡回相談・指導を行います。 	障害児登録クラブ数 21か所	23か所で実施

方向性(3)

虐待の防止及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援

- 虐待の発生を未然に防止するため、養育者が精神的にも肉体的にも不安定である出産後間もない時期を中心とした新生児訪問指導や乳児健康診査、育児相談の機能の充実を図り、孤立している、育児不安を抱えているなど、支援を必要とする家庭への積極的なアプローチを展開していきます。
- 保育園・幼稚園や小・中学校の現場職員、地域の民生委員・児童委員や青少年委員、区、保健所、保健センター、児童相談所、警察等の関係機関による子どもを守るためのネットワークの推進を図り、これらの機関の連携・協力体制のもと、虐待に関する相談体制や虐待防止にむけた活動、早期発見・早期対応体制を整備します。
- 新たに整備する子育て支援総合センターに虐待防止・再発防止機能を位置づけ、児童相談所等との連携のもと、虐待が生じた家庭等に対する見守りサポート、虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問等の取り組みを進めていきます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・身近なところに相談員を配置してほしい
- ・新生児訪問指導を活用した育児困難などの問題を抱える家庭への対策等、虐待を防止するための対策の徹底が必要
- ・母親の精神の安定を図るためのレスパイトサービス(一時保育等)を充実してほしい
- ・親が子育てをすることが難しい場合の養育家庭支援制度や施設サービスの活用に関する検討をしてほしい

【事業計画】

虐待の防止及び 虐待を受けた 子どもとその 家庭への支援	133 新生児訪問指導(再掲)
	134 育児相談・出張育児相談(再掲)
	135 子どもを守るためのネットワークの推進、 要保護児童対策地域協議会の設置(再掲)
	136 区民むけ啓発パンフレット及び虐待防止 マニュアルの配布
	137 子育て支援総合センターを中心とした 虐待防止・再発防止体制の整備 ★

★は17年度以降の新規事業
網掛けは重点事業

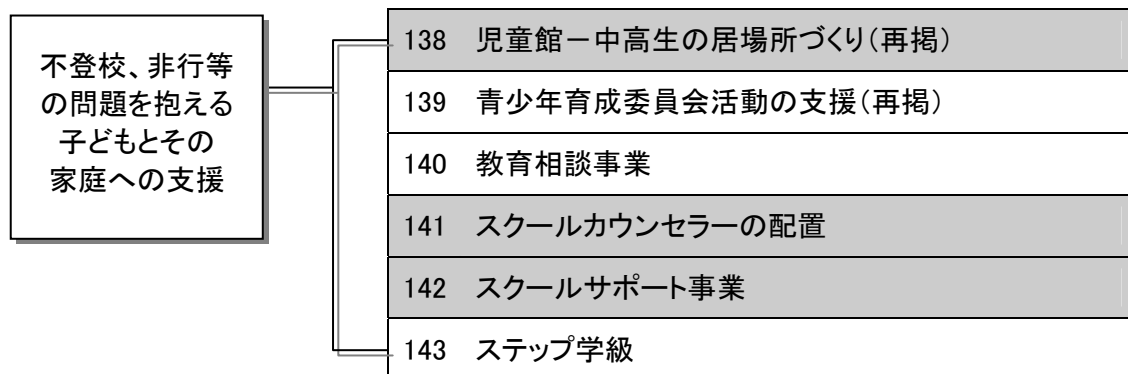
事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
133 新生児訪問指導 (再掲) [保健衛生担当保健計画課、墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 新生児及び生後3か月以内の乳児に対して、訪問により発育、栄養、生活環境等の育児指導を行います。 ● 障害の早期発見・早期対応だけでなく、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。 	新生児訪問 指導件数 336人 未熟児訪問 指導件数 42人 乳児訪問 指導件数 396人	病産院とのネットワークを構築しながら、訪問指導の内容の充実を図る
134 育児相談・出張育児相談(再掲) [墨田区保健所向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健センター・児童館・子育て相談センターで、保健師が出張相談を行います。必要に応じて、栄養相談、健康教育も実施します。 	保健センター内育児相談 2か所 32回 1,109組 (本所月1回、向島月2回) 出張育児相談 9か所 98回 2,496組	関係機関との連携を図り、相談内容の充実を図る
135 子どもを守るためのネットワークの推進、要保護児童対策地域協議会の設置(再掲) [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待に関する相談や防止対策の活動を、関係機関相互の連携・協力のもとに総合的に行うためのネットワークを構築し、推進します。 ● ネットワークを母体として関係機関との連携を図り、「要保護児童対策地域協議会」を設置します。 	関係機関による協議会を設置	ネットワークの推進を図るとともに、「要保護児童対策地域協議会」としての位置づけを図っていく
136 区民むけ啓発パンフレット及び虐待防止マニュアルの配布 [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で虐待を防止するための区民むけ啓発パンフレット及び保育園、幼稚園、学校、児童館、医療機関等関係機関むけの虐待防止マニュアルを作成・配布します。 	啓発パンフレット及び虐待防止マニュアルを作成・配布	継続して配布し、虐待防止を図る
137 子育て支援総合センターを中心とした虐待防止・再発防止体制の整備 ★ [福祉保健部厚生・児童課、子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに整備する子育て支援総合センターの機能の充実を図り、児童相談所との連携のもと、虐待が生じた家庭等に対する見守りサポート、虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問等を行います。 		子育て支援総合センター設置時にあわせて実施する

方向性(4)

不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家庭への支援

- 地域の児童館を活用して中高生の居場所づくりを進め、子どもの健全な育成を図るとともに、PTAや青少年育成団体等と連携して、地域環境の浄化活動、非行防止対策活動などを推進していきます。
- 子ども自身の不安や悩みに関する学校内外の相談体制を整備するとともに、平成16年に開設したすみだスクールサポートセンターの機能の充実を図り、ひきこもりや不登校などの児童・生徒に対するきめ細かな支援体制を整備します。また、いじめや非行等の問題を抱える児童・生徒への的確な対応を図るため、学校、保健所、児童相談所、保護司、民生委員・児童委員、青少年委員等、関係機関によるサポートチームの組織化と連携体制の構築、学校復帰や立ち直り支援のためのプログラムの開発など、地域ぐるみの支援システムの整備にむけた検討を進めます。

【事業計画】



網掛けは重点事業

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
138 児童館－中高生の居場所づくり(再掲) [福祉保健部厚生・児童課]	<ul style="list-style-type: none"> 多感な時期にある中高生の健全育成を図るため、地域の児童館を活用し、夜間利用の拡大を図り、中高生の居場所づくりを進めます。 	児童館11館のうち4館で実施	全児童館で実施
139 青少年育成委員会活動の支援(再掲) [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 中学校地区を単位に設置されている地域の自主的な組織であり、地域の不良環境の点検・自粛要請活動や青少年の非行防止対策活動、健全育成に関する事業の推進を行います。 	組織運営・事業活動に関する支援を実施	継続して実施する
140 教育相談事業 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 教育上の諸問題の相談(ひきこもり・不登校・暴力等)、親子の間にあるあらゆる問題への相談、子ども自身のあらゆる悩みごとの相談に対応します。 	教育相談 188件 親子なんでも相談 200件 ヤングテレフォン相談 68件	充実を図る
141 スクールカウンセラーの配置 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善・解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。 	スクールカウンセラー配置校 区立小学校 4校 区立中学校 12校	充実を図る
142 スクールサポート事業 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> すみだスクールサポートセンターに派遣指導員を配置し、学校・家庭・関係機関の連携のもと、不登校や問題を起こす児童・生徒の学習指導、生活指導、教育相談等の支援や、保護者及び学校への援助を行います。 	[平成16年度から実施]	充実を図る
143 ステップ学級 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由により長期間学校を欠席している児童・生徒に対し、学校への復帰ができるよう、相談活動や学習指導を行います。 	実施日 土曜・日曜・祝日を除く 毎日	充実を図る

5. 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境をととのえます

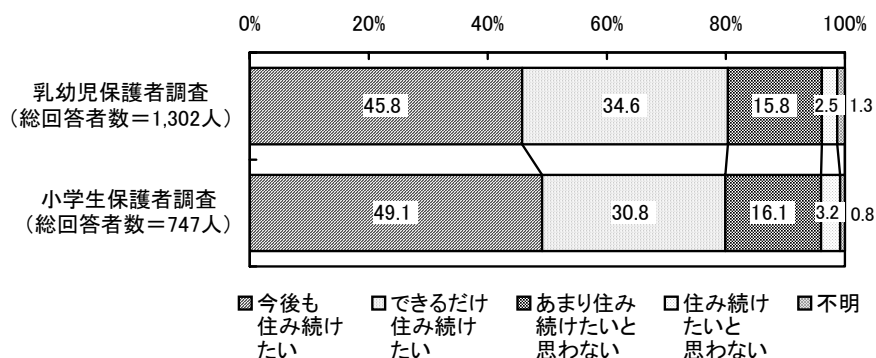
墨田区の現状は…

- 調査結果によると、乳幼児の保護者、小学生の保護者とも約8割が今後も墨田区に住み続けたいと回答しており、このような子育て家庭の声に応え、より一層、子どもや子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。
- 墨田区は働く女性が多いことから、男性も積極的に家事や子育てを担い、男女が協力しあうことが重要です。調査結果では、子育てと仕事を両立するために企業に望む子育て支援策として、「育児休業制度の導入・充実」や「看護休暇制度の導入・充実」を上回って「同僚や上司の理解」が第1位となっています。
- 近年、子どもを狙った犯罪が増えています。調査では、中学生の24.3%、高校生等の34.4%が、実際に「まちで危険な目にあった・あいそうになったことがある」と回答しており、また、乳幼児・小学生の保護者とも7割以上が「子どもを犯罪から守るための対策」を充実すべきと回答しています。

今後のポイントは…

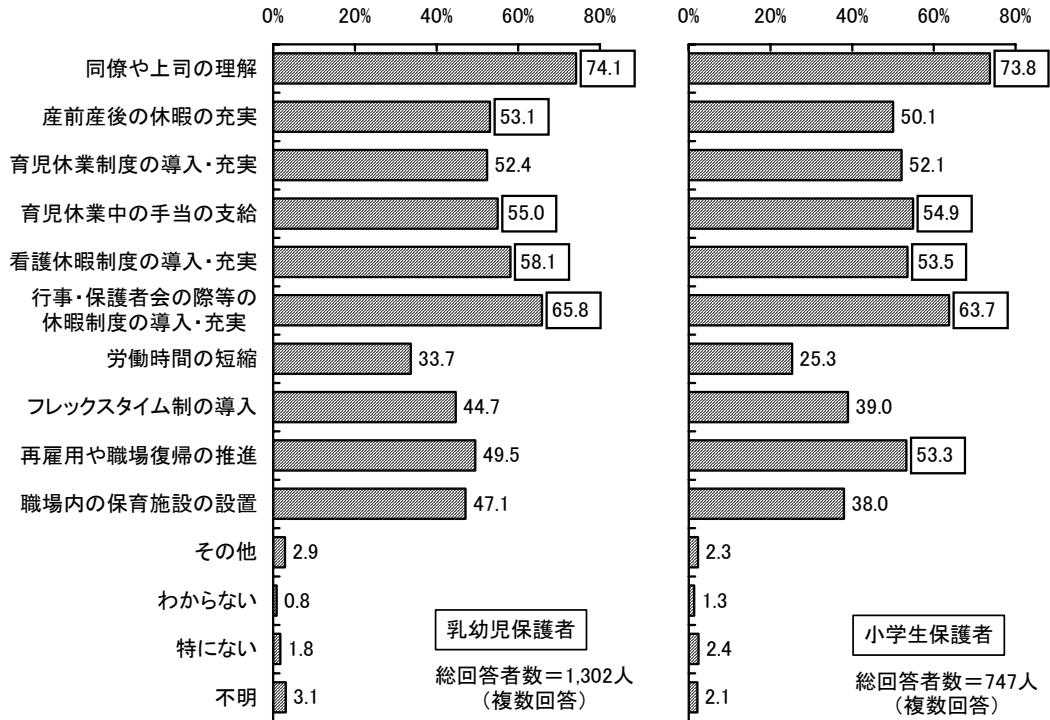
- 男性の子育て参加の促進、子育てと仕事の両立の推進など、男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくりを進めるため、区民の意識の啓発、区内事業所への働きかけを強化していく必要があります。
- 地域の安全性を確保するため、まちをあげて、子どもの安全を守るための活動の推進、環境の整備を進めていく必要があります。
- 子育てにやさしいまちづくりを積極的に推進していく必要があります。

今後の居留意向

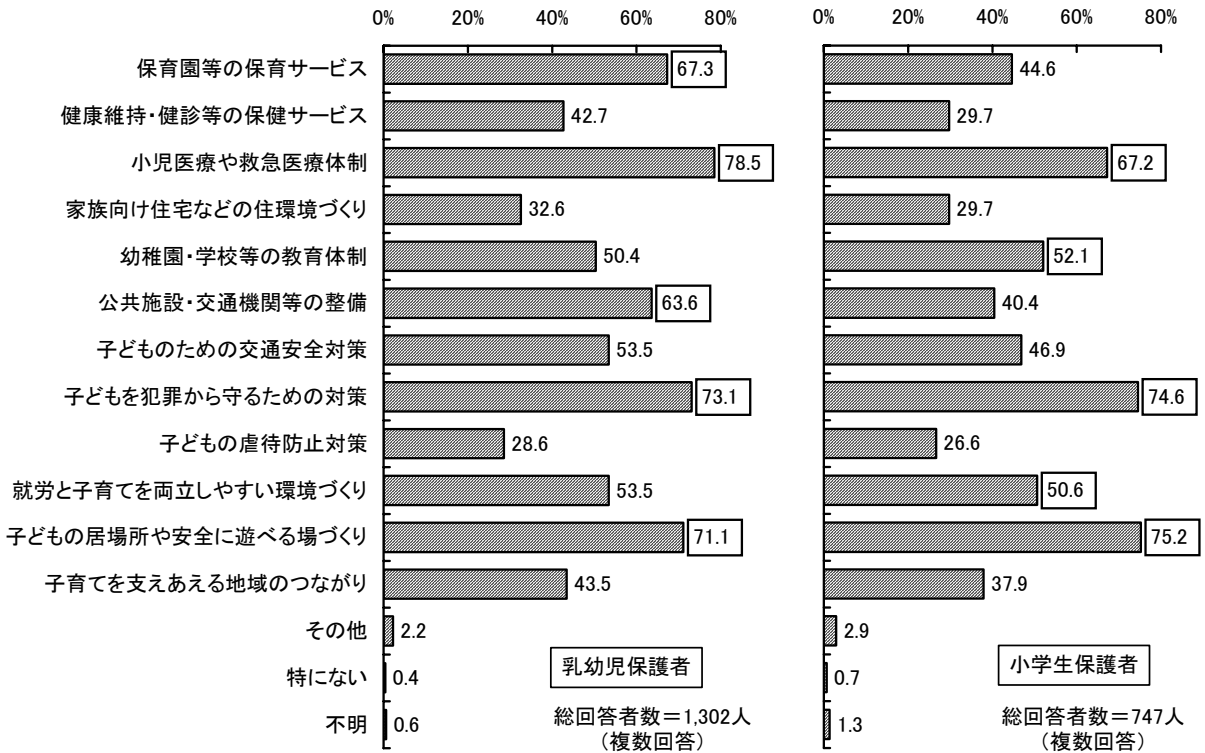


資料：墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成16年3月）

企業に望む子育て支援策



充実すべき子育て支援策



資料：墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成16年3月）

方向性(1)

男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくり

- 男性が仕事一辺倒に偏りがちな価値観を改め、男女が協力して子育てに取り組み、その喜びを分かちあうことができるよう、講座の開催等あらゆる機会を通じて、男性の子育て参加の促進を図るための取り組みを推進していきます。
- 育児休業制度等の取得促進のための啓発を進めるとともに、職場の事業主、上司や同僚が、仕事と子育てを両立しようとする家庭に理解を示し、協力していくよう、意識の改革を図るための広報・情報提供等を進めていきます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 男性の子育て参加を促進するためのしくみづくりを充実してほしい
- ・ 父親も出産後2週間は休暇を出す、といった制度が必要だと思う
- ・ 区は企業の子育て支援の取り組みを後押しするような支援をすべきと思う（子育て支援度が高い企業を業者選定の際有利に扱う、税制面で優遇するなど）
- ・ 区内や自宅近くでの雇用の確保を
- ・ 子育て中の労働時間の短縮や、ワークシェアリングの体制づくりが必要
- ・ 親が仕事を休んだり子どものための時間がつくりやすい制度をつくってほしい

【事業計画】

男女が協働して 子育てに取り組 組んでいける 環境づくり	144 男性の育児参加にむけた意識啓発
	145 すずかけサロン オットマン倶楽部
	146 女性リーダー養成事業 すずかけ大学
	147 男女の機会均等の確保や待遇の改善にむけた啓発
	148 育児休業制度の取得促進にむけた啓発
	149 働く女性のための支援事業
	150 再就職支援のための事業

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
144 男性の育児参加にむけた意識啓発 [教育委員会生涯学習課、関係各課]	<ul style="list-style-type: none"> 家事や育児を男女がともに担うように、男性に対しての各種講座の実施を支援し、意識啓発を促進します。 	両親大学等の実施	充実を図る
145 すずかけサロン オットマン倶楽部 [地域振興部自治振興・女性課(すみだ女性センター)]	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会推進のために、男性が家庭や地域の中で何をしていくべきか、できることは何かなどを話し合います。 	開催回数 6回 参加者数 延28人	男女共同参画社会推進のための意識啓発を行っていく
146 女性リーダー養成事業 すずかけ大学 [地域振興部自治振興・女性課(すみだ女性センター)]	<ul style="list-style-type: none"> 男女がともに社会の構成員として、社会のあらゆる分野の活動に積極的に参画するために、家庭、地域、社会の中でリーダー的存在になれるよう養成します。 	開催回数 12回 参加者数 延298人	女性問題や男女共同参画社会の実現にむけ意識啓発を行い、女性人材の育成をめざしていく
147 男女の機会均等の確保や待遇の改善にむけた啓発 [地域振興部自治振興・女性課]	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業センターと連携して、国・都から提供された労働に関する各種資料を配布し、職場での男女平等を促進するための情報提供を行います。 男女共同参画推進のための情報誌を発行し、事業所等に配布しながら情報提供を行います。 	各種資料を随時配布 [平成16年度から実施] 情報誌「にじ」を年2回 発行 各10,000部	充実を図る
148 育児休業制度の取得促進にむけた啓発 [地域振興部自治振興・女性課]	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業センターと連携して、国・都から提供された各種資料を配布し、男女共同参画を促進するための情報提供を行います。 男女共同参画推進のための情報誌を発行し、事業所等に配布しながら情報提供を行います。 	各種資料を随時配布 [平成16年度から実施] 情報誌「にじ」を年2回 発行 各10,000部	充実を図る
149 働く女性のための支援事業 [地域振興部自治振興・女性課(すみだ女性センター)]	<ul style="list-style-type: none"> 労政事務所等と共催し、パートセミナー・再就職セミナー・セクハラ等、その時々にあわせたテーマを選び基礎知識を付与します。 	開催回数 1回 参加者数 60人	労働問題等の啓発に努めていく
150 再就職支援のための事業 [商工担当生活経済課]	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区公共職業安定所及び東京商工会議所墨田支部と墨田区とで、合同就職面接会を開催します。 元ハローワーク職員を相談員とした雇用・就業相談を行う「求職相談コーナー」を設置します。 	すみだ就職面接会を2回開催 参加企業 53社 求人数 266人 参加者数 720人 就職者数 38人	各所管における雇用対策、情報の共有化を図りつつ、関係機関と協力し、就職支援を行う

方向性(2)

子どもの安全を守るための環境の整備

- 子どもの交通の安全を確保するため、交通安全教室の実施により交通安全教育の充実を図るとともに、安全性の確保という視点から通学路の点検を行い、安全（実地）指導を強化していきます。
- 区内の学校や保育園、児童館、コミュニティ会館等について、子どもの安全に配慮した整備を進めます。また、すみだ子どもの110番、地域防犯対策などの地域の取り組みの一層の充実を図り、学校、PTA、地域、警察をはじめとする関係機関の連携・協力のもと、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための取り組みを推進していきます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ スクールゾーンがわかりにくいのでわかりやすくしてほしい
- ・ 犯罪に巻き込まれないための具体的心得を授業で教えるとともに、地域の大人たちの意識も高めるよう呼びかける必要がある
- ・ 通学路や学校内のパトロールを地域住民が協力して行うシステムが必要
- ・ 不審者等の情報を携帯メールに流すなどしてほしい
- ・ 保育園や学校の防犯対策を強化してほしい

【事業計画】

子どもの安全を守るための環境の整備	151	交通安全教室
	152	スクールゾーン育成事業
	153	セーフティ教室
	154	防犯ブザーの貸与
	155	緊急通報装置等の防犯設備の整備
	156	すみだこどもの110番
	157	地域防犯対策

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
151 交通安全教室 [教育委員会庶務課]	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・小学校の児童を対象に、交通安全教室を実施します。 交通安全マップを作成し、通学路の確認と危険個所の徹底を図るとともに、登下校時の通学路における安全（実地）指導の強化等を図ります。 	交通安全教室開催校 区立小学校 28校 区立幼稚園 7園	幼稚園・小学校低学年の交通安全教室の充実（増加）を図る
152 スクールゾーン育成事業 [都市整備担当土木管理課]	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの交通事故の防止を推進するため、小学校区域ごとにスクールゾーン連絡会を設置し、活動の育成を図ります。 	学校単位のスクールゾーンの設置及び補助金を交付 モデル校 1校 (10万円) 自主推進校 27校 (3万円×27校)	学校選択制、学校の適正配置により、今までと異なる通学区域の概念が必要になってきたことを受け、学校単位のスクールゾーンを見直すために協議する
153 セーフティ教室 [教育委員会指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・区民の参加のもとに家庭、学校、地域社会の連携による非行、犯罪被害防止教育を推進します。 	[平成16年度から実施]	充実を図る
154 防犯ブザーの貸与 [教育委員会学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの防犯対策として、小学生に防犯ブザーを貸与し、子どもの安全確保に努めます。 	[平成16年度から実施] 区立小学校25校と学務課窓口で配布貸与	16年度の結果に基づき充実を図る
155 緊急通報装置等の防犯設備の整備 [教育委員会庶務課]	<ul style="list-style-type: none"> 区内の児童施設（学校、保育園、児童館、コミュニティ会館等）に、警察とのホットラインとして機能する非常通報体制「学校110番」システムを導入します。 	設置施設 区立小学校 28校 区立中学校 12校 区立幼稚園 7園 (全区立小・中学校・幼稚園に設置済)	継続して実施する
156 すみだこどもの110番 [教育委員会生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの登下校時及び下校後の安全を確保するため、シンボルマーク（ステッカー）を掲示し、子どもたちが不審者と遭遇した際の避難場所とするとともに、犯罪発生の抑止を図ります。 	協力家庭数 3,548	充実を図る
157 地域防犯対策 [地域振興部自治振興・女性課]	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が安全で安心して暮らせる環境を整備するため、地域防犯対策として、夜間のパトロール等を実施します。 防犯カメラ等の安全施設を設置する場合に、東京都の補助とあわせて区の助成金を補助します。 	[平成16年度から実施]	充実を図る

方向性(3)

子育てにやさしいまちづくりの推進

- 区内に供給される集合住宅のうち、特に子育てに配慮したものをすみだ子育て支援マンションとして認定することにより、子育てしやすい住環境を整備し、ファミリー世帯の定住促進を図ります。
- 妊産婦やベビーカーを押している人、親子連れ等が安心して外出できるよう、道路や交通機関、公共施設等のバリアフリー化を促進するなど、子育て家庭に配慮したまちづくりを進めます。

協議会(分科会)委員や区民からは、次のような意見もありました

- ・ 交通機関や公共施設のバリアフリー化を推進してほしい
- ・ 公園周辺・通学路の歩道等の整備等、子どもの交通安全対策を充実してほしい
- ・ 公園等の街灯の増設、死角をなくすなど、子どもを犯罪から守る安全なまちづくりを進めてほしい

【事業計画】

子育てにやさしい まちづくりの推進	158 すみだ子育て支援マンション認定・整備補助事業
	159 放置自転車対策
	160 道路バリアフリー事業
	161 公園出入口バリアフリー事業
	162 交通バリアフリー事業
	163 区庁舎、公共施設への子育て者むけトイレ等の整備

事業名	事業内容	現 状 (平成 15 年度)	事業目標 (平成 17～21 年度)
158 すみだ子育て支援マンション認定・整備補助事業 [都市計画部住宅課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 墨田区内に供給される集合住宅のうち、建築及び管理運営において特に子育てに配慮したものを認定することにより、子育てしやすい住環境を整備します。 	15年度 認定 3件 仮認定 2件 16年度見込み 仮認定 2件 整備補助 キッズルーム 2件	推進する (認定 28件 整備補助 キッズルーム 14件、 プレイロット 14件)
159 放置自転車対策 [都市整備担当土木管理課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共の場における自転車の駐輪マナーを確立（キャンペーンや区報によるPR）します。 ● 違法自転車の撤去、保管、返還業務（景観の保全、交通障害の排除）を行います。 ● 自転車駐車場の整備を推進します。 	駅周辺撤去台数 17,060台 うち返還 7,734台	放置自転車の削減に努める
160 道路バリアフリー事業 [都市整備担当道路公園課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道の段差を改修することにより、ベビーカーの通行をはじめ、高齢者、障害者等すべての人の円滑な通行を確保します。 	江東橋二丁目7番～三丁目8番 434m 整備	計画的に推進する
161 公園出入口バリアフリー事業 [都市整備担当道路公園課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園をベビーカーや車椅子でも利用できるよう、出入口をバリアフリー化します。 	ふじのき公園 整備	計画的に推進する
162 交通バリアフリー事業 [福祉保健部障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、身体障害者、妊婦やけが人なども含め、誰もが公共交通機関を使って移動のしやすいバリアフリーのまちづくりを実現するため、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等の整備を推進します。 	[平成16年度] 「交通バリアフリー基本構想」を策定	重点整備地区として指定した「曳舟駅周辺地区」を、22年度までに重点的・一体的に整備する
163 区庁舎、公共施設への子育て者むけトイレ等の整備 [総務部総務課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 区庁舎のトイレに子育て者むけの設備を設置します。 	庁舎ロビー、トイレ等にベビーベッド、ベビーシートを設置	必要に応じて対応していく

第5章

計画の推進にむけて

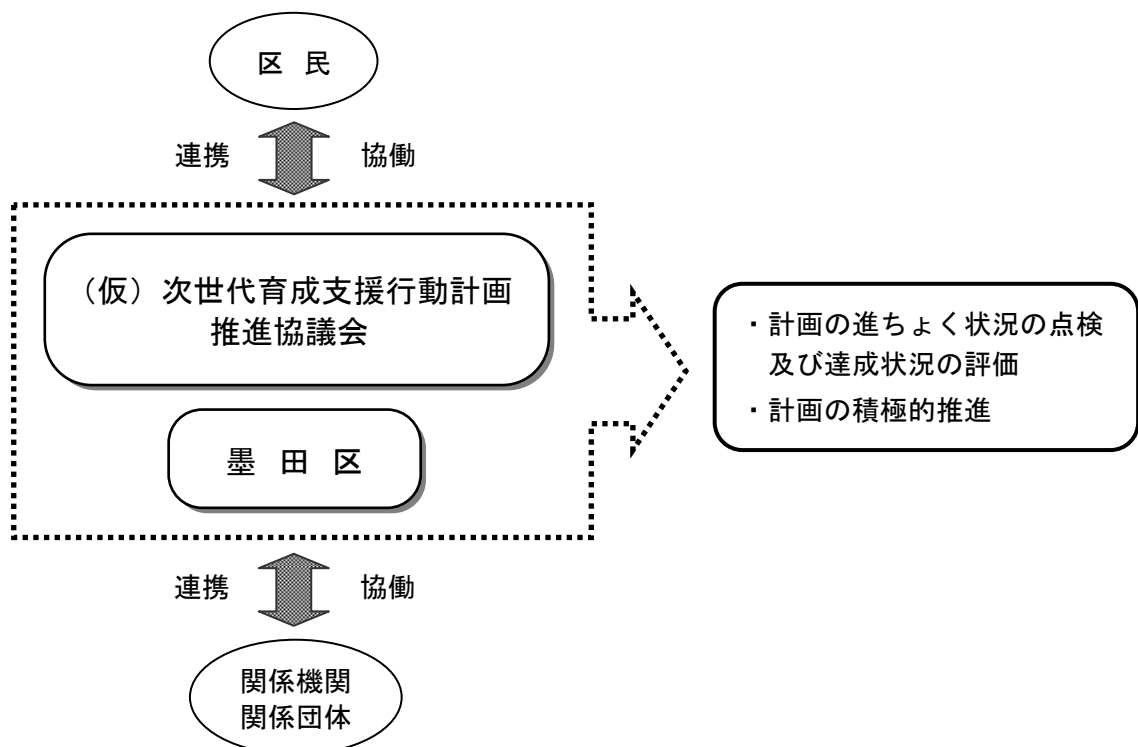
1. 計画の点検・評価と推進体制

計画に掲げた基本理念及び5つの宣言に基づき、計画の確実な推進を図るため、「(仮)墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」を設置します。本協議会においては、各年度ごとに計画の進ちょく状況の点検及び達成状況の評価を行い、結果を広く公開していきます。また、社会情勢等に大きな変化が生じた時などは、計画の期間にかかわらず、随時、施策の見直しや改善を行えるよう、実効性のある組織体制を確保していきます。

2. 関係機関との連携の強化

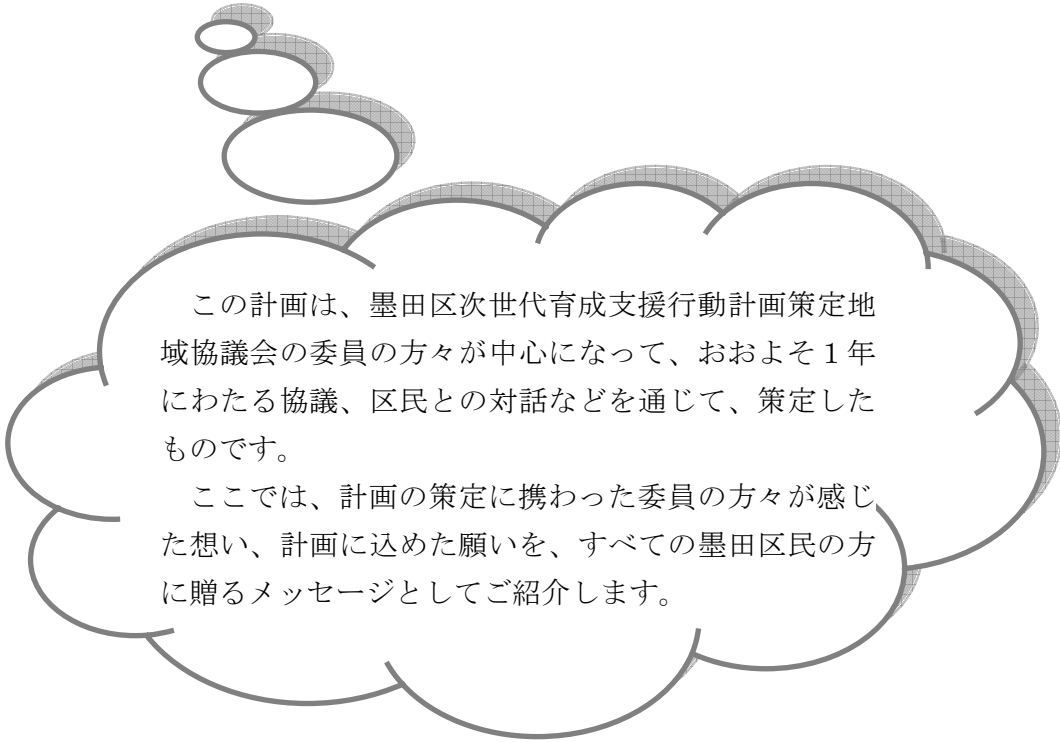
次世代育成を支援するための施策は、多岐の分野にわたることから、庁内の連携体制を整備し、全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、「(仮)墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」の活動のひとつとして、地域でミニ集会を開催するなど、子ども自身の声を聞いたり、子育てや子育てに関して広く区民が語り合う機会、課題の解決にむけた話し合いをする機会を設けていきます。このような活動を通じて、計画の周知や区民一人ひとりの意識の喚起を図るとともに、区と地域の関係機関や子育て支援・青少年育成団体、住民との対話・連携・協働を進めながら、地域に密着した取り組みを積極的に展開していきます。



協議会委員からのメッセージ

～ 計画に込めた願い ～



この計画は、墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会の委員の方々が中心になって、おおよそ1年にわたる協議、区民との対話などを通じて、策定したものです。

ここでは、計画の策定に携わった委員の方々が感じた思い、計画に込めた願いを、すべての墨田区民の方に贈るメッセージとしてご紹介します。

「女性が子どもを健全に妊娠し出産することは、私的なことではなく、人類に対する責任ある行為であり、20世紀はそれに関する政策が中心課題となろう」と説いた性心理学者ハヴロック・エリスの思いが、100年を経たいま、次世代育成支援政策で花開こうとしている。それは、健全な妊娠・出産といった優生学的な視点から、子育て・子育ちという母性文化のレベルにまで拡張され、責任主体も、当の女性から男女共同、さらに社会全体にまで拡張されて登場する。肝心なのは、メニューの数ではなく、一つひとつが日常生活に無理なく対応しており、取り組むのは、行政や特定の専門機関だけでなく、地域社会を構成するすべての事業体・組織・住民なのである。そして、当面の必要性をいかに充たすかというだけでなく、人類に対する責任という高い理念にもとづいて行動するということである。したがってこれは、今回の行動計画の策定で完結するのではなく、私たちの社会がこれからたどろうとする長い道のりの第一歩であることを銘記して、互いにわだかまりを乗り越え、共に連帯して実現にむけ努力したいと願っている。

財団法人共愛館理事長 布施 英雄

私の今回の行動計画への期待は、この文書の中に①今後の児童福祉を考える視点が盛り込まれていること ②次世代育成に関するメニューが一覧できること このふたつであった。実効性については、新しいメニューを考えるのではなく、現行の制度、メニューを利用しやすくすること、また連携を図り、機能を高めることが大切であると考えた。問題解決のための関係機関、関係者の協働はたやすすくない。現状を知り、学びの機会を設定しつつ連携が図られてゆく。子どもたちの将来に思いをはせて、時間をかけ、段階的に取り組んでゆく一歩に協力したい。

社会福祉法人興望館館長 野原 健治

「墨田区次世代育成支援行動計画」は、子どもたちやその家族に対する様々な支援が盛り込まれているすばらしい計画ですが、これらを実現させるためにはマンパワーと経済的サポートが不可欠です。私たち医師の立場としては、乳幼児夜間救急医療体制を早急に確立することが重要事項ですが、現在ネックとなっているのが小児科医不足です。何とかこの壁を乗り越えて、一日でも早く乳幼児夜間救急医療がスタートできるよう取り組んでいきたいと思っております。

沢田医院院長 沢田 幸地

墨田区の行動計画ができ上がりました。「下町すみだ」の特性を生かしながらも、遷り変わる住宅事情や子育て環境に見合った新たなる計画づくりとなっております。子どもたちと育てている保護者の方々に、行政や「下町すみだ」の地域の方々が暖かい心で関わり合いながら、その子どもたちが、大きくなっても「下町すみだ」に暮らし続けたいと思えるよう、この行動計画がお役に立ってくれば幸いです。

杉の子学園保育所 長田 朋久

幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとして大変重要なものです。幼稚園と保育園は利用の要件や開設時間、運営の内容、保護者の負担などが異なります。それぞれの良さや特徴があり、各園の理念や特色を生かした教育（保育）を展開しています。現在、国においては就学前の教育を一体として捉えた総合施設についての検討が進められており（現在 品川区、千代田区、埼玉県他で実施）、それぞれの家庭や親の状況と、年齢や発達に応じた子育て支援の機会が一層充実することに期待が寄せられています。次世代の当区の幼児教育はどうあるべきか、同じ墨田区に暮らす子どもとして、幼児期に適切な教育を受けられる環境を整える方向づけが必要と思う。当区も総合施設の充実に向けて、区、幼、保一体となって検討、着手が早急に望まれます。

言問幼稚園園長 小林 昭彦

計画の方向性と枠組みは決まりました。今後は、計画に掲げた事業目標の実現に向けて、大人たちが精いっぱい汗を流すことだと思います。

心と体と智慧を用いて・・・！！

雲柱社理事長 墨田児童会館館長 服部 栄

子育て世代の現役としては、その大変さを言葉にすることは、なかなかできません。乳児だから大変だとか、子どもが大きいから大変だということではなく、いつも大変なんだと思います。そしてもちろん周囲の協力が不可欠です。地域の手つなぎも必要ですが、並行して行政主導のネットワークも大切です。行動計画に示されている方向性、そしてそれに伴う事業を有機的に推進していくために、区にはその仕切り役になって欲しいと思います。困った時にすぐ利用のできる敷居の低さと間口の広さを、そしてそのためのマンパワーの確保と広報活動の充実を、目標達成のために。

社会福祉法人厚生館立花施設長 宮田 進

次世代育成支援行動計画の一委員として関わることで墨田区の子どもたちの未来について考え、学んだことは個人的にも大きな収穫でした。子どもが健全に育つ環境はすべての住民にとっても豊かな環境であると思います。

戦後、経済的豊かさを求めてきた結果、日本の社会は人とのつながりが希薄になり地域社会の助け合いを失ってきました。それに多様な価値観は、子育ての環境をますます困難にしています。しかし、子どもたちの育つ力はすばらしく、そのエネルギーに圧倒されますが、その中で喜びをたくさん受けています。未来を拓く子どもたちを区民が見守り、育ちを助けることを心がけ、私も、一区民として地域社会の中で役割を果たせる一人でありたいと願っています。

すみだ子育て相談センター施設長 大串 紀代子

次世代育成支援行動計画の委員に、主任児童委員の立場で参加させていただき、とても感謝いたしております。この行動計画により、墨田がより多くの子どもたちを慈しみ育てていくことができる地域になりますよう強く願っています。私自身としましては、この委員会で学んだことを生かし、民生児童委員信条の中にあります「わたしたちはすべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。」の条文に添い、自分の役割に積極的に取り組んでまいりたいと思っています。

主任児童委員 岩立 道子

安心して子育てできる社会にするためには、何が必要なんだろうか？

保育園や学校では、子どもたちに「あいさつをしましょう」と指導しています。これは、大人にとっても今一番必要なことではないでしょうか。簡単な様でなかなかできないことなんです。昔から、下町の良さは、両隣のご近所様を大切にしてきたことですが、今は誰が住んでいるのかも知らずとしない様です。子育てで心配や不安があったら、一人で悩まずに話をする。誰かに聞いてもらうことが心の安定につながり、やさしさが生まれます。昔ながらの下町をめざし、一声かけて、今日も笑顔で「こんにちは～」からスタートしたいと思います。

男女共同参画推進会議委員 斧 まゆみ

本所地区PTAの代表として出席させていただきました。

この協議会では福祉の専門の方や児童館の方や公募委員の方等、いろいろな立場のいろいろな意見を聞き協議することができました。

そして数々の計画ができましたが、やはり大事なことは行動に移すという事です。行政の広報活動に頑張ってくださいと共に我々の広報活動も重要であると考えます。PTAの連合会であれば連合会として説明会を開いても良いですし、各学校ごとに説明会を開くなどをして良いのではないのでしょうか。私のできることはほんの小さなことだと思いますが、明日の子どもたちを育てるための小さな応援者になればと思います。

本所地区小学校PTA連合会元会長 高杉 政宏

小学校PTAという立場で、この次世代育成支援行動計画の策定に参加させていただきましたが、さまざまなご意見の中で、参加されている皆さんが、これからの墨田のためによりよい思いを真剣に考えていることを感じました。この計画が速やかに周知され、実行されて区民の皆様のお役に立てることを期待しています。

向島地区小学校連合PTA会長 高島 隆一

協議会では、各委員が団体の代表と言う事と公募委員で構成されている事とともにパブリック・コメントを含め色々な意見を聞く事ができました。しかしながら、この協議会をもっと広くの区民の皆様と考えていく必要があると思いますので、“つながり”をキーに今後も伝えられるようにしたいと思います。

また、必要な情報が必要な人に届く事も大事な役目だと思いますので、色々な団体の皆様と協力をお願いしていききたいと思います。

中学校PTA連合会元会長 田村 亨

協議会に参加して、国や区（墨田区）が子育てに対し、たくさんの支援や制度に力を入れていることを知りました。子どもを生んで育てたい人たちが増えるのには、制度だけでは乗り越えられない個人の生き方、考え方やたくさん問題点があります。女性の生き方も自由選択できる時代に、子育てをするリスクは解決できないと思います。でも、子どもを生み育てたい人もたくさんいます。そんな人たちのために、私達地域活動をする人が力になれることがあると思います。これから、新しい制度や必要な制度を若い人たちの声を聴き協力できればと思っています。

墨田区青少年委員協議会 小田 美佐江

今、問題視されている少子化や子育て教育。大人や子どものストレスからおきるさまざまな犯罪。日本中が慌てふためいている。何から伝えたら良いのか。私自身も正直悩んでいます。ただ言えることは、大人たちも強い人間ばかりではなく、小さな事に悩んだり、くよくよしたり、泣きたいと思う時があるものです。今、悩みをかかえているあなただけが弱い人間ではないのです。お互い支えあって生きていけば、そこからやさしさや人に対する思いやりが生まれ、大切な子どもたちが夢と希望を持ってくれる。両親は、我が子を暖かく見つめ抱きしめてあげましょう。それで十分です。努力をしても報われないことがあります。でも努力をしなければ夢は叶いません。頑張れ！

寺中地区青少年育成委員 松崎 せつ子

この計画の策定に地域協議会の委員として携わった一人として、これからは本番、行動を起こす時を実感しています。子どもを生み育てる人たちがこの施策を有効に活用されることを願っています。

しかし、私はこれより前の世代、小・中・高校生（青少年）の育成に目を向けていきたい。成長過程の彼ら、彼女らに実践的な体験活動の場を提供できればと思います。例えば、

☆保育園での実習—命の尊さ、不思議さを実感

☆野外活動—異年齢との協調、同世代と協同

☆高齢者と交流—生きる力、知識や技能の伝達

他者と関わりを持つことで自分を肯定することができる、そんな若者に育ってほしい。未来のパパとママに期待したいから！！

墨田区少年団体連合会 野城 東亜子

少子化・人口減少が経済社会に大きな影響を与える事が懸念される昨今、仕事と子育ての両立支援という事に個々の企業が積極的に取り組む姿勢を持たなければいけない時代となりました。働く人々の価値観やライフスタイルの変化への対応、企業・地域の活性化のための女性労働力の活用等、環境づくりは企業経営者のリーダーシップにおう所が多く、社会的責任の中で、個々の企業が身近なところから取り組む必要があると思います。

小菅株式会社代表取締役社長 小菅 崇行

子育ては決して私的なものでなく、社会的な出来事としてとらえること。子育ては親のみでなく、地域全体がその責務を共に担うことができることをこの委員会で学んでいます。

私自身、親となる以前には育児に関する興味もなければ、乳児の世話をした経験もありませんでした。様々な助力を得て、産後のうつ状態を切り抜け、育児の不安は自分だけのものではないことを実感しています。

子育てを街ぐるみで応援する準備が整いはじめました。多くの方がこの街づくりと子どもたちの育ちを見守り、参加して下さることを願います。

公募委員 加藤 洋子

子どもを育てることと働くこと。一人の大人として、当然のことだと思っていたこの二つの営みを両立することがなぜこんなに大変なのだろう？そう感じたことがこの協議会に参加するきっかけでした。子育て世代の一人としてこの行動計画策定に参加できたことは大変嬉しく思います。出生率がどんどん下がり続ける中、次世代法の法律が生まれました。これをきっかけに、企業も自治体も、大人たちすべてがもっと子育てに関心を持ち次世代育成について真剣に考える世の中になっていけばいいなと強く思います。そして、すみだのすべてのこどもたちが、健康で、笑顔でいられるように、願っています。

公募委員 淵田 果恵

路地や公園から元気な子どもたちの歓声が聞こえてくると、何故か幸せな気分になってきます。子どもの声には、そんな魔法の力があります。この墨田がいつまでも、活力に溢れるまちにするには、少子化を嘆くばかりでなく、いまこそ行動が必要です。その第一歩は、私たちの意識改革から始まります。男性も女性も同じように、子育て・共育ちに魅力を感じ、育児という能力を正等に評価できる社会にすることが必要です。乳幼児期、青年期それぞれの発達に正面から向き合える大人がたくさんいる墨田のまちになることが、スタートラインです。なにより、英知を集めて作成した行動計画のひとつひとつに、形だけでない本物の魂を入れることができるか、私たちも行政も責任は大きいと痛感しています。

公募委員 須貝 利喜夫

本計画作成にあたって、様々な立場の方が、真に墨田区の未来に希望を託し、建設的な意見が述べられました。人と人とのつながりを大切にする町、それが、すみだです。この行動計画が実践される中で、子どもを生み育てる環境が充実し、ここに暮らす一人ひとりが大切にされ、みんなの目で育まれて豊かに成長していくことを期待しています。

自ら、様々な情報を得て活用し、生き生きと過ごして欲しいと願っています。

八広幼稚園長 逆井 弘子

『おうまのかあさん やさしいかあさん 子うまを見ながら ぽっくりぽっくり歩く』

童謡「おうま」の歌詞と同じ光景を旅先の牧場で見ました。一頭の子馬が左右上下に首を振りながら円を描くように母馬の近くを走り回っています。そして、子馬は母馬との間が少しあくと、離れまいと後を追います。母馬は子馬の様子を感じながら、つかず離れずに、ゆっくりと先を歩んで行きます。時折、離れたわが子を振り返り、優しいまなざしで見つめます。

この母馬のように、子どもを押ししたり、急き立てたりすることなく、つかず離れずに、見続ける子育てを支援する私でありたいと思います。

両国小学校長 登坂 達雄

「これからの人材育成には、学校と家庭・地域・企業の協力が必要であり、その中で企業はファミリー・フレンドリーな会社を目指すべきである。男性でも女性でも育児休業や、子どもの保護者会のための休暇がとれる企業にしたい。それなのに、自分の娘の出産で婿が育児休業をとると聞いて、抵抗があった。」ある大企業の相談役の方の講演会でお聞きした言葉です。これまでの長い歴史の中でつくられてきた意識を変えることは大変なことです。行政の様々な施策・事業や、いろいろな分野での活動を体系化すること、そしてそれをいかに広めるか。地域を歩き、地域の声を拾いながらこの計画の調整・推進をしていく広報活動プロジェクトチームの結成を。

吾孺第一中学校長 長谷川 ミチル

幼稚園、保育園の保育者や親の代表、保健師、子育てサークルの代表、ボランティアの代表、行政担当者等がブロック毎に「保育・子育て協議会」のようなものを組織して、定期的に会議を公開で実施するのです（児童・青年期の協議会も同様に組織する）。そこでそれぞれの立場から意見を出し合い、行動計画の進行状況を確認したり、デザインしなおして実践していけるとよいと思います。このことを通して地域のつながりが深まり、“街ぐるみで育てよう地域の子どもたち”の意識が広がっていくことを期待します。また、そこには様々な支援をつなぐコーディネーターが必要です。早期に総合支援センターの設立を要します。私はおせっかいおばさんになりたいです。

すみだ保育園長 森 妙子

人の行動は社会環境に影響を受けるため、健康的な行動を行いやすい「都市環境（健康都市）」を創造する必要性について、最近、認識が進んでいます。喫煙を予防するたばこの自動販売機対策、食品や外食の栄養成分表示などがその典型例です。生徒・学生・働く若い方々が、健康行動をとりやすい「健康都市」を、墨田区のコミュニティ力によって、つくってゆく必要があるでしょう。

生徒・学生・働く若い皆さんには、障がいを乗り越え回復した当事者の方々の、こころを動かす話を聴く機会を持ち、多様な人の生き方を知って欲しいと思います。一方、大人の側にも、若い皆さんに、事業の企画や施設の自主管理などを任せ、達成感や社会貢献感、生きる喜びを持てるよう、発想を転換することが求められているのではないのでしょうか？

向島保健センター所長 本保 善樹

参 考 资 料



資料1 計画事業一覧

1. すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、サービスを充実します

方向性(1) お母さんと子どもの健康づくり

1	母子健康手帳の交付.....	40 頁
2	妊婦・産婦健康診査.....	40 頁
3	新生児訪問指導.....	41 頁
4	乳児健康診査.....	41 頁
5	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査.....	41 頁
6	育児相談・出張育児相談.....	41 頁
7	アレルギー健診・教室.....	41 頁
8	歯科衛生相談.....	41 頁
9	子どもの事故防止のための啓発活動の推進.....	42 頁
10	妊産婦の食育の推進.....	42 頁
11	乳幼児の食育の推進.....	42 頁
12	小児医療体制の充実・確保.....	42 頁
13	ぜん息児のための環境保健事業(機能訓練事業).....	42 頁

方向性(2) すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスの充実

14	児童養育家庭ホームヘルプサービス 重点	45 頁
15	緊急一時保育 重点	45 頁
16	短期保育(ショートナースリー).....	45 頁
17	一時保育 重点	45 頁
18	訪問型一時保育 ★ 重点	45 頁
19	育児支援家庭訪問.....	45 頁
20	ショートステイ.....	45 頁
21	トワイライトステイ ★ 重点	46 頁
22	訪問型病後児保育 ★ 重点	46 頁
23	施設型病後児保育 ★ 重点	46 頁
24	ファミリー・サポート・センター.....	46 頁
25	子育てひろば 重点	46 頁
26	つどいの広場・子育て広場.....	46 頁
27	幼児の時間.....	46 頁
28	すずかけ講座「子育てママの、わたしの時間～おしゃべりルーム」.....	47 頁
29	子育て出前相談.....	47 頁
30	未就園児への開放広場.....	47 頁
31	おひざでえほん(ブックスタート).....	47 頁

★ :17年度以降の新規事業
重点 :重点事業

方向性(3) 保育園等の保育サービス・幼稚園の充実

32	認可保育園の整備 重点	49 頁
33	認可保育園の民営化 重点	49 頁
34	認証保育所の整備誘導 重点	49 頁
35	家庭福祉員(保育ママ)制度.....	49 頁
36	保育園入所事前予約制度.....	50 頁
37	延長保育 重点	50 頁
38	夜間延長保育 重点	50 頁
39	休日保育 重点	50 頁
40	特定保育 ★ 重点	50 頁
41	幼稚園のあずかり保育.....	50 頁
42	幼稚園と保育園の総合施設.....	50 頁
43	保育園等の第三者評価.....	50 頁
44	保育園保育料等の見直し検討.....	50 頁

方向性(4) 利用者の視点に立った情報の発信

45	区報による情報提供.....	52 頁
46	子育て支援情報の提供.....	52 頁
47	保育園・子育て支援ホームページの内容の充実とPR.....	52 頁
48	子育て支援ガイドブックの作成・配布、ITを活用した子育て支援情報の提供 ★.....	52 頁
49	子育て応援冊子の配布.....	52 頁

方向性(5) 子育て家庭への経済的な支援

50	児童に関する各種手当の支給.....	53 頁
51	私立幼稚園等園児の保護者への助成.....	54 頁
52	区立幼稚園園児の保護者への助成.....	54 頁
53	乳幼児医療費助成制度.....	54 頁
54	ひとり親家庭等医療費助成制度.....	54 頁
55	未熟児養育医療.....	54 頁
56	育成医療及び療養給付事業.....	54 頁

★ :17年度以降の新規事業
重点 :重点事業

2. 子どもたちをたくましく心豊かに育てます

方向性(1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会づくり

57	フレンドリー計画の推進 重点	58 頁
58	児童館－中高生の居場所づくり 重点	58 頁
59	児童館－異年齢集団活動支援 重点	59 頁
60	児童館－ボランティア活動体験 重点	59 頁
61	コミュニティ会館事業.....	59 頁
62	学童クラブ.....	59 頁
63	学校の校庭開放.....	59 頁
64	総合型地域スポーツクラブの設立支援.....	59 頁
65	わんぱく天国.....	60 頁
66	公園再整備の計画的推進.....	60 頁
67	地域体験活動支援事業.....	60 頁
68	小学生の農村生活体験事業.....	60 頁
69	自然・農業・経済・交流の循環型体験教室(Do School).....	60 頁
70	科学教室.....	60 頁
71	サブ・リーダー講習会.....	61 頁
72	ジュニア・リーダー研修会.....	61 頁
73	少年団体の育成.....	61 頁
74	中学生の職業体験・保育体験学習.....	61 頁

方向性(2) 子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備

75	特色ある学校づくり.....	63 頁
76	道徳教育の推進.....	63 頁
77	体験的な活動を取り入れた学習の展開.....	63 頁
78	人権尊重教育.....	64 頁
79	国際理解教育の推進.....	64 頁
80	情報教育の推進.....	64 頁
81	開発的学力向上プロジェクト.....	64 頁
82	区立学校の適正配置.....	64 頁
83	学校選択制度.....	64 頁
84	学校年二学期制の導入.....	64 頁
85	学校運営協議会の設置と運営.....	65 頁
86	学校における地域人材の活用.....	65 頁

★ :17年度以降の新規事業
重点 :重点事業

方向性(3) 子どもの心とからだの健康づくり

87	子どもの年代に応じた食育の推進	67 頁
88	思春期相談	67 頁
89	エイズ及び性感染症等に関する性教育	67 頁
90	喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策	67 頁

3. 地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあいます

方向性(1) 親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり

91	母親学級・パパのための育児学級	71 頁
92	2か月児学級・育児学級	71 頁
93	保育士が実施する子育て講座	71 頁
94	子育て講演会	71 頁
95	子育てひろば(再掲) 重点	72 頁
96	両親大学	72 頁
97	毎月 25 日は「すみだ 家庭の日」	72 頁

方向性(2) 地域の子育て力の育成と協働

98	子育てサポーターの育成 ★ 重点	74 頁
99	高齢者と園児のふれあい給食	74 頁
100	高齢者団体活動の支援 重点	74 頁
101	いきいきプラザにおける交流事業 重点	74 頁
102	子育てグループの育成 重点	74 頁
103	地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業 ★ 重点	75 頁
104	青少年委員活動	75 頁
105	青少年育成委員会活動の支援	75 頁
106	NPO・ボランティア活動等地域活動の支援 重点	75 頁
107	地域の子育て支援・青少年育成団体の連携 重点	75 頁

方向性(3) 子育て支援ネットワークの構築

108	乳幼児子育て相談	77 頁
109	子育て相談センター事業	77 頁
110	子育て支援総合センターの整備 ★ 重点	77 頁
111	子育て支援総合コーディネート ★ 重点	77 頁
112	子どもを守るためのネットワークの推進、 要保護児童対策地域協議会の設置 重点	77 頁

★ :17 年度以降の新規事業
重点 :重点事業

4. 個別の支援が必要な子どもとその家庭をきめ細かくサポートします

方向性(1) ひとり親家庭の自立支援

113	母子相談・女性相談・家庭相談.....	81 頁
114	女性のためのカウンセリング & DV相談.....	81 頁
115	東京都母子福祉資金(技能習得資金)の貸付.....	81 頁
116	母子家庭自立支援給付金事業.....	81 頁
117	母子福祉応急小口資金貸付事業.....	81 頁
118	児童扶養手当等の支給(再掲).....	81 頁
119	ひとり親家庭等医療費助成制度(再掲).....	82 頁
120	母子緊急一時保護事業.....	82 頁
121	母子生活支援施設.....	82 頁
122	母子生活ホームにおける保育機能の付加.....	82 頁

方向性(2) 障害のある子どもの発達と成長支援

123	乳幼児経過観察.....	84 頁
124	心身障害児(者)歯科相談.....	84 頁
125	療育・訓練事業.....	84 頁
126	保育園における障害児保育.....	84 頁
127	幼稚園における障害児教育.....	84 頁
128	就学相談.....	84 頁
129	心身障害学級運営.....	85 頁
130	特別支援教育への対応.....	85 頁
131	障害のある児童・生徒との交流.....	85 頁
132	学童クラブへの障害児の受け入れ.....	85 頁

方向性(3) 虐待の防止及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援

133	新生児訪問指導(再掲).....	87 頁
134	育児相談・出張育児相談(再掲).....	87 頁
135	子どもを守るためのネットワークの推進、 要保護児童対策地域協議会の設置(再掲) 重点	87 頁
136	区民むけ啓発パンフレット及び虐待防止マニュアルの配布.....	87 頁
137	子育て支援総合センターを中心とした虐待防止・再発防止体制の整備 ★ 重点	87 頁

★ :17年度以降の新規事業
重点 :重点事業

方向性(4) 不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家庭への支援

138	児童館－中高生の居場所づくり(再掲) 重点	89 頁
139	青少年育成委員会活動の支援(再掲).....	89 頁
140	教育相談事業.....	89 頁
141	スクールカウンセラーの配置 重点	89 頁
142	スクールサポート事業 重点	89 頁
143	ステップ学級.....	89 頁

5. 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境をととのえます

方向性(1) 男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくり

144	男性の育児参加にむけた意識啓発.....	93 頁
145	すずかけサロン オットマン倶楽部.....	93 頁
146	女性リーダー養成事業 すずかけ大学.....	93 頁
147	男女の機会均等の確保や待遇の改善にむけた啓発.....	93 頁
148	育児休業制度の取得促進にむけた啓発.....	93 頁
149	働く女性のための支援事業.....	93 頁
150	再就職支援のための事業.....	93 頁

方向性(2) 子どもの安全を守るための環境の整備

151	交通安全教室.....	95 頁
152	スクールゾーン育成事業.....	95 頁
153	セーフティ教室.....	95 頁
154	防犯ブザーの貸与.....	95 頁
155	緊急通報装置等の防犯設備の整備.....	95 頁
156	すみだこどもの 110 番.....	95 頁
157	地域防犯対策.....	95 頁

方向性(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

158	すみだ子育て支援マンション認定・整備補助事業.....	97 頁
159	放置自転車対策.....	97 頁
160	道路バリアフリー事業.....	97 頁
161	公園出入口バリアフリー事業.....	97 頁
162	交通バリアフリー事業.....	97 頁
163	区庁舎、公共施設への子育て者むけトイレ等の整備.....	97 頁

★ :17 年度以降の新規事業
重点 :重点事業

資料2 子育て支援サービス等の目標事業量

1. 子育て支援サービスの目標事業量

		現 状 (平成 16 年度)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
産後支援ヘルパー	延派遣回数/年	123 回	130 回	138 回	145 回	153 回	160 回
一時保育	定員数 か所数	6 人 1 か所	6 人 1 か所	6 人 1 か所	12 人 2 か所	18 人 3 か所	30 人 5 か所
訪問型一時保育	延派遣回数/年	0 回	0 回	0 回	840 回	840 回	840 回
ショートステイ	定員数 か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
トワイライトステイ	定員数 か所数	0 か所	0 か所	0 か所	10 人 2 か所	10 人 2 か所	10 人 2 か所
休日保育	定員数 か所数	20 人 1 か所	20 人 1 か所	20 人 1 か所	40 人 2 か所	40 人 2 か所	40 人 2 か所
特定保育	定員数 か所数	0 か所	0 か所	10 人 1 か所	20 人 2 か所	20 人 2 か所	20 人 2 か所
施設型病後児保育	定員数 か所数	0 か所	0 か所	0 か所	5 人 1 か所	5 人 1 か所	5 人 1 か所
訪問型病後児保育	延派遣回数/年	0 回	0 回	0 回	840 回	840 回	840 回
ファミリー・サポート・センター	か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
子育てひろば(A型)	か所数	2 か所	4 か所	6 か所	8 か所	10 か所	11 か所
地域子育て支援センター(B型)	か所数	0 か所	0 か所	0 か所	2 か所	2 か所	2 か所
子ども家庭支援センター(先駆型)	か所数	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
学童クラブ	定員数 か所数	1,259 人 24 か所	1,425 人 26 か所	1,425 人 26 か所	1,465 人 27 か所	1,465 人 27 か所	1,465 人 27 か所

※子育てひろば(A型)：児童館で実施

※地域子育て支援センター(B型)：子育て相談センター2か所で実施

2. 保育園等の保育サービスの目標事業量

■ 認可保育園

		現 状 (平成 16 年度)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
通常保育 7:15～18:15	定員数 園数	3,783 人 39 園	3,783 人 39 園	3,723 人 38 園	3,843 人 39 園	3,843 人 39 園	3,903 人 40 園
	0 歳 児	定員数 284 人	284 人	278 人	290 人	290 人	296 人
	1・2 歳児	定員数 1,113 人	1,113 人	1,093 人	1,132 人	1,132 人	1,152 人
	3 歳 児	定員数 725 人	725 人	715 人	736 人	736 人	746 人
	4・5 歳児	定員数 1,661 人	1,661 人	1,637 人	1,685 人	1,685 人	1,709 人
延長保育(1 時間) 6:45～7:15 ・ 19:15 まで	定員数 園数	575 人 23 園	575 人 23 園	625 人 25 園	700 人 28 園	750 人 30 園	750 人 30 園
夜間延長保育(2 時間) 20:15 まで	定員数 園数	100 人 4 園	100 人 4 園	100 人 4 園	125 人 5 園	125 人 5 園	125 人 5 園
夜間延長保育(4 時間) 22:15 まで	定員数 園数	25 人 1 園	25 人 1 園	25 人 1 園	50 人 2 園	50 人 2 園	50 人 2 園

■ 認可保育園以外の保育サービス

		現 状 (平成 16 年度)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
認証保育所	定員数 園数	190 人 7 園	220 人 8 園	250 人 9 園	280 人 10 園	280 人 10 園	280 人 10 園
家庭福祉員	受託 児数	50 人	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人

資料3 検討体制及び検討経過

1. 墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会

墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会設置要綱

平成16年4月20日
16墨福厚第140号

(設置)

第1条 墨田区次世代育成支援行動計画の策定に当たって、区民及び専門家等の意見を広く反映させることを目的として、墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 墨田区次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (2) その他墨田区次世代育成支援行動計画策定に関して区長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 地域協議会は、区民、学識経験を有する者、区内関係団体等及び区職員のうちから区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員のうち、3名以内は一般公募により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から平成17年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総括する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議は、必要の都度会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(分科会)

第7条 地域協議会は、所掌事項を専門的かつ効果的に協議するため、協議会委員で構成する乳幼児期分科会及び児童・青年期分科会を置く。

- 2 分科会長は、分科会委員の互選により定める。
- 3 分科会長は、必要に応じて分科会を招集し、主宰する。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会委員以外の者を分科会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年5月1日から適用し、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会委員名簿

区分	氏名	所属	乳幼児期分科会	児童・青年期分科会	報告書作業部会
会長	柏女 霊峰	淑徳大学社会学部教授			
副会長	布施 英雄	財団法人共愛館理事長	◎		◇
副会長	野原 健治	社会福祉法人興望館館長		◎	□
委員	沢田 幸地	沢田医院院長			
委員	長田 朋久	杉の子学園保育所	○		
委員	小林 昭彦	言問幼稚園園長	○		
委員	服部 栄	雲柱社理事長 墨田児童会館館長		○	
委員	宮田 進	社会福祉法人厚生館立花施設長		○	
委員	大串紀代子	すみだ子育て相談センター施設長	○		
委員	岩立 道子	主任児童委員	○		□
委員	斧 まゆみ	男女共同参画推進会議委員	○		
委員	高杉 政宏	本所地区小学校 PTA 連合会元会長		○	
委員	高島 隆一	向島地区小学校連合 PTA 会長		○	
委員	田村 亨	中学校 PTA 連合会元会長		○	□
委員	小田美佐江	青少年委員		○	
委員	松崎 せつ子	寺中地区青少年育成委員		○	□
委員	野城 東亜子	墨田区少年団体連合会		○	
委員	小菅 崇行	小菅株式会社代表取締役社長			
委員	加藤 洋子	公募委員	○		□
委員	淵田 果恵	公募委員	○		□
委員	須貝 利喜夫	公募委員		○	□
委員	坂田 静子	福祉保健部長			
委員	澤 節子	保健衛生担当部長（保健所長）			
委員	横山 信雄	教育委員会事務局次長			
委員	逆井 弘子	八広幼稚園園長	○		
委員	登坂 達雄	両国小学校長		○	
委員	長谷川ミチル	吾嬬第一中学校長		○	
委員	森 妙子	すみだ保育園長	○		

(分科会委員)

委員	高山 一郎	厚生・児童課長	○	○	□
委員	清水 寛	子育て支援課長	○		□
委員	菅沼 享子	保健計画課長	○		
委員	辻 佳織	本所保健センター所長	○		
委員	本保 善樹	向島保健センター所長		○	
委員	後藤 隆宏	生涯学習課長		○	□

※敬称略、順不同

※◎は分科会会長、○は分科会委員

※◇は報告書作業部会会長、□は報告書作業部会委員

墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会・分科会検討経過

■ 策定地域協議会

第1回	平成16年5月17日（月） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長あいさつ・委嘱状の伝達 ・ 会長・副会長の選任 ・ 次世代育成支援のこれまでの経緯、行動計画の策定の概要等説明 ・ 意見交換
第2回	平成16年10月29日（金） 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの経緯について ・ 中間のまとめ素案について
第3回	平成17年2月8日（火） 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの経緯について ・ パブリック・コメントについて ・ 「すみだ子育て・子育て応援宣言」について

■ 乳幼児期分科会

第1回	平成16年6月7日（月） 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会会長の選任 ・ 分科会での検討事項について ・ 第1回地域協議会での意見、委員意見シートのまとめ ・ 区の次世代育成支援に関する課題、基本理念について
第2回	平成16年7月21日（水） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回分科会の確認、児童・青年期分科会の報告 ・ 基本理念と施策の体系、施策の展開について ・ 目標事業量数値報告について
第3回	平成16年9月14日（火） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回分科会の確認 ・ 区民懇談会の報告及び感想等 ・ 中間のまとめ素案（たたき台）について ・ 報告書作業部会の設置について
第4回	平成16年12月22日（水） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民懇談会の報告及び感想等 ・ パブリック・コメントについて ・ 最終のまとめにむけて

■ 児童・青年期分科会

第1回	平成16年6月16日(水) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会会長の選任 ・分科会での検討事項について ・第1回地域協議会での意見、委員意見シートのまとめ ・区の次世代育成支援に関する課題、基本理念について
第2回	平成16年7月13日(火) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回分科会の確認、乳幼児期分科会の報告 ・基本理念と施策の体系、施策の展開について ・目標事業量数値報告について
第3回	平成16年9月14日(火) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回分科会の確認 ・区民懇談会の報告及び感想等 ・中間のまとめ素案(たたき台)について ・報告書作業部会の設置について
第4回	平成16年12月22日(水) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・区民懇談会の報告及び感想等 ・パブリック・コメントについて ・最終のまとめにむけて

■ 報告書作業部会

第1回	平成16年10月6日(水) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会会長の選任 ・中間のまとめ素案について
第2回	平成17年1月17日(月) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントについて ・最終のまとめ素案について

2. 墨田区次世代育成支援行動計画策定本部

墨田区次世代育成支援行動計画策定本部設置要綱

平成16年4月20日
16墨福厚第140号

(設置)

第1条 墨田区次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、全庁的な検討を進めるために、墨田区次世代育成支援行動計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、策定本部を総括する。
- 3 副本部長は、助役とする。
- 4 本部員は、収入役、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に策定本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 策定本部において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 墨田区次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第4条 策定本部は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 策定本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、策定本部に付議する事案を調査・検討するほか、計画の策定に関し必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 策定本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。
- 3 事務局長は、次の職務を行う。
 - (1) 幹事会を招集し、主宰すること。
 - (2) 策定本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
 - (3) 策定本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。
 - (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年5月1日から適用する。

[別 表]

墨田区次世代育成支援行動計画策定本部幹事会構成員	
企 画 経 営 室	企画・行政改革担当課長
総 務 部	総務課長
区 民 部	窓口課長
地 域 振 興 部	自治振興・女性課長
地 域 振 興 部 商 工 担 当	商工担当生活経済課
地 域 振 興 部 環 境 担 当	環境担当リサイクル清掃課長
福 祉 保 健 部	厚生・児童課長
福 祉 保 健 部	子育て支援課長
福 祉 保 健 部 高 齢 者 福 祉 担 当	高齢者福祉担当介護保険課長
福 祉 保 健 部 保 健 衛 生 担 当	保健衛生担当保健計画課長
都 市 計 画 部 都	都市計画課長
都 市 計 画 部	都市整備担当都市整備課長
教 育 委 員 会 事 務 局	庶務課長
教 育 委 員 会 事 務 局	生涯学習課長

墨田区次世代育成支援行動計画策定ワーキンググループ構成員	
委員長	福祉保健部厚生・児童課長
委 員	企 画 経 営 室 企画・行政改革主査 政策担当
	地 域 振 興 部 自治振興・女性課女性施策推進主査
	福 祉 保 健 部 厚生・児童課厚生主査
	同 同
	同 児童主査
	子育て支援課子育て支援主査
	同 同
	保護課相談主査
	保 健 衛 生 担 当 保健計画課保健計画主査
	教 育 委 員 会 事 務 局 庶務課主査
	学務課主査
	指導室指導主事
	生涯学習課生涯学習推進主査

墨田区次世代育成支援行動計画策定本部等検討経過

■ 策定本部

第1回	平成 16 年 10 月 12 日 (火) 午前 11 時～12 時	・ 墨田区次世代育成支援行動計画中間のまとめ素案について
第2回	平成 17 年 1 月 25 日 (火) 午前 11 時～12 時	・ これまでの検討経過について ・ パブリック・コメントについて ・ 最終のまとめ素案について

■ 策定幹事会

第1回	平成 16 年 8 月 9 日 (月) 午後 3 時～4 時 30 分	・ 墨田区次世代育成支援行動計画策定体制について ・ これまでの検討経過と今後の予定について ・ 基本理念と施策の体系案等について
第2回	平成 16 年 10 月 4 日 (月) 午後 2 時～3 時 30 分	・ これまでの検討経過について ・ 墨田区次世代育成支援行動計画中間のまとめ素案について
第3回	平成 17 年 1 月 17 日 (月) 午前 11 時～12 時	・ これまでの検討経過について ・ パブリック・コメントについて ・ 最終のまとめ素案について

■ 策定ワーキンググループ

第1回	平成 16 年 5 月 27 日 (木) 午前 10 時～12 時	・ 計画策定の基本的な考え方、計画策定の背景等 ・ 次世代育成支援に係る区の課題、計画の基本理念等について
第2回	平成 16 年 6 月 23 日 (水) 午前 10 時～12 時	・ 第1回乳幼児期分科会及び児童・青年期分科会の報告について ・ 基本理念、基本目標と施策の方向性、今後の重点課題について
第3回	平成 16 年 7 月 22 日 (木) 午前 10 時～12 時	・ 第2回乳幼児期分科会及び児童・青年期分科会の報告について ・ 基本理念と施策の体系案、施策の展開案について ・ 目標事業量の報告について
第4回	平成 16 年 9 月 27 日 (月) 午前 10 時～12 時	・ 区民懇談会、第3回乳幼児期分科会及び児童・青年期分科会の報告について ・ 中間のまとめ素案について
第5回	平成 17 年 1 月 11 日 (火) 午後 2 時～4 時	・ パブリック・コメントについて ・ 最終のまとめ素案について

資料4 計画事業の所管部署 連絡先

所管部署	電話番号	ファックス番号
企画経営室 広報広聴担当	03-5608-6930	03-5608-6406
総務部 総務課 人権・同和対策課	03-5608-6240 03-5608-6322	03-5608-6408 03-5608-6412
地域振興部 商工担当	自治振興・女性課 生活経済課 すみだ中小企業センター	03-5608-6200 03-5608-6182 03-3617-4351
福祉保健部 高齢者福祉担当 保健衛生担当 墨田区保健所	厚生・児童課 保護課 子育て支援課 障害者福祉課 高齢者福祉課 保健計画課 向島保健センター 本所保健センター	03-5608-6151 03-5608-6085 03-5608-6084 03-5608-6163 03-5608-6168 03-5608-6191 03-3611-6135 03-3622-9137
都市計画部 都市整備担当	住宅課 土木管理課 道路公園課	03-5608-6215 03-5608-6203 03-5608-6294
教育委員会事務局	庶務課 学務課 指導室 生涯学習課 スポーツ振興課 あずま図書館	03-5608-6301 03-5608-6303 03-5608-6308 03-5608-6309 03-5608-6312 03-3612-6048

すみだ子育て・子育て応援宣言
－墨田区次世代育成支援行動計画－

平成 17 年 3 月

発 行 墨田区福祉保健部厚生・児童課
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
TEL : 03-5608-6151 (直通)
FAX : 03-5608-6403
Eメール : kouseijidou@city.sumida.lg.jp
